

秋 田 県 公 文 書 館

研 究 紀 要

第 23 号

講演録

「存在と時間のアーカイブズ ―公文書管理法への視座―

……………保 坂 裕 興… 1

論 文

伝承と史実のあいだに

―津軽安藤氏・津軽下国氏・桧山下国氏・湊氏の場合―…鈴木 満… 23

報 告

秋田県公文書館におけるデジタル化資料の現状と課題 ……高山 昭 弘… 44

農村部の地域アーカイブズを活用した地域参加へのいざない ……佐々木 康 久… 50

郷土資料整理に関する覚書 ………………鍋 島 真… 56

史料紹介

「文化系図」所収文書 ………………鈴木 満… 62

「郡方見回役加勢勤中日記」（文政十年）…………… 82

平成 29 年 3 月

平成二八年度市町村公文書・歴史資料保存利用促進会議 基調講演（十一月一八日）

存在と時間のアーカイブズ ～公文書管理法への視座～

学習院大学文学部教授・内閣府公文書管理委員会委員 保坂裕興氏

はじめに

御紹介いただきました学習院大学の保坂です。本日は、市町村の公文書・歴史資料担当者がお集まりの中、このような機会が与えられましたことをたいへん幸いに思っています。これから「存在と時間のアーカイブズ～公文書管理法への視座～」と題してお話をさせていただきます。公文書管理法についての考え方を、あまりテクニカルな話にせずに、アーカイブズ・プログラム、あるいはアーカイブズを作るといえるのはどういうことを、資料を読みながら皆様と一緒に考えていきたいと思っています。「公文書管理法にかかわる講演を」というお話をいただいたときには、その法律に基づいた制度的な内容も考えました。しかし、公文書管理法を読んでもなお考えてみるべき点があると兼ねて思っていて、今回は、これからアーカイブズを作っていくときに、どういうことを大事に考えて、どういうところに着目してやっていけばいいのか、その視座となる

ような話をさせていただきたいと考えました。

例えば、公文書管理法の第一条を読んでも、「国及び独立行政法人等」の文書に関してですが、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として」「主体的に利用し得るものであることにかんがみ」とまず書かれています。「かんがみ」までが前提で、「民主主義の根幹を支える」「知的資源」が公文書／特定歴史公文書になるんだと思います。

以下、目的が二つ述べられています。それは、行政の「適正かつ効率的」な運営ができるようになることと、現在及び将来の国民に対する「説明」責任を全うすること。この二つです。この第一条を読んだだけでも、いくつも考えてみるべ



き点があります。「民主主義の根幹をささえる」「知的資源」。どう
いうふうになっていけば、そういう知的資源を自分たちは保存して
利用提供する体制を作ったことになるのか。この議論自体が、日本
では未成熟です。また、やり方は一つではなくて、すでに日本全国
でいろんな形での実践がなされてきた。実際に動いている公文書管
理、歴史資料保存利用プログラムを見ても、様々なタイプのものが
あります。やり方は一様ではないわけです。それをどうやるのか。
さらに、行政の「適正かつ効率的」な運営。「効率」とか「適正さ」
を数字にしてはかるといってはなかなか難しいはずですが。もしやっ
ている事例があれば、どういうふうにやっているか、是非、見てみ
たいものです。それ自体もどういうふうを実現するかが、非常に難
しいことだと思います。さらに「現在」や「将来の国民」に「責任」
を果たす。それはどうすればいいのか。日本では長い間、アーカイ
ブズにかかわる制度を欠いてきました。これからやりはじめる、取
り組み始め、作っていく段階です。そしてそれを、三〇年、五〇年、
一〇〇年、動かしていくということになります。作っていくときに、
どういうことを大事に考えて、どういうところに着目してやってい
けばいいのか。

題名にある「存在と時間のアーカイブズ」。その心を先に明かし
たいと思います。「民主主義の根幹を支える」というのは、なか
か難しいことです。そこに到達していなければ、それにグイグイ近
づくようなプログラムになっていなければ、公文書管理をやる必要

はないのか。あるいはアーカイブズ・プログラムではないというこ
とになるのか。もちろんその議論は不可欠ですが、一度切り離して
考えていく必要があると思います。大切なのは、「民主主義の根幹
を支える」「知的資源」はどうすれば実現できるのかということ
いつも考えて、新しく工夫できるものをどんどんやっていく。そう
いうものではないかと思えます。ただそのときに、「組織」や「構
成員」や「住民」や、あるいはその「活動」や「出来事」がたしか
に「存在」したということがなければ、「民主」、人々が「主」と
して存在したことが証明できないと思うんです。だからその固有な
「存在」が確かに伝えられるということが大事です。それからもう
一つ。そういうものが積み重なっていく長い間のプログラムとして、
公文書のプログラム、アーカイブズのプログラムが動いていくと、
何が出てくるかという、過去にはこういう事件があった、過去に
はこういう問題があつてこういうふうに関決策をとった、それは五
〇年前にはこのような追加策をとり、その問題がほぼ解決された
という具合に、過去から現在が見えてくる。そして新たな課題に取り
組む現在、過去を見てどういうふうに関組むんだという議論をす
る現在が立ち上がる。そして再発しないように、あるいは先手
を打って、他に先がけて将来に何かを拓くように計画を立てる。つ
まり事件、出来事、日常生活、地域活動、政策、行事等々、過去、
現在、未来の様々な像が、地域ごとに、自治体ごとにあるわけです。
それは自治体史などを刊行することによって公のものになることが

しばしばあって、そういうものにつながっていくことが求められると思いますが、この公文書館プログラム、アーカイブズのプログラムによって、その固有の「存在」や「時間」がたしかに浮かび上がるものになることが必要だと考えているわけです。

今日のねらいは、「存在」と「時間」がちゃんとわかるようになるような公文書等の管理プログラム、その実現のためにどういうふうに資料を捉えるのか、どういうことを大事にしていけばいいのか、といったことについて考えていきたいと思えます。

一 題材…江戸時代におけるある村の事件をめぐる動き

今日の題材に使うのは、江戸時代におけるある村の事件をめぐる動きを記した古文書です。そのある村とは武蔵国秩父郡上名栗村です。上名栗に対して下名栗という村がありますが、「上」の方が川の上流になります。現在の埼玉県飯能市上名栗という地域です。

東京の山手線の北西部に池袋という大きな街がありますが、そこから電車で小一時間ほど西に向かうと飯能という駅につきます。さらにそこからバスで四、五〇分、北西の上流部に入っていくた地域です。この一体は山が連なるのですが、この村はじつは非常に有名な村です。幕末、江戸時代の終わりの時期に、「武州世直し一揆」というものがあります。最後の盛り上がった時には人々が踊り出

して、「ええじゃないか」の踊りまでやるような、江戸近郊一帯を巻き込んだ大きな一揆です。上名栗村はその一揆が最初に発生したむらとして有名であり、村の経済状況、あるいは人々の生活状況に関する研究史はたくさんある。

ただ、これからお話しするような観点からの研究は全くありませんでした。歴史学批判をするつもりはありませんが、かつての、三〇年ぐらい前の歴史学では、歴史上の大事なエッセンスをいかに導き出すかということに重点がありました。資料自体がどのように作られ、どういうふうに残っているのか。何は廃棄され、何はこういう理由で残された。こんな追求の仕方、古文書学的、あるいは資料学的な追求の仕方はあまり行われなかったと思います。それで私は、「村方騒動と文書の作成・管理システム」武蔵国秩父郡上名栗村を事例として」（『学習院大学史料館紀要』第六号、一九九一年）という研究を行いました。今日はそれを使って、人々の文書を巡る動き、また、文書がどういうふうに関能したり、あるいは機能しなかったり、さらには残されたり、残されなかったりしたか、ということを見てみたいと思います。

この村は、幕末の世直し一揆が起こる前は、非常に穏やかで良好な経済運営をしていた。そのように描かれている村です。ここで江戸時代の真ん中、享保九年、一七二四年に村の中で騒動が起こります。これは歴史用語で「村方騒動」と呼ばれるものです。そこで、文書をどういうふうに作り、保存するかという具体的な問題が出て

きます。

少し戻りますが、この村は、江戸時代では、特に大きな村でも小さな村でもありません。山がちだが、生産力は村全体で四三〇石ある。これはほぼ平均的な生産力で、家数が三〇〇軒あります。山だらけですから、江戸時代の初めには、薪を切り出したり、あるいは炭を焼いたりして生計を立てているわけです。江戸時代の後半には、杉や檜を植林して造林し、林業地帯として発達していきます。

ここでは土地所持の関係が非常に複雑なので、多くの所持者から土地や山を借り集めて、大型の林業にいく手法がとられます。一緒に作業ができるようにしていく。植林をできる技術を持った人たちを連れてきて、山に対して一度に大型の働きかけをする。その苗を用意するための施設も設置する。また資本家の力を借りる。これは地元の人である場合もあります。これを分収林業といいます。これが、日本の中でも、ほぼ一番早い時期に展開された村で、その地域の中心村です。そして、杉と檜を植える。秋田の皆さんは知っていると思いますが、雪があたりところには杉しか植えられない。材木としては一般に言えば檜の方が価値が出るので、雪があたりないところには檜を植える。雪が積もるところには杉を植えるというようにその両方を植え分けて、後に「西川林業地帯」と呼ばれる林業地帯として発達していきます。

もう一つお伝えしておかなければいけないのは、「村」っていったい何なのかということです。村は江戸時代の初めに設定されま

が、村が一つの行政組織である理由は、年貢を一括して請け負っているということにあります。江戸時代の税金というのは、百姓一人一人に割り当てられておらず、村の生産力をはかって、その生産力に対して、五公五民であるとか、六公四民であるとかといった歩合で、村に対して税金を賦課している。村では「名主」―東北、この地域では「肝煎」というのだと思いますが、関東では「名主」が一般的です―が中心になって、その村に割り当てられたものを百姓に小割りをしていく。そして割り付けた後は、徴収もする。一年に一回で徴収するわけではなく、出来高が出てくるタイミングで、江戸時代の中期ですと年に三回、四回、場合によっては五回、六回に分けて、百姓から少しずつ税金を集め、その都度納める。そして村で最終的に残額を確認し、殿様に対して税金を完納するという形になっている。これを年貢の「村請制度」といいます。税金を村が請け負っているということです。税金を村が請け負うと、百姓に対して税金を小割し、集めもする。それに関連して、村の中で共同事務が発生する。いろんな連絡事項、あるいは筆、紙を買って、帳簿をつける。さらに、税金に直接関係しなくても、道や橋などの私たちの生活を成り立たせるために必要な普請工事を行う。その費用も自分たちで割り当て、自分たちで集める。労働力を出せない人は、お金を出してもらう。そういうことをする。つまり年貢の「村請制度」が中核となり、その周りに村の政治や行政が自然に発生してくるわけです。それゆえ、たくさんの文書が村の名主や組頭などのと

ころに作られることとなります。そんなことから、江戸時代の村と
いうのは、現在の言葉でいえば、行政単位であつたと見ることがで
きます。

(一) 享保九(一七二四)年の年貢勘定不正事件

それでは、二〇〇年ほど前の話ですが、江戸時代中頃の上名栗村、
行政単位である上名栗村で、どのような文書を作っていたかという
ことを見ていきたいと思います。

先ほど触れたように、江戸時代の中頃、発端となる年貢の割り付
けや徴収等をめぐって「村方騒動」がおこります。形の上では、名
主が不正をしたということで表に出てきますので、いわゆる年貢勘
定不正事件の一種であります。ただし、それが本当に「不正」
と切り切れるのかどうかというのは、資料をみていけばわかる
のですが、甚だ疑問であり、いろんな解釈の余地がでてくるもの
であることはお断りしておきたいと思えます。

史料のAとBを見ていきます。これは、古文書なんですけど、現代
の文章に直してあります。一部中略のような形で、省略をしている
ところもあります。

史料Aですが、私が見つけた題は「年貢勘定不正事件の示談証文」
です。

「享保九年辰閏四月」という日付が見えます。享保九年、一七二
四年の閏四月。閏四月というのは、四月の後に、閏月として設けら
れる一ヶ月のことです。当時用いられていた太陰暦では、今の太陽
暦とは大きく違って、一ヶ月閏月がところどころに入る。差出人は、

上名栗村の「古名主」、これは古来からの名主という意味なんです
が、「八郎右衛門」。町田家の八郎右衛門です。そしてもう一人は
「年番名主 源五右衛門」。名主が二人出てくる。さらに組頭など
が差出人で、あて先は「川原清兵衛様御役所」。この村は江戸幕府
の直轄領で、いわゆる天領ですので、殿様は「代官」ということに
なります。論理上は徳川將軍が殿様なんですけど、徳川將軍は日本全
国の覇者であり、国家元首のようなものですから、領地の統治は直
接行いません。代官に支配させるわけです。このため地域の百姓、
村の側から見れば、代官が殿様だということになるわけです。「川
原清兵衛」は代官です。

本文の一箇条目と二箇条目。江戸時代の古文書は、箇条書きとい
っても一、二、三ではなくて、一つ、一つ、一つであり、どこまで
行っても一つと読みます。裁判のような形になるわけですが、第一
箇条目はいわばその原告側の主張です。第二箇条目が被告側の主張
ということになります。原告になっていたのが、町田八郎右衛門。
古来からの名主であります。史料を見てまいります。「一、武蔵国
秩父郡上名栗村名主八郎右衛門(原告)が御訴申し上げましたのは、
前々より百姓に年貢名寄帳の押切判形」、年貢名寄帳は年貢高を入

の名前ごとに書き上げたもの。「押切判形」は割り印です。帳面で割り印を作って、「御年貢受取手形」つまり百姓に対する領収書を発行してきたが、「組頭のうち傳兵衛」他数名が、「納入の都度に手形を取り置きたいと要望し、百姓たちが談合しているので」、つまり百姓たちが申し合わせて騒いでいるので、前々のやり方ではないということ仰せつけて欲しいと、一箇条目で述べています。これは何かというと、じつは、年貢は一度ではなく、何回にも分けて徴収しています。そして最終的には、領収書を百姓に発行する。例えば、上名栗村のあるところのある集落に広兵衛という百姓がいたときに、これだけの畑を持っていて、あわせて広さはどれだけ、年貢額はどれだけと人の名前ごとに所持している田んぼや畑を書き上げ、その年貢額は合計でいくらであるということを書いているのが、年貢の名寄帳です。最終的には一人に一枚、その名寄帳で割り印を押した領収書を発行して来たんだけど、途中でチョコチョコ徴収されているところではどういうふうになっているのかわからない。後の文を読んでもみるとわかるわけですが、内訳もわからず取られている。それで百姓や組頭たちが騒ぐ。でも古来からの名主はこれ以上のことはできないので、これまでの通りのやり方いいと申し付けてもらいたいというのが、原告の主張です。

第二箇条目が被告側の主張です。組頭十人他、何名かがいうのですが、被告が言うには、「御年貢皆済にあたり、百姓は銘々名主と差し引きして請取手形を取り置くものの」、先ほどの件ですね。「何

々納のために割り付けられたのかという内訳がわからない」。村には、じつは年貢額の他にも、付加税とか臨時税みたいなもの、また事務費用等がいろいろかかる。それも全部、村が請け負って百姓に小割りして徴収していくことになるわけですが、そういうことを含め、何々の用でこういう税金が割り当てられた、年貢などが割り当てられたということがわからない。「内訳がわからないので、それを明白に書き分け、百姓が納得できるようにしてください」というふうに被告側が主張する。これで、真つ向からぶつかるところです。代官所にこの話を持ち込んで、裁判のような形になりますけれど、示談をしている。最終的にこの文書は、それを決着させる文書なので、現代の言葉で言えば、示談書。当時の言い方で済口証文。口を済ませる証文である、ということになります。

三箇条目以降がその決着した経過と決着の主旨です。「一、右双方、江戸御屋敷へ呼ばれ」、これは代官所です。「御吟味の上、前格がなくても諸帳面は百姓が望む通り、内訳を明白に仕置き然るべき旨、名主へ仰せ渡されました。」前にそんなことはやったことがなくとも、村の諸帳面は百姓が望むとおりに、内訳を明白にして作るべきであるというのが、代官の側からの指導であったわけですが、ただ被告側が騒いだのは、内訳が明白ではなかったのだから、税金が適正に徴収されなかったのではないかとということなんですよね。それで、「ただし前々勘定合わせも心得難い由、組頭・百姓が申し上げたので、戌より寅迄五ヶ年の諸帳面を勘定仕るべき旨仰せ渡さ

れ」、過去五年分は、いわば年貢の再勘定をやるということが決められる。実際には、「子・丑・寅」ですから、近い方の三年分だけ勘定を行って、「江戸屋敷へまかり出で御吟味願いました。」三年分だけ再勘定した。じつはその帳簿、残っております。たいへん正確な計算をしている。現代の数字にして計算をしてみましたけれども、間違いがなく、ピタリ合うものでした。そういう帳簿を作っておいて、じつは勘定の過不足がありました。たくさん取り過ぎていたとか、一部は取らなすぎた部分もある。つまり、勘定が間違っていた、ということがわかった。

それで次のところでは、古来からの名主の八郎右衛門がそういういい加減な税金の勘定をしていたので、「一致の和融ができないので、今後は右一同、年番にて」、右一同とは、被告の側、騒いだ組頭の側です。「年番にて老人ずつ名主役を勤め、名主二組を」たてゝる。つまり古来からの名主町田八郎右衛門と、騒いだ側のグループから年番で出す名主の二組の名主を立てて―これを古い組と新しい組で、古組、新組としていくのですが―「御用・村用」、御用は殿様の用事、村用は村の人のための用事、「間違いないように勤める」ということを決めました。

しかし具体的には、文書の管理に関する問題が出てくる。「御水帳」というのは検地帳のことで、「御割付」は村に対する税金の割付状、「皆済目録」は最後に村に対して一枚出される領収書です。「方々」で扱って「間違いがあつてはならないので、御本紙は古来

の名主が預かり、双方が写取り、両名主」が割り判をして所持するということが決められます。その後も、様々な種類の文書の作成・管理の仕方を定めるわけです。「但、御割付・皆済目録は全百姓が拝見の上、双方残らず連判仕り、両名主封印する。」とかですね。

この流れというのは、年貢の勘定について、組頭たちがどうもおかしいぞ、内訳もわからないし、このまま取られていいのかというので騒ぎをおこして、先手をとって名主の側から裁判をおこされただけけれども、実際、再勘定をしてみると、勘定のしかたに間違いがあつて、実際に多く取っている。その再発防止のために、村の文書の作り方、文書の保管の仕方などをここで定めたということなのであります。たいへん細かいところまで文書システムを決めています。

次の箇条では、「一、御年貢取り立ては、毎年大積もりに夏と秋度取り立て、二、前年度の年貢額を参考にして、大積もりで夏と秋―これは五月と八月とか、六月と九月とか、そういうあたり―に二回取り立て、「則ち、一組毎に組頭方へ受取手形を出」す。夏、秋で取り立てるんですが、その徴収の都度都度、組頭に受取手形をだす。第二箇条目のところで、途中の経過でも領収書を出して欲しいという話がありました。それも実現している。「受取手形を出し、御割付状が下された節、一、税金の賦課が割付状です。例年、一、一月とか一二月にそれが割り付けられます。二、下された節、名寄帳を仕立て勘定し、冬になつてから割り付けられ、それを小割りして「勘

定し、百姓一人毎に」最終的に「受け取りを出す。」と決められます。その他、鑿銭の勘定の帳簿の作り方とか、百姓の持ち高にに応じて掛けられる税金等の徴収の仕方とか、村入用の精算の仕方―村入用というのは、村の共同事務のために発生する費用のことですが―とか、村の中に所持している田んぼや畑の広さと年貢額の管理方法、それから名主の給料などについて逐一決めるわけです。間は省略していますが、最後のところには「宗旨人別、これは宗門人別改帳のこと、それから五人組帳、村入用関連の諸帳面は、「双方別々にして差上げ申すべき事。」別々に、でも同じやり方で二つの組が作って、殿様である代官所に出すということが決められています。

ちよつと時間を取りましたが、こんな具合に村の中で発生した年貢勘定の不正事件のように見えることを契機にして、村の体制が変わる。村が事実上、二つに分かれる。ただ二つに分かれただけではなくて、今後、同じようなことが発生しないように、勘定の仕方、文書の作り方、文書の保管の仕方まで取り決める。このようなことを享保九年、一七二四年、いまから三〇〇年くらい前に行ったはずだということはこの文書は示しています。末尾では、以後、訴訟がましいことは絶対にしませんということを双方が約束をし、済口証文にしたということが知られます。

これで一通りの顛末はわかるわけです。歴史研究をやる人は―私も二五年前、この論文を書くときには歴史学者だったのですが、これではぼわかったと思っていました。ところが、文書というのは面

白いもので、関連する資料を読んでいくと、その前後の経緯や背景事情など、いろいろなことが見えてくるのです。文書にはこういうふうに書いてあるけれど、実際はそうはやってなかったとか。この一通りの顛末が知られる示談書を読む限りでも、名主は悪役で、「よっしゃ、よっしゃ」とも言って懐に年貢を入れるような悪い名主のようなイメージが浮かびあがります。しかし他の文書を読んできくと、あながちそうとはいえない、もしかすると一生懸命やっていたのかもしれないという面が出てきます。そこで他の資料に目を移します。

史料Bです。これは史料Aに対して、その前月に行われた年貢再勘定の結果報告です。先ほど、非常に正確で厳密に作られた再勘定の帳簿が残っていると申しました。それに基づいた報告書です。差出人には、上名栗村の傳兵衛、源五右衛門らの名前が並んでいます。これは騒動を起こした側の組頭たちで、この後、新組に入っていく人たちです。年月日は「享保九年四月」ですから、「閏四月」の前月です。史料Aと同じように代官に出しているものです。

一箇条目を見ますと、五年分の再勘定が申しつけられたけれど、実際には、「三カ年分」しかやらなかった。古いところは名主のところには帳簿があつて、まだ整理もついでないのでできなかったとあります。

二箇条目を見ますと、「寅年」ですから享保七年ですか、「寅年に名主が仕立てた」名寄帳面の反別、畑等の広さを改めるため、「年

貢割付の表に引き合わせたところ、反別に過畝歩があった」。村に一本だけ発行される年貢割付状には、村にどれだけの田や畑があるかが種類別に列記された後に、合計でこれだけの広さがあるので年貢額はこれこれであるということが書かれています。ところが、年貢名寄帳を合算した合計を調べると、それよりも広い畑を持っていることになってしまう。徴収の元帳である年貢名寄帳の方だけに「過畝歩」（すぎせぶ）、つまり本来はあつてはならない過剰な畝歩が記載されていることがわかった。土地の広さに対して年貢を集めてますから、広い畑を持っていることになっているというものは、実際より多くの税金をとってしまったということになるわけです。「いか様の訳を以て仕立てたのか」、どういう理由で、どんなふうにしてこの帳簿を作ったのか。「名主方を御吟味願い」ます。調べてください。つまり不正があつたと訴えています。

それから次の箇条を見ますと、「寅年の儀」、同じ年について見たときに、「畑方本途御年貢」、これは畑しかないんで「畑方」、「本途」というのは本年貢のことです。要するに年貢のことです。「年貢永」、年貢は実際には永楽銭で割り付けられているのでお金になつているわけですが、「過取」、過徴収している。また、「同年見取畑」、毎年、出来高を検査して年貢額を決める畑、そういう特殊な耕地があるのですが、それについても「過取」、過徴収。これらのように、過徴収をしていて、名主が横領したところが明らかだ、他の箇条もそうですが、再勘定してみると、どうも百姓たちが必要以上にたく

さんの年貢をとられていたのであり、不正であるからこれも吟味してくださいと訴えているわけです。

これを組頭たちは、何とまとめているかというと、末尾のところですが、「諸色不分明の致し方、殊に諸掛り物・村入用割り」、「村高に応じてかかってくる賦課税が「諸掛り物」。それから共同事務のための費用が「村入用割り」ですが、「無差別に老帳で取り立てた」。一つの帳面しかつけてない。それが「心得難」い。しかも「すべて名主一人の了簡で」、名主が一人でそういうことをやっている。「諸帳面」をも、「組頭・百姓へも相見せ」ず。公開ももちろんしていなかった。「我俣なる致し方」である。不正があり、それは名主が一人で帳面も見せず、現代になぞらえれば、情報公開もせずに行ってきたことよつて、こういうことになつてしまった。それを代官に訴えているわけです。史料Bの方が、時間的には前になりますから、このようにキチンと調べて、再調査をして、どこがどうだということを事細かに列記し、その原因まで一応押さえた上で、その翌月、史料Aのような示談になつていくわけです。

話の流れを確認しますと、享保九年までの従来の方法では、年貢名寄帳と村入用関係の一帳、合計二つの帳簿で、年貢、その他の勘定を済ませている。名主一人が差配している。帳簿は非公開であつた。百姓たちにとつて、内訳はもちろんわからない。そういうやり方だった。この騒動では、一部の組頭が年貢などの内訳を明白にすることを要求した。実際に調査をし、過徴収、取り過ぎていた、横

が、一気に増える。いったいいくつ作ることになったかというところ、三度取立、浮役永、村入用、突合帳、小割帳、鏝の請取帳、皆済突合目録、そして最後の調整の請取帳、八つの帳簿を作るようになるわけです。税金の勘定を正確にやるというのは大変なことです。百姓たちが望むように、内訳が明白にわかるようにやるということは、たった二つの帳面だけだったものを、三系統で八つの帳簿を作らなければならぬほど、大変なことであつたわけです。しかし、三〇〇年前にこういう議論をして、行政改革をやつたわけです。一方で業務繁多という問題が出てくるのですが、先ずはこれで一応の解決をはかろうとしたのです。

(二) 事件の背景事情

さてところが、関連する史料を読んでいくと、これだけでは済まされない話があることがわかってきました。ちよつとその話にもおつきあいいただきたいと思ひます。

史料のCとDをご覧ください。まず史料C。私がつけた題名は、「諸帳面改めと地押し」です。「帳面改め」は、帳面があるかないかを改めるといふのではなくて、帳面の中のデータを点検するものです。「地押し」といふのは歴史の事典を引いても出きません。レジュメには「土地の実地検分」というきれいな言葉で書きました。

検地帳に記載された土地の現場に行つて、こうすることだと私は思ふんです。(足踏みをし、手で地面を押すゼスチャー)つまり、土地のあるところに行つて、広さや所持者を確かめる。場合によつたら測りなおす。たしかに確かめるのが地面を押す、だと私は理解しております。

文書を見ますと、「享保九年閏四月」ですから、示談をした直後だと思われまふ。ほぼ同時かもしれまふ。差出人は名主の八郎右衛門と、「同」とあるのもう一人の名主の源五右衛門。古組の名主と新組の年番名主の両方が連名して、さらに以下、組頭などが署名しているわけです。宛て先がありませんが、ということは、相互に取り交わしたということです。つまり代官所には出してないので、村の内部の文書であることがわかります。何を取り交わしているかというところ、傍線部ですが、ちよつと驚くような簡単には分らないことを書いてあるんですね。「諸帳面については、年久しく相改め申さず、不埒であるので、両名主・組頭は申すに及ばず全百姓立ち会い、相談相極め、前々の儀は打ち捨て、明白の諸証文にもとづき取引の上、地押勘定し、当辰十一月より来る巳四月までの内に相改め、高反別決め申すべきです。」つまり、諸帳面の中にある高反別を長年改めてこなかつたので不埒である。両名主や村の百姓たちがすべて出會つて相談をして、前々の不正確なデータは捨て、明白な証拠、証文だけでもとづいて、そして地押し≠実地検分をし、土地の広さや所持者を確認する。それを「当辰」ですから今年の十一月

から次の四月までの間に行い、あらためて高反別を決着するということなのです。これはどういうことなのかということですが、享保の末年くらいになりますと、関東の他の村でもこういう問題は出てきます。それでも、関東の武蔵国やその周辺では、この享保九年は比較的早い事例だと思えます。帳簿をある程度作るにしても、その中の土地の把握が正しくないのです、それを修正する業務が必要であったこととなります。

もう少し関連するものを読んでみます。史料Dです。「地押しの手続と約束」。これは享保一〇年九月、翌年のものです。史料Cでいえば、本当は翌年の四月までにもう終わっているはずですが、翌年の九月になって、地押しの手続きやそれに関する約束事を、また文書で決めている。なお、この文書は、両名主が署名せず、古来の名主、古組名主八郎右衛門、以下組頭などが署名しています。これは古組の文書といえるものです。いったい何を定めているのでしょうか。

第一条目の傍線部を見ますと、「御代官様御役所へ御願い申し上げたところ、則ち、地押勘定を仰せつけられ」た。傍線の前からですが、「双方全百姓の相談を以て」、双方は両組です。村の中の両組の、つまりは全ての百姓が会って相談をして、代官所に御願いして、地押勘定をやることになったとあります。史料Cにあるように、帳面にある土地所持のデータが不正確だということで、当年の一月から来年四月までに地押をやることを決めていた。しかし、そ

の通りには実施できなかった。代官所、殿様のところに許可を求め、そして了承を得て実施しなければならなかった事情がわかります。

第二条目の傍線部「御検地御水帳に名所附け誰と書いてあろうとも、」いわゆる検地帳のことです。耕地の一筆毎に面積と所持者、百姓の名前が書かれているものです。その検地帳に、例えばこの広さのこの耕地は広兵衛のものだと書いてあっても、「畑山境等の儀、前々より只今迄作り来り支配仕る通りの名」前に改め、検地帳にどのように書いてあっても、実際にその土地を耕し、支配をしている者の名前に改める。つまり、実態通りにすることなんです。そして「前々の儀はいか様なる入り組みがあろうとも打ち捨て」るとされる。百姓は所持している土地の広さに応じて税金が賦課されるわけですから、これは大変なことです。

三箇条目は、これまでの過不足、入り組み、それから年貢などの過徴収、反対に不納分も打ち捨てるとしてあります。お金のやりとりは今後一切しないということです。過去における土地所持関係を捨てて実態通りにすること、また過去に関わるお金のやりとりも今後一切行わないこと、これらの事情があるので、役所に許可を取らなければ実施できないような重大な事柄であったことが推測されます。

それでは、この地押しは本当にやったのか。文書に書いてある史料Cもその通りにいかなかったわけだから、史料Dは実現したのか、確認してみる必要があるでしょう。一生懸命、探しました。報告書とか、情報が残っていないか。ところが、直接にそれを示す史料は

表二 「上名栗村前々書物改目録」の採録文書、および管理体制

	文 書 名	管理状態
①	検地帳・延宝七年新開帳・享保八年前々見取場當卯改出帳	「 六 拾七冊箱晶入置」
②	割付目録・高帳・名寄鑑札渡帳・新屋敷帳・荒地帳	①とともに「惣 六 長持ニ入置」
③	享保十六年地押帳、前々検地帳写 同十八より享和三年迄の高抜帳	記載なし
④	「元文中六通、享和年中五通」、「宝暦年中御割付目録廿五通ニ而十三年分濟」	記載なし
⑤	(以下、一つ書きで列記、類似帳簿は省略) 猪鹿荒地帳(古組)・川下山崩小前帳など(古組) 新屋敷帳(両・古)・取下場小前帳(両組・古組) 鉄砲持主開帳など(両組)・年貢接合帳など(両組) 村明細帳(古組・両組)・反別両組調帳など(両組) すみや人見入り山代割渡帳(両組) 村高反米永家数人数書上帳(古組) 幕府法令写し帳面など 「前々遣村入目廿六冊、外ニ式冊」……………	「此分不用棚ニ入置候」

なかなかなか見つかりませんでした。しかし、村の文書全体を眺め渡す必要があり、保管の仕方を調べはじめたところで、実施した証拠となる情報が得られました。資料の「表二『上名栗村前々書物改目録』の採録文書および管理形態」をご覧ください。この目録は、村がこれまでに作成・保存してきた文書・帳簿等を点検・整理して列記したもので、

①から⑤までに大きく区分されて保管されたことが知られるものがあり、その通りに表にしたものです。後で説明するように、必ずしも大事ではない、とりあえず使わない、いわゆる非現用の文書は、別に寄せ集め

ていたことがわかりましたので、これは、現用、あるいは有用なものとして判断された文書等の目録だということがわかります。この中の③のところに、「享保十六年地押帳」が出ています。

表の①は検地帳の類いです。土地の台帳で、殿様が直々に作る、指示して作るものですから最も大事。村の広さとか、村の範囲もこれで確定されるようなものですので、最も大事であり、筆頭的位置付けをもちます。にきている。その次のジャンル②が、「割付目録」と「高帳」「名寄鑑札」「割付目録」というのは、年貢の割付状と皆済目録のことで、村が領主に対して責任を果たしてきたことを証明する重要な文書であると言えます。ちなみに①はしめて一七冊。

検地帳の類いの最も大事なものは、箱に入れてある。次の②のところは①とともに、すべて長持ちに入れ置くとあります。その次の③は、書棚に平置きされていたのでしょうか、長持ち等の容器に入っていないなかった可能性があります。享保十六年地押帳」など。その後、また④で「割付目録」などが出てきます。その他、⑤のところには、古組、両組の様々な帳簿が出てきます。

さて「享保十六年地押帳」です。史料Dは享保一〇年の証文だったわけですが、それを完遂するのに享保一六年、一七三一年までおよそ六年間を費やしたものと推測されます。史料Cで着手しようとした地押しという作業は、それだけの年月をかけてようやく結果を取りまとめた帳面を作成することができ、税金の賦課台帳となる年貢名寄帳等のデータを修正することができるようになったと考えら

れるのです。

翻ってこの事件の全体を俯瞰すると、土地所有者と年貢等負担者の間にズレが生じていて、これだけの地押し作業のようなことをやらない限り、それを修正できなかったということになる。旧来の常識のまま普通にやっていたれば、史料Bに書かれたような過徴収をってしまったたり、横領とみられるようなことがおきてしまったのではないか。このように検討を進めてみると、名主町田八郎右衛門の悪役のイメージも必ずしも適当ではないということになってくる。

一方、この問題を抱えた村は、騒動という形をとりながらも、何度も相談を重ね、文書のシステムを打ち立て、行政のやり方を定めるとともに、現実によくして地押し作業によりデータを適正なものに改めて、再出発をきる。また、ただ文書を作るだけではなく、どうも相談もかなりやったらしいし、現場に足を運んで確かめることもやったらしい。そういうことを繰り返した。現在残っている文書からはこれだけしか分からないが、しかしそれでも文書を丁寧に探究していけば、三〇〇年前の人々の苦悩、行動、知恵のリアリティとともに、村というある種の行政組織がかなりの改革と実践をした様子が知られます。

(三) その後の経過

題材とした事例というのは、このような意味で、現代の文書管理

や文書の活用を考えるときの一つの参考事例になるのではないかと考えてきたのですが、もっと見るべきところもあります。その後、この村がどうなったのかということも見てみましょう。

享保九年、一七二四年から約八〇年たった享和三年、一八〇三年に、町田家が名主を勤める古組で、ほぼ同様の形で、帳面改めを行います。地押しももちろんやって、高反別帳や百姓たちの土地所持の状況を確認する。そしてその変化、変更が生じたところを修正していくという帳面改めをおこなう。この時は、地押しをやるだけではなく、村中の検地を受けた耕地一筆ごとに番号を付け、新たに土地情報の管理をはじめます。もし土地が質流れとなり所持者が代わった場合には、その番号札を相手に渡す。新しい土地所持者はその番号札をもって、名主のところに行き、年貢名寄帳などのデータを書き換えてもらう。実際には、検地帳もおさなくてはならないのだけれど、検地帳は「付け札」とよばれる小さな短冊状の紙を上に乗らして、所持者の変更を反映していきます。

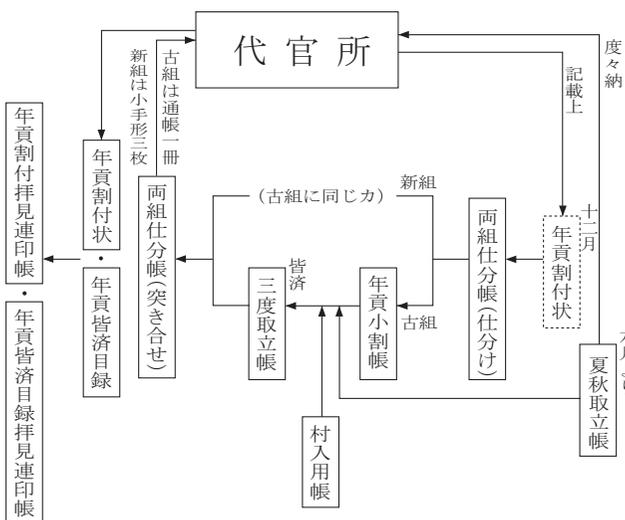
古組はこのようにして、新たな技法を加えて帳面改めをやるんですが、それでは新組はどうなったかというところ、やはりある程度の間がたちますと、実際の土地の所持者と税金の負担者がズレるといふ問題が生じ、対応を迫られます。説明を漏らしてしまいましたが、なぜこのようにズレてしまっただけで、しかも簡単に帳簿が直せないのかというと、江戸時代は田畑永代売買禁令というのがあって、土地の売買が原則的に禁止されたことが背景にあると考えられます。ただ

し、土地（所持地）を質に入れてお金を借り、年限までにお金が返せない、質流れが生じる。それによる土地の所持者の変更がおこるわけで、これだけは認められています。江戸時代の中頃、元禄、享保の時代になりますと、質流れが非常に増加し、この問題が前面に現れてくるわけです。もう一つあげるとすれば、上名栗村は山中の村であり、役所により検地され、オフィシャルに所持を認められた土地はほんのわずかしがなく、しかしその土地を根拠として杉・檜造林をして生計を立てていたことも関連します。検地された土地が谷の奥深くにあり、その所持者がその周りに杉や檜を造林しているのですが、その検地された土地自体が、どこにあるのか、誰のものなのか、周りの林は誰のものであり、その境目はどうなっているのか、こういったことが、山が急峻であることにより、日常的には確認することが難しいという問題がありました。このため、先に見てきたように数十年おきに地押し作業を村の総出により行うことが必要になります。

話を戻しますが、何年かたてばまた必ず、土地の所持者と年貢の負担者がズレる。そういう問題が生じますので、新組でも、同じ問題が生じました。文化一〇年、一八一三年、新組名主は古組の名主に帳面改めを依頼します。古組に依頼したのはなぜか、確かなことはよく分かりませんが、しかしおそらく、史料Aの済口証文にあったように、殿様方から来た年貢の割付状などの正式な指令、村に一つだけ来る文書は古組が持っていて、基本となる帳簿は古組が持つ

ていること、また地押の技術とその実績がある。そういうことによるのではないかと思えます。新組の人たちは、古組に地押しを伴う帳面改めをやつてもらうために四〇両を支払ったこと、その作業には延べ五〇〇人がかり出され、帳面書き換えの作業を行ったことが知られます。また土地の番付も行われました。

上名栗村古組では、さらに、村の文書のシステムの改良にも着手します。先ほどの図を見てください。図一で、騒動より前は二つの



図二 1809 (文化6) 以降の年貢関係文書作成システム

帳簿しか作つてないのに、騒動後は厳密に文書・帳面が作られるようになり、三系統八帳簿となるという話をしました。一〇九(文化六)年以降の年貢関係文書作成システムは、文化六年、一

八〇九年以降の数年で改良された文書体系であり、幕末までほぼこの体系が維持されました。まず図一と図二の大きな違いは、図一が三系統で始まるということです。三系統で始めて、代官所に納めべきものを納めた後に、最後にまた調整のための勘定をする。それに対して図二の特徴は、基本を年貢勘定の系統の一系統にすることです。両組の仕分帳から始まります。年貢割付状は、もうこの頃になると、毎年は出ません。定免制などといいますが、五年間とか一〇年間は年貢額は変えないということになっています。村の中では、もう早いうちから両組仕分け帳をつくります。これが一つ目で、次に年貢小割帳を作り百姓一人ごとの年額を算出する。あとは「三度差引帳」を仕立て、夏秋取立帳で取っていた分と、村入用帳で算出した一人あたりの金額を差し引きし、残額を算出する。つまり三回目の差し引きで全ての精算が終わるといふシステムになります。年貢をメインとした一系統とし、他のものは脇に寄せてデータだけ帳簿に後で書き入れて、三回で全ての精算をし、決算するようにしたわけです。新組との突き合わせは必要なので、両組仕分帳とその突き合わせ帳を作って決着し、代官所との関係は済ませる。全て終わってから、年貢割付状とその領収書たる皆済目録が発給されるようになる。

ただし実はこれは、実際には何年かたってから発行されています。日付はその通りであり、例えば文化一〇年なら文化一〇年一二月なんていうように書いてあるんですが、村の記録を見ると、文化一二

年の五月に渡されたことが知られ、時間差があったことが知られます。それだけではなく、「年貢割付拝見連印帳」、「年貢皆済目録拝見連印帳」が作られます。最初と最後に、村に年貢額が示されたものを、構成員である百姓全員が見たということを証明するために、判子を押す帳簿を作るようになる。何とも念入りなことです。しかしこれはフィクションなんですよね。というのは、年貢割付状や皆済目録が一年半とか、二年たってから渡される。年貢の割付状や皆済目録の拝見帳の判子押しも、じつは実際に渡される二年後にやっている。ですから文書上の年月日とその行爲を行った年月日が随分ずれているわけです。これも面白いところです。実際にこのようにした方がよかつたのか、せざるえなかつたのかはわかりません。けれども、こういう文書の実際のシステムを見ると、面白いことや今の段階でわからないことがたくさんあるということを申し上げておきたいと思います。

さて図二のポイントは、一系統になることのほかに、実際に帳簿の数を数えると、「夏秋取立帳」「両組仕分帳」「年貢小割帳」「村入用帳」「三度差引帳」「両組仕分帳」の六つになることです。三系統八帳簿だったものが、一系統六帳簿になる。そして、メインの税金の徴収のやり方がはつきりしますから、会計がより明確になる。そのような改革を、この帳面改めを一生懸命やっていた文化六年のち数年の間に実行していた。これは文書上に言葉では書かれないことです。

通覧すると、享保九年の村方騒動後に行われた村の行政改革、そして古組と新組の帳面改めが終わる文化六年以降、このような文書行政改革が行われたと見る事ができるわけです。その改革は、税金の勘定の明確性を高め、かつ帳簿数を減らすものであり、合理性と効率性をもつものであった。この文書行政改革が一段落した後には、先ほどの表二でみた村の文書目録を作成したのですが、さらに「不用」文書、今でいうならば非現用文書、廃棄の候補となる文書のリスト、これも作っています。ただ、実際には捨てていなかったようで、この二つの目録に記載されている文書類はほぼ全て現代まで保存され、残ってきています。これらは「武蔵国秩父郡町田家文書」という文書名で最終的に学習院大学で所蔵されることになりました。

上名栗村は、以上で見たように、享保九年の騒動以来、文書管理に取り組んできました。それも一過性のもではなくて、一〇〇年以上をかけて、文書のシステムづくりや改革をしてきた。村人は、明々白々なものとして税金を納め、いざとなれば、村が保存している文書で証明できる。ですから、あとは胸を張っているんなことが自由にできる。どうも分収林業がこの地域でたいへん発展したのも、文書行政改革の一環として行われた土地情報管理が奏功したと言われている。地押しされ、番付された土地は、大規模分収林業をすすめるのに都合だったのでしよう。外材が昭和三〇年代に入ってくるまで、西川林業地帯の中心村として上名栗村は発展し、経済的な

繁栄をとげました。

二 考察 ―考えるべきこと、学ぶべきこと―

(一) なぜ名主は解任されず、新組からも信頼を取り戻し、かつ経済的な繁栄を遂げたか？

さて、ちよつと丁寧にやり過ぎたようで、だいぶ時間がおしております。今日私は、これからアーカイブズを作っていくときに、どういうことを大事に考えて、どういうところに着目してやっていけばいいのか、その基礎になるような話をさせていたいただきたいとして話し始めました。それは、組織や構成員の「存在と時間」をきちんと担保するような公文書管理というものが、一つの目安になるのではないかと考えたからです。以上は私の一九九一年の研究に拠りますが、私は今でもこの題材を通して考えることが多々あります。この文書群をよくよく見ると、文書とはどういうものか、どういうふうに取り組んでいけばよいのかということに関するヒントが随所にあると考えています。ここで一旦、まとめさせていただきます。

二つの問題を立て、整理に向かいたいと思います。一つは、問題一としますが、文書と現実はずれることがしばしばあるが、文書とというのは信頼できるものなのか。信頼できるものにするためには、どうすればいいのか、ということです。現在の公文書管理のことを

考えていますから、文書を使ったり、読んだり、解釈したり、それにもとづいて行動を取ったりするということはどういうことなのかということ、私は考えたいと思っています。

二つ目、問題二は、事例とした町田家の文書をどう評価するべきなのかということです。三〇〇年前の上名栗のこの事例は、文書を非常によく管理していたのは知られたけれども、百姓がやってきたときに、閲覧制度があつて自由に文書が見られるようにはなっていないわけです。誰もが自由に見ることが出来る閲覧制度は持っていない。しかし実務でちゃんと使っている。これをいったいどう評価すればよいのか。町田家の文書は、アーカイブズ的な性格を持っているのは明らかなんだけれども、これをもつて、アーカイブズ制度の日本の源流のようなもの、原形のようなものとして評価すべきなのか。それともこれこそが、時代と地域の固有性をもつアーカイブズであり、その資料自体も即時的にもうアーカイブズ資料だと言っていないのか。私自身、これをずっと考えてきました。

問題一に関しては、後ほどもう一つ話を加えてお話しいたします。問題二に関しては今はむしろ、これこそがアーカイブズプログラムであり、アーカイブズ資料だといってよいと、確信するようになりました。

というのは、ここで見てきた事例は、公文書管理法の中でいわれている、適正で効率的な行政運営が、文書行政改革を通して当時の環境の中で実現されてきたと見ることが出来るのではないかと考え

るからです。「適正で効率的な」文書管理で何が得られるのかという、村という組織と構成員の「存在と時間」が浮かびあがることではないか。例えば、利用者である私が、長年にわたり保存され、残されてきた町田家文書の総体を見ることができ、一七二四年の村方騒動の前と後の村行政の性質の違い、そして一八〇〇年代の初めにそこでもまた文書行政改革に挑み、合理化・適正化が行われ、経済効果もみだされていったという、全く固有な時間が存在していたことがわかる。このような「時間」は、村の全員が知っていたかどうかは別としても、少なくとも名主町田家の人々、また村方騒動に加わった人々ならば、語り伝えられ、あるいは文書の状態を見て知っていたのではないだろうか。この文書を通して、時間や時代による違い、そういうものが明確に浮き彫りになる。また、人々がどういう意思をもつて、どういう行動をとったか、またどういう決着を、どのようにつけたのか、たとえそれが最終的な正解でないとしても、細かく分析し、追求することが出来る。すなわち村という組織とその構成員の「存在」が、はっきりわかる。歴史がわかるといってもいいんですけど、歴史といわなくてもいいと思います。自分たちが省察すべき過去、そして何かの行動をとる現在、そして目指すべき目標をもつた多様な未来が見て取れる。この文書群を見る限り、彼らはそれを無自覚にはなく、様々な経験をもとに、おそらくは労苦に耐え、歯を食いしばってやって実行してきた。私に言わせれば、「存在と時間のアーカイブズ」として構築されてきた

のだと思います。西洋近代的な意味では民主主義的などは言えないかもしれないが、「民主」的な活動が行われる基盤がそこで出来てきたと見ることはできるのではないでしょうか。このように注目すれば、もはやためらうことなく、アーカイブズの源流とか原形ではなく、これがアーカイブズであり、これが先ず必要だというふうに考えるようになったという次第です。

(二) 書き表すこと、文書を保存／利用することの〈重さ〉

さて問題一に対しても、私は長い間うんうんうなり、諸学の間を彷徨いながら考えてきました。その中で「これだ!」というものに出会いました。それがフェルディナン・ド・ソシュールの記号学です。大きくいえば言語学から発展したものであり、情報やコミュニケーション、あるいはポストモダンの認識論に関して新しい考え方を切り開いた学問です。日本では、丸山圭三郎先生という方が、このソシュール学の第一人者です(『ソシュールを読む』、岩波セミナーブックス、一九八三年、のち講談社学術文庫、二〇一二年参照)。ソシュールの記号学は、言語だけではなく、言語以外の文字とか、あるいは絵による表現とか、あるいはダンスによるボディランジェリとか、人間がなし得るあらゆる表意活動を対象とします。ごくごく細かいつままで、紹介しましょう。

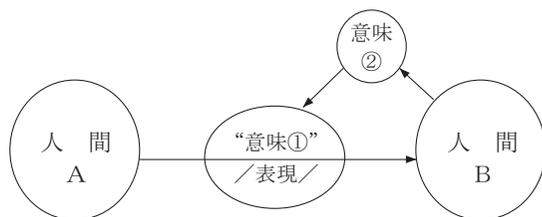


図2 記号学的なコミュニケーション

このソシュールは何を発見したか。非常に簡単に端的に言えば、人が言ったことを私が聞いて何かを理解する、あるいは、人が書いたものを私が読んでも何かを理解するという時に、言われたこととか書かれて伝えられたことというものは、じつは表現された形にすぎなくて、意味内容を持っていない。受け手である私自身が、その形に意味を与え返しているのだということです。

「図2 記号学的なコミュニケーション」を見ていただいた方がわかりやすいかもしれません。人間Aが人間Bに、何か伝える。それは言葉でもいいし、歌でもいいし、手紙でも文書でも論理上同じです。その人間Aと人間Bの間にある丸い卵形のものが情報です。ソシュールの言葉では、記号ということになります。情報は生み出され、発信される。しかし人間Bは、表現された形のものだけしか、実は受け取っていない。例えば言葉の場合は、空気中に音波を継続的に放出している。そして人間の耳、感覚受容器で音の波形だけを受け取っている。形を受け取って、自分の頭の中で「あ、これはこういう意味だ」と意味をつくって理解している。つまり意味①は、実際に相手方には届いてなくて、相手方が意味②を

与え返していることになるわけです。したがって何かが一〇〇%伝わるということは、論理上、ないことになりません。少し別のことをいうと、人間Aは何かを見て、それを人間Bに伝えようとする。人間Aが何かを見たときには、その人間Aなりの受け取りをし、自分なりの解釈をして、ある言葉、ある形におとす。それを人間Bに伝える。そして人間Bは、受け取った形、表現されたものだけを受け取って、意味は、人間Bが生み出している。だから最小限のコミュニケーションをとっても、じつは何かは確かに伝えられることはなくて、いつも受け取った側が意味を与えているということが起こっているわけです。手紙の場合も同じです。文書の場合も同じです。

文書群になっても同じ。人間Aが作成／保存した一〇〇点の文書（群）が残されて、人間Bに伝えられても、人間Bは一〇〇点の文書を読み込んで、こういうことだろうというふうには勝手に意味を与え返す。人間Aが考えた意味の①に近くはなるかもしれないけれども、一〇〇%一致するということは、ほぼないわけです。ですから人間は、実ははこういう不安定なコミュニケーションをしているということになる。しかし、ただ言葉で話されたことよりも、一点の手紙は、一〇回、読み返すことができる。あるいは関連する文書一〇〇点まとめて残されていたら、今日、私の題材で検討した事例のように多角的に検討することができる。別の資料を使って検証することもできる。それによって、人間は冷静に意味を、相手が発信した意味に近いことを考えることができるようになるわけです。人間

のコミュニケーションはきわめて不安定で、それは文書の場合でも理屈上は同じだけれども、やりようによっては、それが、冷静に何度も読まれ、多角的に検証されて、ある人が発信した、作り出した何かの意味に近いものに到達できるということです。これが、言葉によるコミュニケーションの不安定さと、文書というものの効用であるというように思っております。

また文書に関する様々な管理のルールが定められ、その中で文書が作成、保存、利用されていくことにより、それら文書による情報伝達はより定義され、位置付けられたものとなり、期待されるような一定の役割を果たすことになる。役所の文書というのは、まさにこれですね。口頭ではなく、文書で書き表し、それらを保存／利用することの〈重さ〉があるということになります。

さて、ソシユールの理論は、記号に関する「恣意性の原理」と「線状性の原理」から成り立っていて、言葉だけ聞くと難しいんですが、今見てきたように、じつは非常にシンプルなことを使っている。「図1 シーニュ（記号）の構成と〈恣意性〉の原理」を見ていただきたいのですが、「恣意性の原理」とは二つあって、①表現された形とそれで表現しようとした意味は、本来、恣意的に組み合わせられているということと、②一つの記号は他の記号との連なりの中で、恣意的に分節されて使われている。例えば、フランス語で牛自体の総称と牛肉の両方を意味する**boeuf**にたいし、英語では雄牛又は牛の総称を指す**ox**、雌牛を意味する**cow**、牛肉を意味する**beef**とい

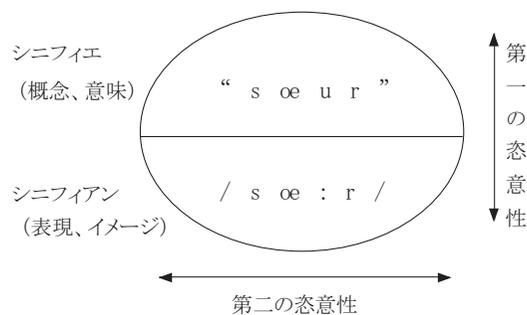


図1 シーニュ (記号) の構成と〈恣意性〉の原理

う三つの記号が存在し、分節のされ方が様々だということなのです。これらの特性により、人間の限らない自由な表現の可能性が生み出されていることを発見したものだと思います。また「線状性の原理」とは、とりわけ言語記号は一つの時間・空間の中で一次元性(線状性)と一方向性を本来もつのであり、それゆえに切り分け、部分を指定し、追加・補足又は訂正・削除をするなどの高度な操作が可能になるとされるものです。文書

主義がなぜ大事にされるかという答えの一つは、シニジュールに即して言えば、この「線状性の原理」により、文書が高い操作性と精細性を容易にもつことができるからだということができそうです。ソシニジュールは、これらの原理こそが、人間の創造的能力の源泉になっていると見ています。先ほどの文書の〈重さ〉の背景にはこのような記号の仕組みと力が存在している。このことを知ることによ

三 まとめに代えて

最後に、まとめに入ります。第一に、これは先ほどの問一に対応するのですが、文書というのは、恣意的性質をもつ記号によるもので、不正確な面をもつが、それは逆に言えば、人間の、あるいは組織の、創造的な能力の産物のゆえであるということです。そしてそのままだと不安定な面が残るが、作成、保管、整理、利用等の管理のルールを定めることにより、効率とか精度が高まり、一定の信頼を築くことができますし、様々な創造的可能性を拓き示して行くことができるのです。これはここで見てきた上名栗村の事例が示していることだと思えます。公文書等の管理とは、この意味で、情報公開制度とワンセットであるというよりも、前提になっていると考えます。

第二は、ここで述べてきたようなアーカイブズの世界は、組織、構成員、その活動の「存在」、それから、省察される過去、思考する現在、あるべき姿を描く未来などなどのさまざまな「時間」を、それぞれに固有なものとして生み出すものであるということです。信頼を得ることができるだけではなく、組織や構成員にとつての〈存在や時間〉を作り出すもの、民主的な営みの確固とした基盤となりうるということです。

第三は、先の問二に対応するもので、やはり江戸時代の事例検討から導き出されることですが、私は町田家文書をまさにアーカイブ

ズだと確信したと述べました。法律や条例がどうなっているかということとは別に、組織と構成員の存在や時間を確かに跡付ける、検証できるものとして文書を生み出し、管理していったからです。このようなアーカイブズのプログラムは、おそらく、法律通りにあるいはガイドラインの通りにすればそれが実現できるのかと問えば、おそらくそうではないだろうと考えます。本日の上名栗村の事例がそれを物語っていたと思うのですが、自分たちの課題を解決するために、相談を重ね、文書の作業に取り組み、ようやく辿り着いていました。しかも長期にわたり改善を重ねてきた。その地域の、町の、「民主主義の根幹を支える知的資源」とはこのように自分たちで再発見／再創造するところに築かれるのではないかと考えた次第です。

以上が、本日の私からのメッセージです。ご静聴ありがとうございました。

※編集の都合上、史料A～D全文の掲載は割愛しました。

伝承と史実のあいだに

―津軽安藤氏・津軽下国氏・松山下国氏・湊氏の場合―

鈴木 満

はじめに

タイトルに「伝承と史実」とあるが、「伝承」とは確実な史料にもとづいていないもの、「史実」とは確実な史料にもとづいているもの、という意味である。扱うのは、秋田地方の中世史である。

秋田地方の中世史は、『秋田県史』第一巻古代・中世編（一九六二、以下、県史通史と略記）・塩谷順耳氏編『中世の秋田』（さきがけ新書2、一九八二）、そして遠藤巖氏の研究等がある。私の貧困な能力では諸説の理解で精一杯だが、小論では豊臣秀吉に秋田地方の大名として安堵され、江戸期に三春藩主となる秋田氏の系図に關わる「伝承」と「史実」をとりあげたい。

はじめに秋田氏はどのような歴史を持つ氏族といわれてきたかを述べる。これが「伝承」である。そのため秋田氏の系図を「史実」に即して説明する研究があるが、諸研究における問題の所在を明らかにする。そのうえで秋田氏の系図に關する私見、サブタイトルに

「津軽安藤氏・津軽下国氏・松山下国氏・湊氏の場合」とあるから、この四つが關わる私なりの「史実」を述べたい。扱う下限は下国愛季が松山下国氏の当主となる頃までとしたい。⁽¹⁾

一 秋田氏の系図とその問題点

1 「伝承」の確認

小論が主題とする秋田氏は、安藤氏・下国氏・安東氏とも称したといわれており、秋田地方での最後の当主は実季である。実季までの系譜に關する基本的な事柄を確認しておこう。

秋田氏は、①前九年合戦で滅亡した安倍貞任の子孫、②室町期に十三湊を拠点に繁栄、③室町期に南部氏に敗れて十三湊を追われて松山地方にうつる、という歴史をたどる。③の段階で「松山安東」氏とよばれているが、当時の史料は「下国」氏である。

この他に秋田県域には、④津軽から秋田地方にうつる松山安東氏

と同族がいる。④は「湊安東」氏とよばれているが、当時の史料では「湊」氏である。

二つの安東氏は、⑤松山安東氏の愛季が湊安東氏をあわせる、という歴史をたどる。その後のことは、省略する。

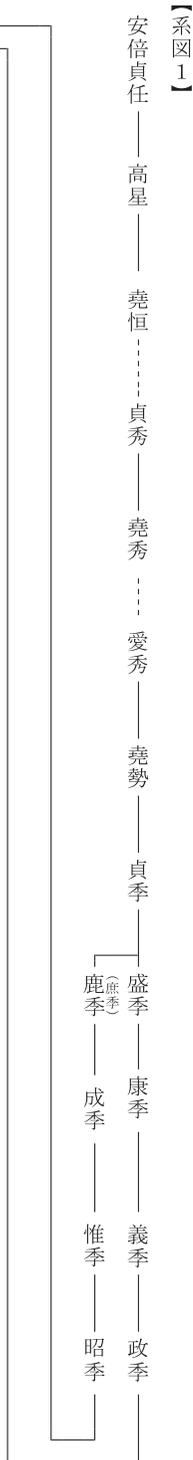
以上の①～⑤は、秋田氏研究にあたっての共通認識と思われるものである。と同時に秋田氏の系図に関する「伝承」である。

ここまで述べたところまでに、様々な姓が登場する。以下、津軽地方に分布する安藤氏一族を津軽安藤氏、その一族で「下国」と称した一流を津軽下国氏、津軽から松山に移ったといわれる一族を松山下国氏、津軽から秋田湊に移り、後に松山下国氏とあわせられる

といわれる一族を湊氏、豊臣秀吉から大名として安堵された実季とその子孫を秋田氏とよぶ。

2 秋田県史

安倍貞任にはじまり秋田実季に至るまでの系図を県史通史編から掲げる。それが【系図1】である。秋田氏伝来の系図に基づいたもので、『秋田県史』資料古代中世編等で活字化されている。県史通史編の引用は不正確で、堯恒と貞秀の間に「此ノ間五十余年某ノ名未詳ナラ故ニ不記」、堯秀と愛秀の間に「此ノ間七十余年某ノ名未詳ナラ故不記」とある。この部分は、点線に改めている。



【系図1】は、秋田実季がまとめたものである。堯勢を正和・元弘の頃とするので、鎌倉後期までの系譜を明らかにできなかった。

この他に実季の子俊季が江戸幕府に提出した系図があるが、こちらは一五世紀以前がわからなかったようである。

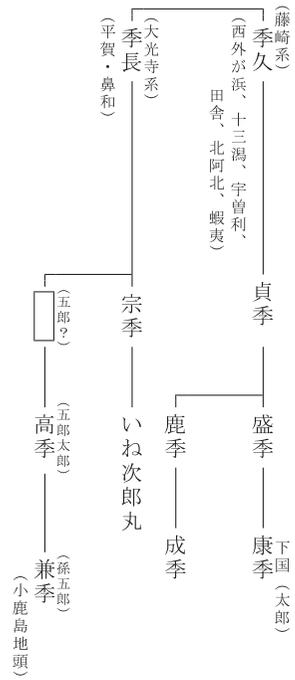
県史通史編は【系図1】が江戸期作成だから、「殆ど正確性が失

われている」とする。しかし確実な史料で改めなかった。

3 中世の秋田

『中世の秋田』は、鎌倉末期から室町期にかけての系図を【系図2】のように復元する。

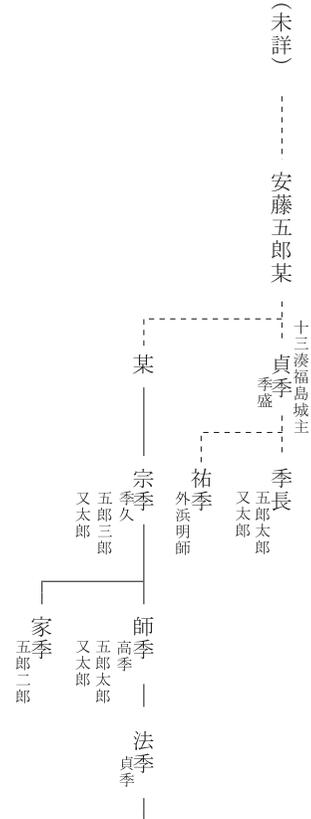
【系図2】



季久・季長・宗季・いね次郎丸・高季・兼季は【系図1】にみえないが、鎌倉末期から南北朝期にかけての史料にみえる。「伝承」の世界にとどまっていた秋田氏の系図を「史実」に基づいたものにした画期的な研究であるといえる。

だが後に「史料B」として掲げる、確実な史料として扱ってよい

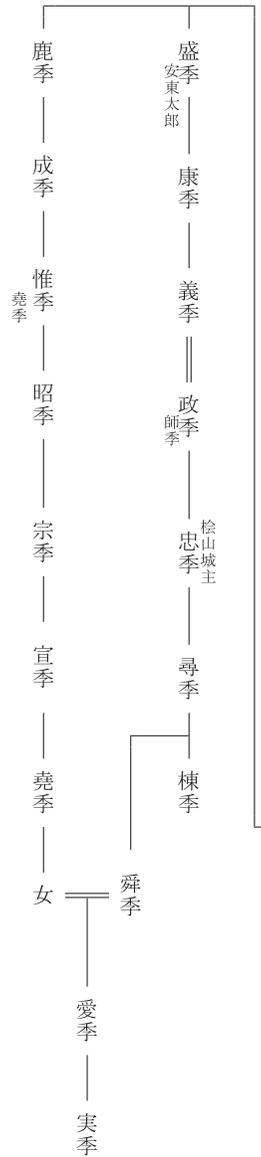
【系図3】



下国氏の系譜と一致していないのが大きな問題である。また室町期以後の系図も課題として残った。

4 遠藤巖説

遠藤巖氏は、「秋田・安藤氏」(『日本の名族』一東北編I、新人物往来社、一九八九)において秋田氏の系図を【系図3】のとおりとした。なお法季以後は、松山下国氏と湊氏の嫡流のみにとどめた。遠藤説では、「諏訪大明神画詞」の蝦夷管領安藤季久と「新渡戸文書等」にみえる安藤宗季を同一人物とする。そして蝦夷管領となつた宗季の系統、つまり津軽下国氏が室町期に「日の本將軍」として蝦夷を沙汰したが、南部氏に敗れて十三湊を追われ、再起をはかれないまま嫡流は断絶したとする。南部氏は津軽下国氏の庶流を傀儡に立てるが、南部氏のもとを逃れる。そして湊氏に迎えられ、松



山下国氏となる。湊氏の成立は、秋田城介下の一党が南党と称して室町幕府に抵抗、それを夷狄蜂起の一因ともかかわるとみなした幕府が鎮庄を命じた下国盛季の弟鹿季を応永二年（一三九五）に出羽国秋田の新領主として認めたのがきっかけとする。

遠藤氏は国制上の位置づけを念頭に置いており、研究水準が一段と高くなったといえる。そしてその後の研究は【系図3】がベースになっており、通説を確立したといつてよい。⁽⁴⁾

遠藤説の問題は、改名している者のうち、季久改め宗季、高季改め師季、師季改め政季は津軽下国氏の歴史でターニングポイントとなるところで、別人ならば、違う解釈も可能であることである。また後に述べるが、松山下国氏及び湊氏の成立の根拠が近世期の史料である点も方法論上、検討の余地がある。

5 能代市史

その後の研究は、遠藤巖氏の方法論を批判的に継承するはずであ

る。それを敢然と拒否するのが『能代市史』通史編1原始古代中世（二〇〇八、以下、能代通史と略記）である。

能代通史は、【系図1】を「史実」として取り扱っているようである。それゆえ【系図1】の人物、堯秀・愛秀・堯勢・貞季といった、他の史料では確認できない人物がいつ頃の人物かを検討する。ただし【系図1】には欠落があるので、福島県三春町龍穩院所蔵「安倍家系図」を用いる。そしてたとえば系図の堯勢は建武前後の人物だから、同時代の史料にみえる家季にあたるといった見解を提示する。確実な史料による系図作成を拒否する点が特異である。

能代通史の中世史の執筆者は、古内龍夫氏である。⁽⁵⁾ここでは古内氏が自説を展開する際の方法論上の問題を象徴する一例をあげるにとどめる。

能代通史では福島県三春町龍穩院所蔵「安倍家系図」に収録されている、「十三湊新城記」という史料をとりあげる。龍穩院所蔵本は「史料A」のように「文保改元丁巳冬十一月吉辰日」という日付

が明記されており、成立時期が推定できるとする。

龍穩院所蔵本は、能代通史所引の写真により冒頭の部分と日付を掲げると、「史料A」のとおりである。

〔史料A〕

十三湊新城記

大日本国奥州十三湊新城者、

花園帝御宇正和年中ニ安倍政秀公所築之城郭也、(中略)、

文保改元丁巳冬十一月吉辰日

右に引用した部分に「花園帝」とある。文保元年(一一三一)成立なら、花園天皇は在位しているので、「花園帝」は「今上帝」または「当今」と記すだろう。日付をつけて文保成立のように装っているのが、龍穩院所蔵本は偽書として扱わざるを得ない。このように史料に対する評価が異なるので、その取り扱いが難しい。⁶⁾

6 問題の所在

南北朝期までの津軽安藤氏は「津軽安藤氏研究の一視角」(『秋大史学』六二、二〇一六)で述べたので、次章においてまずはこれの補足をする。続いて津軽下国氏の子孫が秋田氏という「伝承」が「史実」かを検討するが、それに先立ち本章では「伝承」に確実な史料による裏付けがまったくないのかを確認する。

次に掲げる「史料B」は、津軽下国氏の宗季から泰季まで当主を記した「熊野那智大社文書」陸奥国下国殿代々名法日記(『青』三

一四一九)である。

〔史料B〕

奥州下国殿代々之名法日記

安藤又大郎宗季、其御子息師季、其子ニ法季、其子ニ盛季、其

子ニ泰季と申、今の下国殿也、

さかのぼって津軽安藤氏のなかの宗季の系統を「下国」とよんだ史料が、次に掲げる「史料C」の「熊野那智大社文書」貞和五年(一一四九)二月二十九日陸奥国持津先達旦那注進状案(『青』二一一四〇六)である。

〔史料C〕

安藤又大郎殿号下国殿、今安藤殿親父宗季と申候也、今安藤殿

師季と申候也、

室町期に津軽下国氏が南部氏に敗れたことを物語るのが、次に掲げる「史料D」の「満濟准后日記」永享四年(一一四三)一〇月二一日条である(『青』三一一七二五)。

〔史料D〕

奥ノ下国与南部弓矢事ニ付テ、下国弓矢ニ取負、エソカ島へ没落云々、仍和睦事連々申間、先度被仰遣候処、南部不承引申也、

津軽下国氏の一流は、南部氏に敗れて松山に移ったといわれている。松山下国氏が下国氏とよばれた史料として、次に掲げる「史料E」がある(「湊字氏所蔵秋田湊文書」、『青』二一一〇一九)。

【史料E】

雖未申通候、以書之次令啓候、仍為鷹所望、鷹師兩人差下候、往還諸役所・路次番并餌之事、無異儀被仰付候者可為歡悅候、珍鷹・同易物出来候者御馳走所仰候上、御相応之儀承候者珍重候、猶南部宮内少輔可申候、恐々謹言、

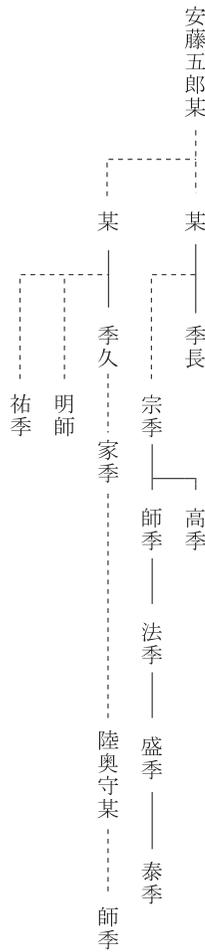
二月廿日

信長（朱印）

謹上 下国殿

充所の「下国殿」は、松山下国氏の愛季といわれている。愛季は、下国氏である。

【系図4】



ほど拙稿「津軽安藤氏研究の一視角」で南北朝期までとりあげたと述べたが、【系図3】の安藤五郎某・季盛・貞季をとりあげられなかった。補足しておく。

まず五郎某は、諸先学が述べるように、蝦夷管領で、津軽安藤氏の祖であろう。建治頃、蝦夷に討たれた（『種種御振舞御書』、『青』三一―一八一七）。

蝦夷管領は、無位無官の北条氏の被官津軽安藤氏である。北条氏

しかし愛季が津軽下国氏の末裔という直接の証拠にはならないとする見方ができる。この点をふみこんでみるのが小論の課題であるが、あわせて湊氏の成立の「伝承」もとりあげたい。そして松山下国氏と湊氏の身分関係に言及したい。

二 津軽安藤氏・津軽下国氏と松山下国氏・湊氏

1 津軽安藤氏補説

津軽安藤氏の系図に関する卑見は、次の【系図4】である。さき

一門が任じられる六波羅探題や鎮西探題、有力御内人である内管領が兼ねる侍所所司に比べ、その地位が高いといえない。また津軽安藤氏には、御家人や御内人を動員できる軍事指揮権のような権限が与えられたわけではない。これらから鎌倉幕府は、北方を重視しているとはいえない。蝦夷島に一番近い現在の青森県域を所領とした北条氏が、蝦夷島との交易を確保するため、御内人津軽安藤氏に北方の蝦夷のとりまとめを命じればよいものなのである。⁽⁷⁾

次に季盛は、青森県弘前市長勝寺所蔵嘉元四年（二三〇六）八月一三日銘の梵鐘の「安倍季盛」である（『青』四―梵鐘1）。季盛を津軽安藤氏とする先学の指摘は正しいのだろうが、その系譜は不明である。

次に遠藤巖氏は、貞季を季盛と法季の前名とする。しかし貞季は【系図1】のような系図・「史料A」・「秋田家史料」十三湊新城記（『青』二―八九六）にしか見えない。古田良一氏「津軽十三湊の研究」（『東北大学文学部研究年報』七、一九五七）は、十三湊新城記を信頼できるとする。しかしこちらも「史料A」同様に「花園帝」の時とあるので、花園天皇没後の成立、古くても正和から百年以上後である。貞季は、その实在自体が不明である。

鎌倉末期から室町期における残りの津軽安藤氏だが、南北朝期までの【系図3】と【系図4】の違いをふまえながら卑見を述べたい。第一に安藤季久と宗季は別人で、宗季は季久と蝦夷管領を争った季長の庶流である。北条氏は季久が蝦夷管領とし、宗季を季長の後継者にして二つの津軽安藤氏を残した。

第二に高季と師季は別人で、ともに宗季の子である。北条氏の代官である津軽安藤氏は、北条氏滅亡ですべての所職を失った。季久の後継者家季は蝦夷管領でなくなる。宗季流は、建武政権にいち早く従う。そして足利尊氏が後醍醐天皇にそむくと、家季はいち早く与し、津軽合戦奉行になる。宗季流は南朝方の高季をその弟師季が倒し、ついで家季にかわって津軽合戦奉行となる。そして師季の系

統が下国氏として存続する。

その後、師季は、次に掲げる「史料F」のように室町幕府から津軽曾我氏とともに出羽国所領の打渡を命じられる（「南部光徹氏所蔵遠野南部家文書」、『青』一―一二六）。

「史料F」
曾我上野介時助申出羽国小鹿島事、訴状具書如此、安藤孫五郎入道立還遵行之地押領云々、尤招罪科歟、所詮安東太共莅彼所、沙汰付下地於時助代、可被執進請取、使節緩怠者、可有其咎之状、依仰執達如件、

延文二年六月八日

沙弥（花押）

曾我周防守殿

師季は津軽曾我氏の軍功を認定する立場だが、無位無官である。津軽曾我氏は一族が幕府の奉公衆だった縁をたどり、官位を得て、津軽下国氏と並んで所領の打渡を行っている。しかし津軽曾我氏は、南朝方であった南部氏に滅ぼされたといわれる。

第三に次に掲げる「史料G」に見える安東師季は季久流津軽安藤氏で、下国氏に圧迫される（「熊野那智大社文書」、『青』二―一四三二）。

「史料G」
奉籠

熊野那智山願書之事、

右意趣者、奥州下国弓矢仁達本意、如本津軽外浜・宇楚里鶴子

遍地悉安堵仕候者、重而寄進可申処美也、怨敵退散、武運長久、
息災延命、子孫繁昌、殿中安穩、心中所願皆合満足、奉祈申所
之願書之状如件、

応仁貳年（ねのちの）二月廿八日

安東下野守師季（花押）

通説は師季を津軽下国氏庶流とし、政季に改名したとする。⁽⁸⁾しかし「史料G」を引用する『大日本史料』第八編之一応仁二年（一四六八）二月二八日条の網文の「安東師季、願書ヲ紀伊熊野社ニ納レ、下国氏ヲ撃テ、津軽外浜、宇楚里、鶴子、遍地等ノ地ヲ回復センコトヲ祈ル」のように、師季を津軽下国氏と対立する関係とする説に従う。外浜は季久流津軽安藤氏の所領だから、師季は季久流津軽安藤氏の末裔である。

通説は、次に掲げる「史料H」の陸奥国鹿角郡大日堂の鐘銘（坪井良平氏『日本古鐘銘集成』、角川書店、一九七二）の「安倍師季」を「史料G」の「安東下野守師季」と同一人物とする。

「史料H」

長祿四年大檀那安倍師季、別当沙弥藤原浄通、冶工若州遠敷郡小南金屋鑄、

右の鐘銘により「史料G」の「安東下野守師季」を安倍姓としてよいから、「安東下野守師季」を季久流津軽安藤氏とする反証にならない。また津軽下国氏は「史料B」・「史料D」のように室町期に「下国」とよばれていたから、「史料G」の師季が津軽下国氏ならば、「安東」ではなく、「下国」もしくは「史料H」のように「安

倍」とならなければならないであろう。

卑見が正しいとすれば、次のことがいえる。「史料G」の「宇楚里鶴子遍地」を遠藤氏「安藤氏と津軽の世界」のように、「ウソリケシベチ」と読み、「諏訪大明神画詞」に「宇曾利鶴子別」と同じとし、現在の函館一帯とすると、「諏訪大明神画詞」で「蝦夷力千嶋」の一つである「宇曾利鶴子別」が室町期の季久流津軽安藤氏の所領となっていたとなる。また「史料G」には、「殿中安穩」とある。室町殿の「殿中」を指すとすれば、師季は京都扶持衆として幕府と結びついていたといえる。

「史料D」によれば、津軽下国氏は京都扶持衆で、蝦夷島に逃れたのは、そこに所領があつたか、支持する勢力がいたからであろう。しかし「史料G」・「史料H」の師季は、安倍姓ではあるが、津軽下国氏ではない。

そうすると次に掲げる「史料I」の、応永三〇年（一四二三）四月七日付の足利義量御内書写にみえる「安藤陸奥守」は、何者かという問題が生じる（昔御内書符案）、『青』三一―一七四九）。

「史料I」

馬二十疋・羽五十鳥・鷺眼二万疋・海虎河三十枚・昆布五百把
到来了、神妙候、太刀一腰・鎧五領・香合・盆・金欄一端
遣之候也、

卯月七日

安藤陸奥守とのへ

通説は、安藤陸奥守を津軽下国氏の康季とする。しかし季久流津軽安藤氏の師季の官途は、「史料G」のように「下野守」である。

南北朝期、宗季流は「下国」氏である。しかし「史料C」に「今安藤殿」とあり、「史料F」で津軽下国氏の師季を「安東太」と表記している。南北朝期の文書は、「下国」充ではないだろう。

室町期になると、「史料D」に「奥ノ下国」、「史料B」に「奥州下国殿」・「今下国殿」とある。前者は室町殿のブレインの日記、後者は熊野那智大社の御師のメモである。一五世紀、宗季流を「下国」とよぶのが一般的であるようである。

室町期の下国氏充文書は、見あたらない。織豊期は「史料E」のように「下国」充、戦国期は後に「史料K」として掲げる、「下国紀伊守」充の文書がある。「下国」とよぶのが一般的になれば、充所を「安藤」と記したと想定しがないだろうか。

「史料I」に「馬二十疋・羽五十鳥・鸞眼二万疋・海虎河三十枚・昆布五百把」とあって、北奥・蝦夷島の代表的物産と交易の富を室町将軍に献上している。季久流津軽安藤氏は蝦夷島に所領があったので、そこからの富を得ることができた。また官途も師季が「史料G」の下野守だから、季久流津軽安藤氏でも不都合はない。これらから「史料H」の「安藤陸奥守」は季久流津軽安藤氏ではないかと考える。

「史料H」から季久流津軽安藤氏の師季が若狭国の冶工が制作させたことがわかる。日本海海運を通じて若狭国との交易があったの

であろう。ところが応仁頃、師季は津軽下国氏のため所領を失う。近世期の外浜は津軽氏領、函館一帯は松前氏領である。季久流津軽安藤氏も津軽下国氏も、近世大名として生き残れなかった。

2 羽賀寺と「日之本將軍」

室町期の津軽下国氏に関して、もう一つ述べておきたいことがある。永享七年（一四三五）に焼失した若狭国羽賀寺再建にあたって、「奥州十三湊日之本將軍」が莫大な錢貨を投じたこと記す、羽賀寺所蔵の勸進帳と縁起である。いわゆる「ひのもと將軍」論と関わる史料だが、ここでは遠藤巖氏「羽賀寺縁起の成立と展開奥州十三湊日之本將軍認識の問題を念頭にして」（前川要氏・十三湊フォーラム実行委員会編『十三湊遺跡国史跡指定記念フォーラム』、考古学リーダー7、六一書房、二〇〇六）による書誌的検討によりながら「奥州十三湊日之本將軍」に関する卑見を述べたい。

まず、⑦永正二年（一五一四）の羽賀寺本堂上葺勸進帳写〔青〕二一一一八六）、⑧本文は誠仁親王筆で、奥書は後陽成天皇が書いたという羽賀寺縁起（『青』二一一一八八）、この二つは「奥州十三湊日之本將軍」を誰とは記していない。①の「奥州十三湊日之本將軍」の割り注にある「道号高貨山賢機」は、多額の寄付行為、もしくはそれを含めた富栄えていることにちなんだようである。次に、⑨本浄山羽賀寺縁起（『青』二一一一八七）、⑩承応二年（一六五三）以後成立の本浄山仮名縁起（『青』二一一一八九）、⑪嘉永二

年（一八四九）成立の本浄山略縁起（『青』二一一一九〇）、この三つは「奥州十三湊日之本將軍」を安倍康季と明記する。

⑦・⑧は一六世紀、⑨・⑩は江戸期成立である。それゆえ「奥州十三湊日之本將軍」康季説は江戸期に発生したようにも受け取れる。ところが遠藤説では、⑨の成立を天正初年とする。

だが羽賀寺の再建を命じた「華頂要略」天正一二年（一五八四）六月一〇日正親町天皇綸旨写（『青』二一一三〇四）に「早被任由緒、十三湊被告申」とあり、「奥州十三湊日之本將軍」が誰の父祖かわかっていない。「奥州十三湊日之本將軍」を康季としたのは、これ以降である。また⑩で永正の再建を行ったとする「長井雅楽頭」は、文禄二年（一五九三）、若狭国内を与えられた木下勝俊の家である。こうした「史実」の誤認は、勝俊が改易された慶長五年（一六〇〇）以降と考えられる。さらに⑨に「康季改山為本浄、取山為我号、名曰鳳聚院」とあるが、実季は寛永二年（一六二五）の時点でこの院号を知らない（「羽賀寺文書」、『青』二一一三三七）。これらから⑨の成立は、寛永二年（一六二五）以降である。¹⁰

⑦・⑧では、「奥州十三湊日之本將軍」を誰と特定していない。斉藤利男氏「日本・日の本と日の本將軍」（羽下徳彦氏編『中世の地域と宗教』、吉川弘文館、二〇〇五）によれば、天正以前に「日之本將軍」とよばれたのは「伝承」を多く残す平将門である。この他に津軽安藤氏の安藤五郎も天正年間成立の説話集「三國因縁地藏菩薩靈驗記」建長寺地藏夷島遊化事（『青』三一八一三）でよば

れていた。いずれも自らを「日之本將軍」と称していない。

ではなぜ「奥州十三湊日之本將軍」なのだろうか。⑦に「聞説、奥州十三湊日之本將軍作檀契寄巨多之捧」とある。「聞説」つまり伝聞である。寄付を受ける側が作成した文書において、伝聞であっても⑨のように実名を明記するものではないだろうか。

「奥州十三湊日之本將軍」が関わった羽賀寺再建において、永享七年（一四三五）に焼失した寺院に本尊がおさめられたのが文安四年（一四四七）だから、その道のりは容易ではない。室町期から織豊期の羽賀寺再建は、総じてそうである。¹¹ 調達困難の「史実」を隠すために「奥州十三湊日之本將軍」という架空の人物をつくったのではあるまいか。「奥州十三湊日之本將軍」は、十三湊が蝦夷島との交易で繁栄していた「史実」に基づいているのであろう。

⑦・⑧は、「日之本將軍」論の一つの材料にはなる。しかし「日之本將軍」が津軽下国氏に結びついたのは、文禄の羽賀寺再建時である。

3 津軽下国氏は松山に逃れたのか

津軽下国氏が松山に逃れたとする「伝承」を記したのは、次に掲げる「史料J」である（『青』三一五八八）。

〔史料J〕

○、（中略）、南部大膳大夫源義政者、征夷大將軍義教公攻一家之鎌倉左馬頭持氏朝臣給、永享十一年義政攻破鎌倉之大手

口、二月十日持氏朝臣令生害御時、依為拔群之忠節、義教公賜糠部五郡而入部、(中略)、義政出張嘉吉二年秋攻破十三之湊而乘取盛季没落而、(中略)、同三年十二月十日欲北渡狄之嶋、(中略)、盛季遁蹈虎尾之難而渡海、(中略)、

○盛季之息男安東太泰季朝臣、文安三年(中略)不運而病死矣、又康季之息男義季、(中略)、享徳二年被攻落南部之軍勢而生害、又祖父盛季依逝去、下国之惣領家断絶畢、

○伊駒政季朝臣者十三湊之湊盛季之舍弟安東四郎道貞之息男潮瀉四郎重季之嫡男也、十三之湊破滅之節、若冠而被生虜、糠部之八戸而改名号安東政季、知行田名部継家督而、蟬崎武田若狭守信広朝臣・相原周防守政胤・河野加賀右衛門尉越知政道、以計略、同三年八月二十八日、従大畑出船渡狄之嶋也、

○出羽国湯河湊館秋田城介安日堯季者、十三之湊盛季之舍弟西関安東二郎廉季之孫也、故以一家之旧好湊之堯季朝臣、康正二年呼越伊駒政季於小鹿嶋運籌策而取河北郡安東家矣、息男忠季之代葛西出羽守藤原秀清没落而、自明応四年知行河北千町成松山之屋形繁昌給、

さきにとりあげた遠藤巖氏の【系図3】の津軽下国氏から松山下国氏へという説は、右の史料に依拠している。しかし右に引用した史料には、不審な点がいくつかある。

第一に、当時の史料である「史料G」から導き出した「史実」によれば、応仁頃、津軽下国氏が外浜等の季久流津軽安藤氏を圧迫し

ている。したがって「史料J」、すなわち正保三年(一六四六)に成立した「新羅之記録」が康正二年(一四五六)に下国政季が松山に落ちのびたとするのは、「史実」と合わない。¹²⁾

第二に「史料J」が記す盛季を追ったという南部義政は、江戸期に盛岡藩主となる三戸南部氏の系統であるといわれる。しかし吉井功兒氏が指摘するように、義政の实在を確認できる史料は見いだすことができない。¹³⁾「史料J」に義政が永享の乱の軍功で足利義教から糠部五郡を与えられて入部したとあるが、荒唐無稽な記述といわなければならないであろう。

斉藤利男氏「四通の十三湊安藤氏相伝文書と八戸南部氏」(藤木久志・伊藤喜良両氏編『奥羽から中世をみる』、吉川弘文館、二〇〇九)は、八戸南部氏が津軽下国氏を十三湊から追いだしたのかとする。「史料D」はそのように読み取ってもよいが、「史料J」はそうではない。

このようにみてゆくと、「史料J」の津軽下国氏に関する記述は信頼できない。松山下国氏を津軽下国氏の末裔とする「史実」を裏付けるものはない。

4 湊氏は津軽下国氏が秋田に移った末裔か

続いて津軽下国氏の末裔と言われる湊氏をとりあげる。湊氏は上国氏といわれるが、その根拠はない。

遠藤巖氏によれば、応永期の秋田地方で起こった反乱鎮圧に津軽

下国氏が拔擢され、その一流が秋田湊にとどまり、湊氏となったとする⁽¹⁴⁾。遠藤氏が挙証とする史料をとりあげたい。

その根拠の一つが、元禄一〇年（二六九七）に佐竹家中湊許季が、いわゆる秋田藩の修史事業の際に作成したとみられる由緒書の草稿である（「湊学氏所蔵秋田湊文書」、『青』二一一〇四八）。この草稿は安倍康季が羽賀寺を再建したという江戸期の「伝承」を記し、その後、松山に一時在城して、十三湊に移るとあるが、康季の弟鹿季が十三湊から秋田湊に移ったとは記していないから、津軽下国氏が湊氏となった史料として利用できないであろう。

もう一つの根拠が、「秋田風土記」秋田郡土崎湊蒼竜寺（『青』四―二二一四）の記事にみえる「応永三^{（イ）}亥^{（ロ）}四月朔日願主湊東太郎安部康季判」とある棟札である。しかし「史料B」によれば、康季は津軽下国氏で、「湊」氏ではない。許季は康季の通称を「東太郎」とし、応永・永享の頃に弟鹿季とともに夷狄蜂起を平定した旨の系図を作成している（「湊学氏所蔵秋田湊文書」、『青』二一一〇五三）が、棟札はこうした「伝承」に基づいて後に作成されたもので、「史実」を語るものではない。

応永期に秋田地方で動乱があり、津軽下国氏が拔擢された「史実」は確認できない。湊氏が津軽下国氏の末裔とする「史実」はない。

「史料F」によれば、出羽国にも安藤氏がいたから、出羽国安藤氏の一族が湊氏になったとするのが自然ではないだろうか⁽¹⁵⁾。

5 松山下国氏と湊氏

黒嶋敏氏「室町・戦国期の安藤氏と小鹿嶋」（『中世の権力と列島』、高志書院、二〇一二）は、ひのもと將軍松山下国氏と京都扶持衆湊氏が同質の地域権力として室町幕府に編成されていたとする遠藤巖氏の説を批判し、一五世紀後半から一六世紀前半にかけて松山下国氏は「北方の権威」ではあるが、幕府との親密な関係は認めがたく、海賊に近い存在ではないかとする。そして湊氏は京都扶持衆で、幕府若狭国守護廻船業者北方というラインを補完する立場とする。

松山下国氏は幕府との関係が認めがたいが、史料の欠如は直ちに「史実」のそれを意味するわけではない。そこで視点をかえて松山下国氏と湊氏の身分関係を検討したい。

一六世紀になると、次に掲げる「史料K」のような松山下国氏充文書を見いだせる（「音喜多勝氏所蔵八戸湊文書」、『青』二一一五八八）。

「史料K」

就政綿被仰通度之由候、御懇書之旨、則致披露候、御懇之談、祝着被申候、馬・鷹年来望之儀候条、必可秘申之由候、拙者心得可申入之由候、猶新二郎可申入候、恐惶謹言、

十一月十九日

直次（花押）

下国・紀伊守殿
参人々御中

遠藤氏「音喜多勝氏所蔵八戸湊文書覚書」(『弘前大学国史研究』一〇七、一九九九)は「史料K」を大永三〜四年(一五二三〜四)と推定し、下国紀伊守を松山下国氏の執事とする。佐藤圭氏「戦国期の越前斯波氏について」(木下聡氏編著『管領斯波氏』、シリーズ・室町幕府の研究第一巻、戒光祥出版、二〇一五)は、「史料K」の「政綿」を三管領斯波氏の一族で、越前国に居住して鞍谷御所とよばれた斯波政綿とし、差出書の直次を政綿の執事で氏家氏かとする。

湊氏充の史料は、遠藤氏「湊学氏所蔵秋田湊文書」(『青森県史研究』三、一九九九)が大永四年(一五二四)と推定する、管領細川高国が発給した次に掲げる「史料L」がある(湊学氏所蔵秋田湊文書、『青』二一〇一二)。

「史料L」

其後無音慮外候、仍去年者弟鷹二居給候、祝着候、随香川八郎右衛門尉只今令下国候、自然之儀、入魂可為本望候、猶波々伯武兵庫助可申候、恐々謹言、

三月七日

高国(花押)

謹上 湊左衛門佐入道殿

「史料K」の下国紀伊守が下国氏当主か否かは、松山下国氏と湊氏の身分関係の問題に関わる。

遠藤氏「音喜多勝氏所蔵八戸湊文書覚書」は、充所に脇付があつても上所を記さない「史料K」は、屋形家に相当する家柄同士で取

り交わされる往復書簡で、執事的立場の者同士で認められる書式とし、同様の例を論文にあるとする。しかし「史料K」にみられる書き止めを「恐惶謹言」とし、脇付に「参人々御中」とある事例をあげていないようである。

今あげた二つは、下国紀伊守が直次よりも身分関係において上位にある指標と解される。下国紀伊守を松山下国氏当主とすれば、鞍谷御所の執事が厚礼の文書を発給したとするのが自然である。したがって「史料K」を次のように解したい。「史料K」は、直次から政綿の意向を下国紀伊守に伝えたものである。政綿ではなく、執事発給文書となつたのは、下国紀伊守が政綿に意志を伝える場合、その身分関係において政綿の執事である直次に披露してもらう形式の文書しか作成できなかったからである。

下国紀伊守の系譜だが、「史料K」を伝える「八戸湊文書」は、松山下国愛季の弟茂季の末裔八戸藩南部家中湊氏伝来文書で、松山下国氏充文書を多く含んでいる。「史料K」を収録する『青』の編者のように、下国紀伊守は松山下国氏としてよいであろう。

湊氏充の鞍谷御所関係文書は見あたらず、松山下国氏と湊氏とを直接比較できない。そこで二つの家との比較できる越後国守護代長尾為景を手がかりにしたい。

まず遠藤氏「音喜多勝氏所蔵八戸湊文書覚書」があげている為景充鞍谷御所関係文書は、政綿自身が書状を為景に発給している。次に長尾氏と湊氏の身分関係を書札札から探ってみると、「御内書案

（伊勢加賀守貞満筆記）」（『青』三一―一七四八）によれば、湊氏は守護である少弐・大友・島津・菊池氏、国人では陸奥国の伊達・伊芦名・南部・葛西氏、出羽国の大宝寺・小野寺氏、九州の松浦・伊東・原田・阿蘇氏と同等の「謹上」衆である。しかし為景充高国書状の充所には、「史料L」のような「謹上」がない。⁽¹⁶⁾

書札礼でみると、湊氏がもつとも高く、ついで越後長尾氏、そして松山下国氏である。湊氏と松山下国氏との身分差は大きく、黒嶋説のように松山下国氏が「北方の権威」ならば、その身分は低いといわなければならない。

松山下国氏を「北方の権威」とするのは、「新羅之記録」である。蛎崎氏は松山下国氏領蝦夷島代官で、豊臣秀吉の、いわゆる天下一統に際して秋田氏から独立したとする。しかし後世の編纂物である「新羅之記録」は、さきにとりあげた「史料J」のように荒唐無稽な記事もあるし、松山下国氏に仕えた蛎崎氏を何人かあげているが、その子孫が一人もいないのは不自然である。松山下国氏「北方の権威」説は、その裏付けがあるとはいえず、虚構といわなければならない。⁽¹⁷⁾

通説では、津軽下国氏と松山下国氏との間に血縁関係ありとする。前者は「史料D」のように幕府とのつながりがあったが、後者は海賊的存在となった経緯が明らかではないのが難点である。しかし両者には血縁関係が認められない。「史料K」は松山下国氏から鞍谷御所との通交を求めたと解されること、書札礼からみて松山下国氏

は身分が低いとみられること、これらから松山下国氏は新たに台頭した国人といえる。

確実な史料によつて北方との関係をうかがえるのが、湊氏である。すなわち「証如上人日記」天文一五年（一五四六）七月二三日条『秋田市史』第八卷中世史料編一六三）に、「自出羽国秋田湊左衛門佐入道先年返錦来、夷嶋浄願寺事付也」とある。この「秋田湊左衛門佐入道」は、「史料L」の「湊左衛門佐入道」と同一人物であろう。この史料から湊氏と北方との関係は、遠藤氏「ひのもと將軍覚書」で指摘されている。

おわりに―室町期と戦国期の北奥羽史素描―

テーマは「伝承と史実のあいだに」であるが、小論でとりあげた事柄は、今後の湊氏と松山下国氏の研究における先入観を排除することにどまつた。

確実な史料によらない「伝承」は否定される。それでは何もわからなくなるといふ見方もあろう。果たしてそういえるのだろうか。これまで述べたことをもとに室町期から下国愛季襲封までの北奥羽を概観したい。⁽¹⁸⁾

永享の乱までの一五世紀の出羽・陸奥両国は、鎌倉府の管轄である。大崎氏は鎌倉府のもとでの奥州探題に位置づけられたが、応永

七年（一四〇〇）に鎌倉府からの自立を幕府から認められ、永享の乱に至る。

応永・永享期の北奥羽をみると、八戸南部氏は、京都扶持衆として室町幕府と手を結ぶ。そして奥州探題大崎氏のもとで伊達・葛西両氏と並ぶ有力者として位置づけられ、陸奥国志波郡の高水寺斯波氏をたてながら、北奥羽の軍事動員等になる。南朝の衰退にともない南朝方の八戸南部氏から幕府方の三戸南部氏にかわったとするのは、根拠のない「伝承」である。八戸南部氏は、終始南朝方であった九州の菊池氏のように、いわゆる南北朝の合一で南朝での地位がそのまま認められたと考えられる。

この頃、宗季流津軽安藤氏や津軽下国氏は、京都扶持衆として位置づけられている。「伝承」では、津軽下国氏が応永期の蝦夷蜂起鎮庄に拔擢されたとする。「史料D」や「史料G」から宗季流津軽安藤氏や津軽下国氏の蝦夷島への進出を認めてよい。しかし八戸南部氏の長安が作成したといわれている「稗貫状」には、「応永之頃、安倍大乱之後、一天四海安寧」とある。南北朝期の宗季流津軽安藤氏・津軽下国氏は幕府方で、南朝方の八戸南部氏と対立したが、かかる関係は室町期にもあったとすれば、「安倍」は津軽下国氏か季久流津軽安藤氏ではあるまいか。下って「史料D」のように、津軽下国氏は八戸南部氏に圧迫されて蝦夷島に逃れる。八戸南部氏は、長安で問題はない。津軽下国氏を通説は「史料J」から盛季とするが、「史料B」の泰季ではないか。

北出羽の京都扶持衆は、雄勝郡を本拠とする小野寺氏以外、史料を欠いている。「稗貫状」に「両河北・由利・仙北・秋田・雄勝・油川・横手」の軍勢が高水寺斯波氏のもとに参じたとあるが、このなかに小野寺氏以下出羽国の国人が含まれているのではないか。

永享の乱で鎌倉府がいったん滅亡する。そして再興鎌倉府の管轄から出羽・陸奥両国がはずされる。鎌倉公方足利成氏が幕府にそむいた後、関東に派遣された足利政知も同様である。

奥州探題大崎氏は、出羽・陸奥両国を統括する唯一の存在として位置づけられる。幕府は奉公衆太田光を派遣して、奥州探題をバックアップする。最上氏は「羽州探題」とよばれていたが、奥州探題の主な職権である軍事指揮権の部分的な委譲、おそらく最上氏が拠点とする山形を含む出羽国内の一部地域での行使で、奥州探題を補完する立場にとどまった。幕府を通じて賦課される内裏段錢の出羽・陸奥両国分は奥州探題を責任者としており、奥州探題が両国を管轄する枠組は維持された。

しかし宝徳二年（一四五〇）年の醍醐寺領出羽国赤宇曾郷の遵行は、管領細川氏がその被官を通じて京都扶持衆小野寺家道の在京雑掌矢野重政に命じ、重政は家道とともに現地に向かい、請文を提出している。この遵行は失敗したが、次の候補として奥州探題と庄内の京都扶持衆大宝寺氏があげられており、奥州探題は京都扶持衆と並ぶ選択肢の一つにすぎない。また寛正六年（一四六五）、八戸南部氏に貢馬を命じたが、それを小野寺氏が妨害したため、その停止

を大宝寺氏を命じている。このように幕府は出羽・陸奥両国の国人を掌握し、個別に指示を出しており、奥州探題を通じた間接統治を志向したわけではない。それは太田の派遣からうかがえるように、奥州探題の強大化を恐れたためではなく、室町殿は国人との主従関係を一つの権力基盤としていたことに由来するのだろう。

〔史料G〕によれば、津軽下国氏が宗季流津軽安藤氏を圧迫している。また文明元年（一四六九）頃の奥州探題による軍事動員が津軽地方に及ばなくなっている。さらに八戸南部氏は、応仁以後の史料が乏しくなる。これらは、八戸南部氏の弱体化のあらわれではあるまいか。南部義政の十三湊占領と津軽下国氏の断絶という「伝承」の否定で、応仁前後が一つの画期として浮かび上がってくる。

下つて天文八年（一五三九）、三戸南部氏の彦三郎が室町殿足利義晴から一字拝領している。さきにとりあげた、天文二年（一五三三）成立の「御内書案（伊勢加賀守貞満筆記）」に湊氏とともにみえる「謹上衆」の南部氏は、三戸南部氏であろう。これ以前に三戸南部氏は八戸南部氏にとつてかわり、それが幕府にも認められたのである。応仁以降天文期までの北奥は史料が乏しく、実態をつかみえない。

大永・天文期になると、松山下国氏や京都扶持衆湊氏の史料を見いだせるようになる。松山下国氏は「史料K」のように鞍谷御所斯波氏とは通交しているが、室町殿との関係を持っていない。松山下国氏の中央政権との接触は、「史料E」のように織田信長政権成立

を待たなければならなかった。

松山下国氏が幕府との関係を築き得なかったのは、身分関係において京都扶持衆や守護代よりも低く位置づけられたことに起因するのではあるまいか。南部晴政の一字拝領に際し、幕府内談衆大館常興は三戸南部氏を「もと／＼より承及たる者随分の者にて、御字事かやうの遠国より申請候段、もと／＼よりの御事、尤珍重に存候」と述べている。松山下国氏は京都扶持衆津軽下国氏末裔とする「伝承」すらなく、身分上昇の機会を得なかったのではあるまいか。

このように「伝承」を排除することで、異なる視点から室町期から戦国期にかけての北奥羽史を描くことができるといえる。その詳細は別の機会に譲る。

注

（古文書班 すずき みつる）

- （1）小論のタイトルは、講演会のように論文にふさわしいものではない。しかしベースとなったのは平成二八年（二〇一六）七月二九日に秋田県生涯学習センターで行われたアーカイブズ講座の原稿である。この時は第一章の骨子と、第二章の一部を述べた。それを発展させたのが小論であるので、講座で使用したタイトルを用いることにした。

（2）「寛永諸家系図伝」（『青森県史』資料編中世二安藤氏・津軽氏関係

資料一三〇六・一三〇七、以下、『青森県史』資料編中世一〜四からの引用は、『青』二一三〇六・一三〇七のように略記する。

- (3) 安藤季久・季長は「諏訪大明神画詞」（『青』二一・一八五）、宗季・いね次郎丸（いぬ二郎丸？）・高季は「新渡戸文書」元徳二年（一三三〇）六月一日安藤宗季讓状（『青』一四三三八）、兼季は康永三年（一三四四）四月一日北浦日枝神社棟札写（『男鹿市史』上巻五六一〜五六二頁）にみえる。

- (4) たとえば盛田稔・長谷川成一両氏編『図説 青森県の歴史』（図説日本の歴史2、河出書房新社、一九九一）一二七頁のように【系図3】を修正する見解もあるが、大枠は踏襲されている。遠藤説の画期的な点は、蝦夷沙汰と津軽安藤氏・津軽下国氏・桧山下国氏・湊氏を関連づけ、津軽安藤氏の末裔が秋田氏という「伝承」と鎌倉末期のいわゆる安藤氏の乱等の「史実」とを結びつけたところにある。

- (5) 古内龍夫氏は「安東氏の津軽退去について」（『国史談話会雑誌』五〇、二〇〇九）でも「津軽安藤氏の嫡子家である安藤又太郎宗季・高季・家季らは、『秋田家系図』の誰かに充てて考えることが出来るようか。充てるとすれば誰であろうか。そのような命題を説いてみたい」として、能代通史同様の手法で自説を展開している。

- (6) 煙山英俊氏が『秋大史学』五六（二〇一〇）に能代通史の書評を寄せている。煙山氏は「中世初頭の津軽安藤氏について」（『駒沢大学史学論集』二三、一九九三）という津軽安藤氏の優れた論文を公にしているが、能代通史の内容にはあまり立ち入っていない。能代市史の書評といえ、『年報能代市史研究』七（二〇〇〇）には『能代市史』資料編古代及び中世一・二（一九九七・一九九八）への書評を集めているが、古内龍夫氏は書評を書いていない遠藤巖氏を糾弾している。小口雅史氏の書評の一部に遠藤氏のメモによったところがあるからだというが、それを他人の論文に自説を潜り込ませると非難する意味が理解できない。なぜならそのような手段をとらなくても遠藤氏が『能代市史』資料編古代及び中世一・二を批判して、

自説を述べることは十分可能だからである。また卑見に關しても古内氏に慫慂されて、氏が指定する『秋大史学』四五（一九九九）に投稿したが、『年報能代市史研究』七に再掲する際に、能代市の意志として、私文書のかたちで内容の変更を強要された。こうした古内氏の言動は、正当な批判にまつような反批判ができないことに起因している。それでは氏が主宰する能代市史が妄書であることを意味してしまうのではあるまいか。

- (7) 鎌倉幕府の東夷成敗権に関する通説を確立した遠藤巖氏「中世国家の東夷成敗権について」（『松前藩と松前』九、一九七六）では、幕府の東夷成敗権を説明している。鎌倉末期に成立した幕府の法制書「沙汰未練書」（『中世法制史料集』第二卷室町幕府法）の「東夷」を蝦夷島の「蝦夷」としている。しかし拙稿「津軽安藤氏研究の一視角」において述べたように、幕府の東北地方に対する認識からみて、主に出羽・陸奥両国に居住する「蝦夷」とよばれる人々とした。東夷成敗権はいわゆる奥州合戦で奥州藤原氏を滅ぼし、出羽・陸奥両国を管轄した結果得たものと考えられる。津軽安藤氏は蝦夷管領として出羽・陸奥両国の蝦夷全般を統括していないので、東夷成敗権と無関係である。

- (8) 通説的理解、すなわち師季政季同一人物説を詳しく述べたものとして、遠藤巖氏「安藤氏と津軽の世界」（小口雅史氏編『津軽安藤氏と北方世界―藤崎シンポジウム北の中世を考える―』、河出書房新社、一九九五）がある。

- (9) 「羽賀寺文書」五月一九日青蓮院尊朝法親王書状（『青』二一・二〇六）は、奥ウワ書に「長井雅楽頭入道とのへ」とあるが、異筆で「永正十一年」とある。『大日本史料』第九編之五永正十一年（一五一四）四月是月条は、「永正十一年」を採用し、花押を尊朝法親王として記している。しかし『青』の編者が指摘するように、花押は尊朝法親王で、「永正十一年」と記したのは㊦・㊧が記載する永正の再建を担当したとある「長井雅楽頭」とみなしたからであろう。長井

は、「羽賀寺文書」二月二〇日丹羽一良書状〔青〕二一一二一五）に「猶様子長雅方可被申」とある。「長雅」であろう。「青」の編者は丹羽一良を丹羽長秀家中としているが、「桑村文書」九〇一五・一七〇一九号、「長源寺文書」三九・四一〇号（以上、『福井県史』資料編9中・近世七）により、一良は木下勝俊家中である。したがって『青』二一一二〇六・二一一二五の年次は、『小浜市史』資料編社寺文書や『福井県史』資料編9中・近世七のように慶長元年（一五九六）、もしくはそれ以降慶長五年以前（一六〇〇）と推定される。

(10) 「新撰座主伝」（『続々群書類従』第二史伝部）所引応永二七年（一四二〇）九月一六日天台座主義円令旨写に「若州本浄山羽賀寺」とある。この史料から⑦が記す永享の再建後に「康季改山為本浄、取山為我号、名曰鳳聚院」とある記事は「史実」ではなく、秋田実季が「奥州十三湊日之本將軍」を父祖である康季と認めた後に成立した「伝承」で、⑧の成立時期が「奥州十三湊日之本將軍」が誰かわからなかった天正一二年（一五八四）六月一〇日以前ではない筈証となる。

(11) ⑦によれば、応永時の再建は「即任有檀越令再建者也」と述べるにとどまっている。続く永正時は、⑧によれば、⑦の翌年に再建がなつたとするようである。文祿の再建は「羽賀寺文書」大永四年（一五二四）七月二八日後柏原天皇綸旨案（『青』二一一九八）に「若州羽賀寺開帳之由、被聞食畢、堂舎等令修造」とあるが、うまくいかなかったようで、縁起を持ち出して「華頂要略」天正一二年（一五八四）六月一〇日正親町天皇綸旨写（『青』二一一三〇四）の発給となり、同史料の「十三湊」を秋田実季とすることでようやく再建に至ったのである。永正の再建が短期間でなつたのは不審だが、⑨は⑦の執筆者を永正以前に亡くなっている尊伝法親王とし、文祿慶長期の人物を再建者にあけており、確かな史料によつてはいえない。室町期から織豊期の羽賀寺再建は、本文のようにしてよいと考える。

(12) 「新羅之記録」と同様の記述が「松前年代記」（『青』三一―一五七八）にもある。斉藤利男氏「湊安東氏の誕生と『二つの安東』体制の確立」（土崎港歴史勉強会編『安東氏シンポジウム―よみがえる湊安東氏の世界と『二つの安東』―』、土崎港歴史勉強会、二〇一四）は、「松前年代記」が信頼できるとする。しかし今問題にしている事柄の記載は、「新羅之記録」と質的に大きな違いはない。

(13) 吉井功兒氏「中世南部氏の世界両南部歴代当主の再検討と北奥の戦国領主について」（『地方史研究』二〇五、一九八七）。三戸南部氏系図生成については、千葉一大氏「近世大名南部家における系譜認識の成立」（『青山史学』三四、二〇一六）を参照。吉井・千葉両氏の研究に従えば、確実な史料による裏付けがない三戸南部氏の歴史を記した、たとえば「奥南旧指録」（『青』四一―一八九七）や「聞老遺事」（『南部叢書』二）は「史実」ではなく「伝承」を記したものと取り扱わなければならない。そして一五世紀の、室町幕府側の史料にみえる「南部」は確実な裏付けがない限り、三戸南部氏ではなく、八戸南部氏とした方がよいようである。その場合に問題となるのは、宝徳から寛正頃の所見のある八戸南部氏の政経が「八戸河内守」とよばれたことである。それゆえこれ以降の史料、具体的には『蜷川親元日記』寛正六年（一四六五）四月一三日・八月二四日・九月二日条（『青』三一―二七）の「南部・南部右馬助」・「南部伊予守」は、八戸南部氏ではないという見方が成り立つ余地がある。しかし「八戸」は政経のみで、明確な八戸南部氏及びその他南部氏関係史料の欠如もあって、八戸南部氏の呼称が「南部」から「八戸」にかわつたと断言できない。近世期に成立した「源氏南部八戸家系」（『青』一四七一）によれば、政経は八戸南部氏の庶子家から惣領家になった人物である。「伝承」を記したにすぎないが、八戸南部氏史のなかで特異な存在として位置づけられており、それが「南部」ではなく、「八戸」と表記につながったのではないかと憶測される。

(14) 遠藤巖氏「応永初期の蝦夷反乱―中世国家の蝦夷問題によせて―」(『北からの日本史』、三省堂、一九八八)。この論文の前提となっている遠藤氏「中世国家の東夷成敗権について」は言及したので、鎌倉期の出羽国の東夷成敗権に関する遠藤氏「秋田城介の復活」(高橋富雄氏編『東北古代史の研究』、吉川弘文館、一九八六)の見解をとりあげる。鎌倉幕府の出羽国統治の詳細は別の機会に述べるところとし、ここでは秋田城介安達氏が東夷成敗権の一翼を担ったとする説に関する卑見をごく簡単に述べると、いわゆる霜月騒動後、嘉元の頃に安達時頭が秋田城介に補任されるまで秋田城介に誰も補任されていないので、秋田城介という官職に何らかの実体を見いだそうとする見解は成り立たないと考える。

(15) 遠藤巖氏「応永初期の蝦夷反乱」では一五世紀初頭に発生した明と北方民族との軍事的衝突の影響が日本に及んだとする。それを裏付ける史料は本文で検討した「湊学氏所蔵秋田湊文書」と「秋田風土記」の他に、「来迎寺年代記」(『山形県史』資料編一五下古代中世史料二)の応永二六年(一四一九)条がある。「来迎寺年代記」は他の「伝承」と時期が合わず、対馬で起こったいわゆる応永の外寇のことであろう。その他の秋田家の系図や「南部世譜付録」は後年の史料で、「伝承」である。したがって遠藤説は成り立たないと考える。この他に塩谷順耳氏他編『秋田県の歴史』(県史5、山川出版社、二〇〇二)一二八頁以下のように、「湊学氏所蔵秋田湊文書」元禄一年(一六九八)九月吉日永禪院有鑑書上(『青』二一一〇四九)の棟札にみえる人物から湊氏の系譜を復元しようとする立場がある。棟札にみえる応安から弘治にかけての安倍姓の「領主」は安藤氏で、小鹿島を所領としていたと考えられるが、小鹿島が湊氏領であると論証されているわけではない。

(16) 以上、比較に用いた史料は、「上杉家文書」四〇号(大永五年、一五二五)閏一月一日細川道永書状、四一号九月五日細川道永書状、五〇号(大永四年、一五二四)一〇月九日斯波政綿書状、五一

号八月一五日期波政綿書状、(『新潟県史』資料編三(中世二))。同様の比較は、遠藤巖氏「ひのもと将軍覚書」(小川信先生の古希記念論集を刊行する会編『日本中世政治社会の研究』、続群書類従完成会、一九九一)が行っており、書札札からみた湊氏と長尾氏との身分関係は遠藤説と同じである。

(17) 蛸崎氏を松山下国氏被官とする「伝承」は、松前氏が江戸幕府に提出した「寛永諸家系図伝」(『青』三一五九四・一五九五)にみえず、その不備をただすために編纂した「新羅之記録」にみえる。こうした経緯からも蛸崎氏松山下国氏被官説は疑わしい。しかしこの説の根拠が「伝承」を記すにすぎない「新羅之記録」以下の近世期成立史料だけでなく、「史実」追究の材料となる史料にもあるといわれており、こうした史料の検討が必要である。詳細は別稿で述べることとし、結論を述べるとどめたい。まず蛸崎氏松山下国被官説の一つの論拠が「秋田藩家蔵文書」奥村立甫家蔵文書所収文書である『青』二一一〇九二(一〇三)。この文書の充書にみえる「奥村惣(宗)右衛門」を松山下国家中とみなすのが通説で、たとえば遠藤巖氏「戦国大名下国愛季覚書」(羽下徳彦氏編『北日本中世史の研究』、吉川弘文館、一九九〇)は、愛季側近とする。そしてたとえば奥村充正月一七日蛸崎慶広書状の「今度 殿様へ昆布式百・玉鯨一掛進上申候」の「殿様」を奥村の主人である松山下国氏とし、慶広が松山下国氏と主従関係にあったと解するのである。奥村立甫家蔵文書から奥村は秋田湊の住人を動員し、秋田湊住人や大阿仁地方の有力者賀成康清から弾薬の供与を願われ、蛸崎氏・津軽氏・湊氏等が取次を願う有力者だが、他の松山下国氏関係の史料に見えない。奥村立甫家蔵文書所収文書の年次比定及び充書不明者の解明は別の機会に行うものとして、ここでは年次の上限は天正一八年(一五九〇)と述べるにとどめる。それを前提にすると、秋田湊や康清が支配する大阿仁地方は、天正一十九年(一五九一)正月吉日付の目録によれば、秋田実季領でも実季代官領でもないから、奥村は松山

下国家中ではないと考えられる。塩谷順耳氏「秋田実季領の再検討」(『年報能代市史研究』五、一九九七)・『秋田市史』第二卷中世通史編三五九頁以下(一九九九)・『秋田県の歴史』一三九頁以下は、比内地方の太閤蔵入地が浅利頼平没後に実季領になったとする。比内地方に実季領でもなく、実季を代官とする太閤蔵入地でもない地があったとする点は妥当だが、比内地方を支配していた浅利氏が大名として安堵され、太閤蔵入地の代官でもあるとする説には従えない。浅利氏は実季領では実季の、実季領以外は賀成氏の下での従来通りの知行を許されたのである。浅利氏を代官とする太閤蔵入地でないとするれば、誰の知行地もしくは誰を代官とする太閤蔵入地であろうか。同時期の、たとえば島津氏や佐竹氏の事例を参照すれば、実季領内に検地を担当した木村重茲領が設定されたのではないかの想定ができる。この他に前田利家や大谷吉継も候補となり得る。しかし利家も吉継も実季領の検地に直接関わっておらず、重茲を差し置いて実季領の一部を得たとは考えにくい。奥村は、重茲家中ではあるまいか。重茲は豊臣秀次とともに滅亡するが、実季領に設定した重茲領は太閤蔵入地に編入されたと考えられる(以上、すべて「秋田家史料」で、刊本に収録されているので、刊本の史料番号のみをあげると、(『青』二一七五八・七五九・七七〇・七七一、『秋田市史』第八卷中世史料編二七〇・二七一・五三〇～五三三)。すると慶広書状写の「殿様」は、奥村の主人である重茲であろう。以上述べたことが正しいとすれば、奥村立甫家蔵文書から蛸崎氏松山下国氏被官説は導き出せない。次に蛸崎氏松山下国氏被官説のもう一つの論拠が「秋田家史料」五月一九日下国愛季書状(『青』二一六九五)である。通説は、充書の「かきみんふ」を蛸崎氏部、すなわち蛸崎慶広とする。書状に「舍弟まやとののぼられ候部かしと存候、むまつなきところの事、一所たる地を可進候、松山ニハ無之候、むかひハ九郎殿ニ申候」とある。この部分をたとえば遠藤氏「戦国大名下国愛季覚書」のように「新羅之記録」の浅利義正を討った

慶広が田子村に馬飼所を与えられたという記事に関連する説もある。しかし史料に即せば「むまつなきところ」を「可進」としたのには「舍弟まやとののぼられ」るからで、『青』の編者のように「新羅之記録」と切り離してよいであろう。そして今引用した部分は「かきみんふ」の「舍弟まや殿」が多くの馬を連れてのぼってくるから、愛季は「むまつなきところ」を用意して与えることとし、「九郎殿」が「むかひ」をすることにしたらと解するのが自然であろう。愛季は「まやとの」がもたらす馬を求めており、厚遇するために「むまつなきところ」を「可進」としたのである。以上の解釈が正しいとすれば、愛季と「かきみんふ」の間に主従関係は想定しがたい。

(18)

以下の論述で参照した論著は数多くあるが、小論でこれまであげた論著の以外をあげると、大石直正氏他『中世奥羽の世界』(UP選書、東京大学出版会、一九七八)、『神奈川県史』通史編原始・古代・中世(一九八一)、『山形県史』第一巻原始・古代・中世編(一九八二)、『秋田県の歴史と風土』(創土社、一九八四)、遠藤巖氏「蝦夷安東氏小論」(『歴史評論』四三四、一九八六)・「京都御扶持衆小野寺氏」(『日本歴史』四八五、一九八八)・「戦国大名小野寺氏―種道・輝道関連史料の検討」(『秋大史学』三四、一九八八)、国立歴史民俗博物館編『中世都市十三湊と安藤氏』(新人物往来社、一九九四)、家永遵嗣氏『室町幕府將軍権力の研究』(東京大学日本史学研究叢書1、東京大学日本史研究室、一九九五)・「一五世紀の室町幕府と日本列島の『辺境』」(『東アジア海をめぐる交流の歴史的展開』、学習院大学東洋文化研究叢書、東方書店、二〇一〇)、大崎氏シンポジウム実行委員会編『大崎氏シンポジウム』第一〜七回(中新田町、一九九六〜二〇〇一・二〇〇三)、伊藤喜良氏『中世国家と東国・奥羽』(校倉書房、一九九九)、入間田宣夫・小林真人・斉藤利男氏編『北の南海―世界北奥羽・蝦夷ヶ島と地域諸集団―』(山川出版社、一九九九)、細井計氏他編『若手県の歴史』(県史3、山川出版社、一九九九)長谷川成一氏他編『青森県の歴史』(県史2、

都合でまとめてあげたが、詳細は別の機会に述べたい。

山川出版社、二〇〇〇）、伊藤清郎・山口博之両氏編『中世出羽の領主と城館』（奥羽史研究叢書²、高志書院、二〇〇二）、柳原敏昭・飯村均両氏編『鎌倉・室町時代の奥州』（奥羽史研究叢書⁴、高志書院、二〇〇二）、村井章介氏他編『北の環日本海世界―書きかえられる津軽安藤氏―』（山川出版社、二〇〇二）、大石直正・小林清治両氏編『陸奥国の戦国社会』（奥羽史研究叢書⁶、高志書院、二〇〇四）、『横手市史』通史編原始・古代・中世（二〇〇八）、大石直正氏『中世北方の政治と社会』（校倉書房、二〇一〇）、黒嶋敏氏『奥州探題考』（『中世の権力と列島』、『八戸市史』通史編I原始・古代・中世（二〇一五）、白根靖大氏編『室町幕府と東北の国人』（東北の中世史³、二〇一五）等がある。卑見を述べたものとして、『室町幕府下の出羽国・奥州』（『秋大史学』六一、二〇一五）がある。史料は本文を述べるにあたって直接挙証としたものにしぼってあげると、「御内書案」（『続群書類従』第三輯上）、『大日本古文書家わけ一九 醍醐寺文書之九』一九七一号卯月一日僧有良書状・一九七三号二月一日小野寺家道請文案・一九七四号矢野重政請文案、「余自家文書」一六奥州余目記録（『仙台市史』資料編一古代中世）、文明元年（二四六八）極月一三日薄衣申状（『石巻の歴史』第八卷資料編²古代・中世編五〇五）、『南部光徹氏所蔵遠野南部家文書』応永一四年（一四〇七）卯月二八日大崎満持奉状・永享四年（一四三二）一〇月一四日口宣案・（宝徳四年・一四五二）六月一日大崎教兼書状（『青』一一三九・一四四・一四七）、『東京大学文学部所蔵白川文書』宝徳四年（一四五二）七月五日室町幕府奉行人連署奉書（『青』三一六五）、『蜷川親元日記』寛正六年（一四六五）四月二三日・八月二四日・九月二日条（『青』三一七二七）、『稗貫状』（『青』三一七三二）、『大館常興日記』天文八年（一五三九）七月二五日条（『青』三一七四三）。この他に八戸南部氏伝来文書に関して、小井田幸哉氏『八戸根城と南部家文書』（国書刊行会、一九八九）を参照した。以上の論著と史料を紙幅の

秋田県公文書館におけるデジタル化資料の現状と課題

高山 昭 弘

はじめに

平成五年（一九九三）の開館以来、秋田県公文書館（以下、当館）

では公文書・行政資料合わせて約十一万一千点、古文書約六万八千点を所蔵する。その所蔵資料を県民共有の歴史的記録財産として永く後世に残すとともに、県内外の方々に閲覧や利用を供することを目的として当館は設置に至った。所蔵する古文書のうち約六千二百点はマイクロ収集史料になる。それ以外の原資料である紙文書も年次計画に基づきマイクロ化し、マイクロフィルムをスキヤニングしたデジタル化を進めてデータの公開を行っている。

今回、研修の機会をいただき、十一月十四日から十九日にわたって、高知市で開催された国文学研究資料館（以下、国文研）主催によるアーカイブズ・カレッジに参加した。その講義の中で、最も興味深く感じたデジタル・アーカイブ論について、デジタル化に対す

る当館の活用状況を本稿で紹介し、利点と課題について私見を交えて取り上げるものとする。

一 デジタル・アーカイブという言葉

そもそも和製英語であるデジタル・アーカイブ、私はこの職に就いてから特に違和感を感じたことはなかったが、この用語の使用について、アーカイブズ・カレッジでの総括討論で論題に挙げた。

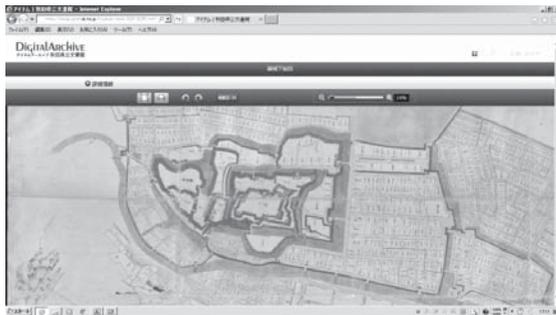
原資料から画像等のデジタルデータを作成したものに使っている用語の一つであり、パソコンやタブレット等で閲覧できるように画像データで作成されている。アナログではマイクロフィルムに撮影したデータが複製に使われていたが、デジタル情報化社会の進展によりIT機器が普及したことによって、現代では一般化した複製手段である。言葉としての派生は、一九九〇年代半ばに東京大学名誉教授月尾嘉男先生が「かつての図書館などの電子版⁽²⁾」という意味か

らデジタル・アーカイブという用語を提示したことによる。氏による概念は、有形・無形の文化資産をデジタル情報の形で記録し、その情報をデータベース化して保管し、随時閲覧・鑑賞、情報ネットワークを利用して情報発信することにある。この語自体、意図的に商標登録等が行われなかったようである。この用語の使用に制限を設けなかったことから、広く社会に普及し認知される要因になったのではないかと考える。また、過去のテレビ番組映像の収集と保存を始めた「NHKデジタルアーカイブス」の存在も、用語の普及に貢献したものと考えられる。研修の中で国文研の青木先生の講義では、デジタル・アーカイブより「デジタル・コレクション」の用語が適切であるとされる。収集し収蔵している資料を公開することから、私もコレクションの用語が妥当と感じた。しかし、博物館や美術館における特定のテーマ展示や、あるいは個人の収集品のような意味にもとられやすく、公文書館の収蔵資料には似合わないようなと思われる。それから、アーカイブの語源については、同じく国文研の大友先生の講義によれば、*arkhivon*（アルケイオン）というギリシヤ語がもたまったこと、組織の頭脳・心臓を示す意味をもつものとされる。*archives*を日本語で表記すると、アーカイブ、アーカイヴ、アーカイブス、アーカイヴス、アーカイブズ、アーカイヴズと、英語の表音から文字表記するため様々な記述が混在する。公文書館に勤務する自分の職務は、「歴史的記録財産として永く後世に残すとともに、県内外の方々に閲覧や利用を供すること」にあるが、

そこにデジタルという言葉が付くことによって、業務にどんな意味をもつことになるのか。当館が行っているデジタル化事業について述べてみる。

二 当館におけるデジタル資料の現状

平成五年（一九九三）の開館に合わせ「資料管理要綱」⁽⁵⁾が策定され、第七条に「資料の保全管理」を規定している。その内容は「館長は、公文書等のうち特に重要なもの又は利用の回数が多いものにつ



については、複製物を作成して利用させる等原本の保存に努めるものとする。」と定めている。開館以降、資料代替の業務を進め、マイクロ撮影し複製本（写真本）を作成し、閲覧室に配架して利用に供している。平成十二年（二〇〇〇）からは、ポジフィルムからデジタルデータを作成しデジタルプリントした絵図などの複製を用意している。これらデジタルデータをウェブサイトにより、利用者へ情報を提供することも業務として一般化してきた。

その代表的なものが平成二十五年（二〇一三）三月から、秋田県立博物館・秋田県立近代美術館・秋田県立図書館・あきた文学資料館・秋田県埋蔵文化財センター・秋田県生涯学習センター、そして当館による七機関の連携によって、共通のインターネットウェブサイトにデジタル公開の運用を開始した。名称は「デジタル・アーカイブ」と命名し、連携による収蔵品の横断検索が可能になっている。知事部局・教育庁といった主管が異なる官庁が連携してのネットワークを形成、共通のサーバーに、各々が所蔵するデジタルデータを登録して、公開し利用に供している。これも一つのMLA（博物館・図書館・公文書館）連携⁽⁸⁾と感じているのだが、デジタル・アーカイブというよりは、デジタル・リポジトリ（データの収蔵庫⁽⁹⁾）の語が適切だと考える。また、当館は原資料の電子複写（コピー）は資料保護の面から許可せず、申請による写真撮影のみを許可している。



（特別閲覧室 ならびに撮影台）
※当館利用案内パンフレットより抜粋



閲覧室内での撮影は他の来館者の妨げになるので、照明装置付きの専用撮影台・大型テーブルを配置した特別閲覧室（二室）を利用していた。近年のデジタルカメラ、携帯電話・スマートフォン普及でカメラ機能が一般的になり、撮影申請も近年増加の傾向にある。当館閲覧室に配架する複製本は電子複写⁽¹¹⁾を許可している。原本撮影と同様に利用状況は増加の傾向にある。（別表参照⁽¹²⁾）この増加傾向から、来館者はじっくり資料を閲覧する目的の他に、撮影・コピーによる収集も目的の一つになってきたものと思われる。

三 デジタル化資料はアーカイブズか

当館がマイクロ化・デジタル化を進める資料の利点は、それによって原資料の閲覧利用を減らすことにより、劣化や損傷などを回避できることにある。しかし、デジタル化は万能で永久的に利用できるかという点でもない。原資料は一点しかないアーカイブであり、デジタル化した資料は複製品である。PCの普及によりデジタルデータの取扱が発達してきたため、次々に新しい保存技術が登場し、保存ソフトウェアの仕様変更によりハードウェアの更新が伴って、更新をしないと使えなくなるといった新旧交代が激しい。また、今使用しているデータ・フォーマット形式はいつまで有効なのか、そのデータを記録し保存しているハードウェアの耐用性、動作を保証するソフトウェアの存在は永久なのかという疑問がつきまとう。P

Cの歴史においても、ハード・ソフト両方に保証期間が終了し使用できなくなってしまう事例も数多い。最悪の場合、そこに保管されたデータは取り出すこともできないことになる。ファイル形式も「jpeg、jpeg2000&Jvri」等、圧縮率が高く、鮮明な画像を維持できるフォーマットが一般的に使用されているが、それ以上に優秀なフォーマットが登場すると、汎用性がないものは使えなくなってしまう。保存媒体にしても、磁気媒体であるハードディスクはそれ自体大きな規格変更はないものの、ZIP、PDや、光学磁気媒体のMOなどは衰退して流通も見られなくなった。光学ディスクはCDからDVD、またブルー・レイと、大容量化が進む。USBフラッシュメモリという媒体も登場している。クラウド化といった民間のwebサーバーによる電子貸倉庫のような保管も、データ漏えいや突発的な消去など問題がある。すべてにおいてこれら記憶媒体においても物理的な破損、電気的な故障、水濡れや紫外線等の影響による劣化、記憶時の読み込み・書き込みエラー等が発生する場合がある。紙資料同様にデジタル化資料にも破損や劣化、消失の危険性が存在する。デジタル化資料は過大に評価できない。もし、何らかの理由で原資料が消滅した場合は、デジタル化した資料のような複製品がアーカイブになりうるのだろうか。

デジタル・アーカイブは原資料が忠実に複製されたものとして一次資料とする見方がある⁽¹³⁾。しかしそのデジタルデータが本当に原資料に忠実なものか、技術的・人為的な改変が行われたか不明なため

真正性は低いと思われる。ゆえに二次資料という見方がある⁽¹⁴⁾。アーカイブズ・カレッジでの天理大学古賀先生の「情報コントロール」の講義から⁽¹⁵⁾、デジタル化した資料にもメタデータの整備が必然であると感じた。記録した際の諸情報を付与することにより、少なくとも修正の有無等、改変について確認できるように思う。ただ、原資料の真贋は鑑定等史料批判に委ねられるが、デジタル化した資料の真贋については、原資料に沿った作成者の意向で、作成されたメタデータに委ねられることになる。オリジナルから膨大な完全クローンを作ることも可能であるし、オリジナルとクローンの区別は難しい。あくまでオリジナルは一点しかないアーカイブズである。これらの事象を考えると、やはり二次資料の域にあるかぎりアーカイブズと定義するのは厳しいと考える。

おわりに

以上のことから、当館におけるデジタル・アーカイブが業務にもたらす意義は、保護と利用は別目的として存在し役割を果たすものと考えられる。自分なりに業務に結びつけて解釈すると、普及・広報の立場からデジタル化資料を公開する目的は、資料に興味をもつ機会になり、実際に足を運び、手にとって原資料を見ることで本物にふれる喜びを味わっていただける機会を供することにあると考える。実際に北海道や九州地方といった遠方の方々が実際に来館し原資料

を閲覧されていく。お話を聞くところによると、当館の収蔵資料を知る契機になったのは、デジタル・アーカイブを見てとの声がある。実際に原資料を手にして閲覧する、本物にしかない魅力は大きいと考える。まずは当公文書館がどんな施設なのか知っていただくことや、利用案内等の充実をはかり知名度を高めるなど、普及・広報活動に努めなければならないと感じる。

当館は「所蔵資料を県民共有の歴史的記録財産として永く後世に残すとともに、県内外の方々に閲覧や利用を供する」ことを目的に掲げ開館に至った。現在、複写提供やデータ提供を業務に位置づけていない。アーカイブズの保護、管理を行う立場から、複製品の著作権を含む『知的財産権』の保護をどう考えていくべきか。公の役割として、パブリック（公的）ユース（利用）が前提にあり、提供には慎重にならざるをえない。デジタル化提供に関しては、アメリカ合衆国に始まった「フェアユース（権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容しうる権利制限）」が存在する。映像ソフトのリージョン（地域）ナンバー設定により、リージョンが一致しないハードウェアでは再生できない事例や、テレビ映像のコピーワンス、コピー・テン等の事例が挙げられる。管理側が制限をかけて、必要とする者が制限の下に自ら利用するものである。また、原資料（オリジナル）に忠実なデジタルコピー（クローン）に対して、複製禁止・回数制限・電子透かし等、クローン技術の導入により、資料管理者は変更できないように技術的な手段

で電子認証等の封印を施す方法もある。では、公の役割における複写提供、データ提供はいかにあるべきか。

博物館等は、展示という形で資料を観る施設である。近くで手に取ることは基本的にできない。図書館等は図書資料を読む、貸出をする施設である。当館のような公文書館等は、閲覧という形で、文書資料を直に手にして見るための施設である。それぞれの館がもつ性質の違い、役割の違いがあり、複写提供やデータ提供について同一な対応はできないと考える。ゆえにその是非について、私一人が簡単に結論づけることはできない。できることは将来に向けた提供の条件整備を、先例する他館の状況や見識を情報収集し、時間をかけて分析することにある。そこが出発点になると言える。

最後に、当館は公の役割と自立という立場のもとに、利用者へのサービスの向上をはかっている。実際に当館が果たす役割と目的について今後も啓蒙をはかり、利用者の方々に理解いただけるよう、公文書館で従事する職員として研鑽を積みたいと考える。

（古文書班 たかやまあきひろ）

注

- (1) 「秋田県公文書館条例」第一条、設置（秋田県、一九九三）。
- (2) 「デジタルアーカイブ」（デジタルアーカイブ推進協議会広報、一九九四）。

- (3) 青木睦「アーカイブズの保存環境と劣化損傷の予防」(アーカイブズカレッジ講義レジュメ、二〇一六)。
- (4) 大友一雄「現代のアーカイブズとアーキビストの役割」(アーカイブズカレッジ講義レジュメ、二〇一六)。
- (5) 「秋田県公文書館史料管理要綱」第七条、資料の保安全管理(秋田県公文書館、一九九四)。
- (6) 平田有宏「古文書課における史料代替化事業の現状と課題」(秋田県公文書館研究紀要第七号、二〇〇一)。
- (7) 太田研「絵図の複製化・デジタルデータ化の経緯と利活用について」(秋田県公文書館研究紀要第十九号、二〇一三)。
- (8) (9) 入江伸「図書館を核にしたMLA連携」(デジタル文化資源の活用、勉誠出版、二〇一一)。
- (10) (11) 「秋田県公文書館閲覧利用要綱」第六条、複写(秋田県公文書館、一九九四)。
- (12) 「平成二十八年十一月利用統計状況」(秋田県公文書館、二〇一六)。
- (13) (14) 笠羽晴夫「デジタルアーカイブ 再定義の試論」(デジタルアーカイブ、水曜社、二〇一〇)。
- (15) 古賀崇「情報コントロール論」(アーカイブズカレッジ講義レジュメ、二〇一六)。

※本稿は国文学研究資料館主催の平成二十八年アーカイブズ・カレッジ短期コースの修了論文に加筆修正を加えたものである。

※(12) 別表

(別表) 一般利用者の資料の複写・撮影数(年間統計)

	資料の複写・撮影の枚(コマ)数								
	複写撮影枚数合計			写真撮影			電子複写		
	公文書	古文書	計	公文書	古文書	計	公文書	古文書	計
H24	9,715	25,892	35,607	6,353	18,931	25,284	3,362	6,961	10,323
H25	19,854	23,750	43,604	18,340	18,014	36,354	1,514	5,736	7,250
H26	23,821	52,222	76,043	22,515	46,956	69,471	1,306	5,266	6,572
H27	23,555	36,143	59,698	22,180	31,945	54,125	1,375	4,198	5,573
H28	10,693	42,070	52,763	8,976	33,459	42,435	1,717	8,611	10,328

※11月末現在

農村部の地域アーカイブズを活用した地域参加へのいざない 生涯学習行政と地域アーカイブズが抱える課題の軽減にむけて

佐々木 康久

はじめに

平成二十七年度、国文学研究資料館の主催するアーカイブズカレッジ（史料管理学研修会）に参加する機会を得た。講義中、何度となく、市町村の文化財行政担当者の多くが、地域アーカイブズの人材・予算・時間の不足に悩んでいる状況が紹介された。所蔵している資料整理に手がつけられず、まして民間所蔵のものに関しては実態把握も難しい状況があり、整理がつかない以上、利用への対応も難しく、地域からの活用に対するニーズにこたえられない現状があるという。とりわけ古文書については、解読できる人材の確保が難しい状況もある。都市部に比べ農村部では、さらに厳しい状況にある。

一方で近年、団塊の世代の人々が、再就職先からも引退の時期を迎え帰郷する人も少なくない状況がある。また就職に失敗した若年層が社会への足がかりを見いだせずにひきこもっている状況が顕在化している。これらの人々をいかに地域で社会参加をさせていくか

が、政策上の大きな課題となっている。

市町村では、この両方の課題を、同一の部署が担当していることが多い。山積する課題の中、これらをうまく組み合わせ、同時に軽減をはかることはできないだろうか。これがこの考察の趣旨である。

まだ実務で取り組める具体性のある内容にはなっていないが、三重大学が実践している三重県の南部地域での取り組みからヒントを得て、考察を発展させてみることにした。

一 農村部の生涯学習行政が抱える問題点

(1) 行政上の課題

住民を地域の活動に取り込み、地域の運営者として成長してもらうことは、生涯学習政策上、重要な課題である。このような視点から政策上の焦点となってきたのが、再就職先からも引退しつつある団塊の世代の人々と、顕在化してきた引きこもり若年層に対する施策である。さらに農村部では、人口流出や高齢化に伴い、受け

継がれてきた歴史資料の保存が各家で難しくなり、代替わりなどをきっかけに、引き受け要請や散逸の危機が増加してきている。

このように、業務が増加しているにもかかわらず、市町村合併が進められたことによる担当職員の大幅な減員が行われた自治体が多い。このため、すべての業務に十分な手を回すことは難しくなってきた。また技術的にも、草書体や変体仮名をなんとか読める世代がかなりの高齢となっており、古い記録を理解できる人を見つけることが難しくなってきた。

行政ニーズが増加し、担当者に業務が集中する中で、緊急性や技術的背景から、アーカイブズにまで手が回らなくなっている。

(2) 歴史資料の保存状況

地域で古文書が継承されている例は少なくない。個人蔵の場合もあるが、地元の資料館や公民館に保存されている例もある。また、平成の合併の影響で、旧市町村の庁舎が、古文書や歴史的公文書の保存場所になっている場合もある。

しかし、保存状況が良好とはいえない場合は少なくない。数十年にわたって手つかずという場合もある。保存はされているが、何があるのかはわからないとか、ほこりまみれだったりとか、とりあえず置いてあるだけとかいうのも、何度となく見かけた光景である。また、平常時は閉館している（要請があった場合だけ開館する）地域の資料館も少なくない。

(3) ひきこもりと定年帰郷者の問題

政策上、「ひきこもり」と団塊の世代の人々を、いかに「地域デビュー」させるかが、大きな課題になっている。都市部では、機関としてソーシャルスキルトレーニングを実施したり、ボランティア活動を受け入れたりするところも少なくない。しかし農村部では、同様の問題を抱えながら、その「場」が著しく少ない。

このような背景から、農村部のひきこもりが何の手立ても施されないままに、長期化し深刻化するケースが少なくないことが指摘されるようになってきている。例えば、この問題が注目されるきっかけとなった秋田県の藤里町社会福祉協議会の調査では、働く世代の人口の1/10近くにもぼることがわかった。他の農村地域でも、似た割合であることが次第にわかってきている。しかし、少なくともその1/3は就労を希望しており、さらには大部分の人が、就労に向けての社会での活動や就労に向けた訓練、中間的就労の場（本格的なフルタイム就労の前段階の就労）を求めていることもわかってきている。

また、定年後に帰郷する団塊の世代の人々は少なくない。しかしこちらも、「地域デビュー」の場がなく、地域との関係をうまく作れずに再び都市部に戻ってしまう場合も少なくないといわれている。

二 アーカイブズを利用した地域社会参加

(1) 「場」の提供

前章であげた問題を考えたとき、地域アーカイブズを活用して地域社会参加のきっかけとし、行政、そしてひきこもりと団塊の世代の人々の問題を同時に軽減できないだろうか。

農村部の地域アーカイブズは、簡単なことにも手が回らない問題にあえいでいる。しかも、都市部と違い、大学や学生、専門家の恒常的な支援は、地理的に受けにくい。他方で農村部では、「場」がないために、ひきこもり問題や「地域デビュー」問題の解決が進まない。地域アーカイブズは、形は違っても、どこの市町村にもある。それならば、地域社会への参加のきっかけとして、アーカイブズを「場」として開放してみたらどうだろうか。

(2) 実施の計画

アーカイブズで取り組める内容は何かを考えてみたい。

最初の取り組みとしては、活動の核作りである。予算も人もない中であるので、将来的に、職員の関与が最小限になるよう、活動の核となる人作りが目標である。手段としては、何らかの生涯学習講座と、それに継続したボランティア組織づくりが中心になるであろう。主な対象は、団塊の世代である。なかでも帰郷者は、知らない住民も多くなっているので、地域にデビューするのによいきっかけ

となる。外部からのネットワークを導入してくれる頼もしい担い手に成長する可能性がある。

講座修了後、参加者を中心に、地域アーカイブズの問題点に取り組める組織作りを働きかけたい。どんな活動が必要か、職員と一緒に考え、計画を作り、活動をスタートさせる。時期は、稲刈り終了から、積雪期の間を始めれば、農閑期である冬期間の活動の継続が期待できる。

この世代は、子育ての経験も豊富であるので、若年者に対する指導役ともうってつけである。

核となる集団が組織できれば、活動を開始するとともに、社会的訓練や職業訓練的な要素も含んで、「ひきこもり」の受け入れもスタートできる。募集をしても、本人から積極的になれる状態ではないことも多いので、福祉部署からの推薦も有効な方法である。「つまづき」はあるものの、社会経験がある人も多いので、ゆっくり進められれば、「社会復帰」につながる人が多いことが報告されている。(例えば藤里町の事例) また、ここから中間的就労につながれば、本格的な就労につながるケースも多いため、将来的に非常勤職員の候補となる人材の育成も意識したい。本人が時期を逃したと感ずるようになる梅雨前か、過ぎし方により冬期間のひきこもりを招きやすい秋が開始時期として都合がよいと考える。

ここまでの活動が順調に進めば、地域アーカイブズ、例えば常時は閉館している資料館の運営を、少しずつ住民に任せることができ

るかもしれない。補助金を支出した上で地区のコミュニティセンターや公民館の運営を住民に任せている自治体もあるが、これと同様の方式である。軌道に乗るまでは、職員が常駐したり、巡回したりする必要はあるが、運営の核が育っていれば、中間的就労者を中心に、運営ができるのではないだろうか。

(3) 取り組みの内容

活動に参加する人は基本的にアーカイブズに関して素人である。そのため、はじめの活動は、誰でもできる活動である必要がある。この条件とアーカイブズの側の必要性を考えたとき、最初は、掃除と排列（利用できるようにする）とリスト化（何があるのかわかるようにする）の3つが取り組みの中心となるであろう。

清掃については、誰にでもできる。時間はかかるが、資料保存には、大きな効果が見込まれる重要な作業である。参加者は、日常では経験できない現物に触れる機会になり、モチベーションを向上させる効果がある。また、活動の成果が目に見えやすく、他の参加者とアーカイブズが抱える問題点の共有もしやすくなる。

排列とリスト化については、多少の専門知識は必要となるかもしれない。排列は、受け入れ時に目録化してあるものであれば誰でも進められるが、それが行われていなければ、現状記録と保存措置、リスト化を同時に進めることになる。これについては自治体の職員が予算を見ながら、どのくらいの作業をするのか決定する必要がある。

る。くずし字についてある程度の研修を事前に行えているならば、表題取り、保存袋入れ、リスト化まではできる作業であろう。

表題取りができれば、リスト化はコンピュータを使った作業が中心となるが、これはコンピュータの得意な若年者にまかせることができる。活動の核となつてもらう比較的年齢の高い人たちは情報機器に対しての苦手意識があるが、若い世代から教えてもらう形をとれば、世代間交流のよい機会になると同時に、若い世代の自信にもつながる。

この3つの作業を中心に活動をすすめ、段階を踏んで、資料の補修作業、資料の解説、アーカイブズの運営等にステップアップをしていきたい。

三 考えられる成果と留意点

(1) 考えられる成果

① 団塊の世代の人々にとって

農村部に生活していても会社勤めの人は多く、まして帰郷者にとつては、地域に知らない人も多くなっている。こうした人々が引退後、地域の人々と活動する機会になる。

② ひきこもりの人々にとって

農村部で少ない、社会的訓練や職業的訓練、中間就労の場を得る

機会になる。

③アーカイブズにとって

清掃や整理など、日頃手が回らりきらない業務を、軽減できる。

また、地域住民からその意義を理解してもらええる機会となる。

④行政にとって

活動に参加してもらうことによって、福祉、生涯学習の各部署の抱えている課題を軽減することができる。また、地域の運営者の育成を図ることができる。

(2)留意点

①便利でタダの労働力にしない

活動への参加者を、便利でタダの労働力にしてしまわないことが重要である。成果やスピードを求めれば、作業は進むが、参加者の先細りを招くことになりかねない。人材育成が進めば、自然に成果があがるようになる。

②生涯学習講座の受講生の組織化について

生涯学習講座の受講生の組織化は、活動の核となる集団づくりに大きな役割を果たすが、他から新たに参入してくる人を阻む効果も持つ。いかに新しい担い手を地域の活動に取り込んでいくかは、行

政の側の戦略が必要である。

③全体計画の必要性

アーカイブズの課題に多くの人が参加してもらう場合、何をやらしてもらったらいいかという全体計画の腹案は、アーカイブズの側に最低限必要である。全体像があれば、多様な状況にある人々を活動に吸収することが可能となる。

④収蔵場所や原本の管理

活動は、収蔵庫で行われたり、原本を扱ったりするので、通常であれば、最低限、職員の立ち会いが必要となる。アーカイブズの性質によって、あらかじめ立ち入れる場所や活動の範囲を決めておく必要があるが、活動が軌道にのれば、参加者に大きく任せることも必要である。

おわりに

農村部を中心に、地域アーカイブズを活用して、生涯学習行政と地域アーカイブズが抱える課題の軽減化ができないかということ考察してきた。

利用者としてはうすうす感じていた地方アーカイブズが抱える「死に体」⁽²⁾問題を、講義を受講する中で再認識させられたことを

きっかけとして、その改善のため、地域アーカイブズを「場」として活用することを提言し、修了論文としたい。

(公文書班 ささき やすひさ)

※ 本稿は、国文学研究資料館主催の平成二十七年度アーカイブズカレッジ短期コースの修了論文に補筆し、掲載したものです。

(参考文献)

「藤里方式」が止まらない 二〇一五 菊池まゆみ
ひきこもり 町おこしに発つ 二〇一二 藤里町社会福祉協議会
秋田魁新報社

註

(1) 平成二十七年アーカイブズ・カレッジ短期コース

IV アーカイブズ管理の実際 2 地域とアーカイブズ②

大学・市民連携による古文書調査と活用

〈三重県南部の事例を中心に〉 塚本 明 (三重大学)

専門家が不在の地域で取り組んだ、古文書の調査・保存活動の実

践報告。地元の住民と学生を中心とした活動を構築し、結果を積極的に地元向けに発信することにより、古文書の社会的価値の理解を広げ、調査後に古文書を守ってくれる人材を地元で育成した活動が報告された。調査により、地域に残された古文書の文化財化が促進されただけではなく、地域住民との協働による学生への教育効果(学習への意識や世代の異なる人々とのコミュニケーション能力の向上)の大きさが報告された。また、高齢化の進行による課題として、後継者の不足と育成が指摘された。

(2) 同講義中に提起された、平成の市町村合併に伴う、旧市町村単位で設置されている博物館類似施設(郷土資料館など)が抱える問題。合併にもない職員が減員されるとともに新市町村の中央に集約され、開館を常時行うことが難しくなるとともに、住民より寄贈、寄託される資料を持たず状態が生じていることが指摘された。日常的に、施設の閉鎖、資料類の廃棄の危機を抱えているという。

郷土資料整理に関する覚書

鍋島 真

はじめに

当館ではこれまで所蔵古文書資料群目録として『秋田県庁旧蔵古文書』（平成二十一年）、『佐竹文庫目録』（平成二十三年）、『佐竹北家文書・西家文書目録』（平成二十四年）、『戸村家文書目録』（平成二十六年）の四冊を刊行してきた。五冊目として刊行を予定しているのが『郷土資料目録』である。

「郷土資料」は、「佐竹文庫」や「戸村家文書」同様に秋田図書館から移管された資料群だが、個人の家に伝来したものではなく、個人が興味関心にもとづいて収集したものでもない。複雑な伝来経緯を持ち、このため目録刊行に向けた整理では様々な問題に直面している。本稿では郷土資料の整理で生じた問題と、その対応について述べる。

一 郷土資料の伝来経緯

明治二年（一八六九）、旧藩主佐竹義堯が知藩事に任命された際、城内の文書は佐竹家に関するものと行政関係とに分けられ、前者は佐竹家に引き継がれた。このうち明治三年（一八九九）に開館した県立秋田図書館に寄贈されたものが、「佐竹文庫」（AS）である。

廃藩置県後、行政関係の資料は秋田県に引き継がれた。いわゆる「県庁旧蔵古文書」である。明治三三年（一九〇〇）、県は郷土資料の収集を積極的に行っていた秋田図書館に、所蔵する書籍類を貸し付けている。そのうち県に返却されたものは「県庁旧蔵古文書」に含まれることになるが、一部は返却されないまま、最終的に秋田図書館の所蔵資料として登録された。これらが「一般郷土資料」である。大半を占めるのが藩の修史事業に伴い提出された旧藩士の系図類で、他に修史事業の成果である「秋田藩家蔵文書」（以下「家

蔵文書)や、藩の町触を編纂した「町触控」、「渋江和光日記」などの藩士の日記類がある。また「日本六十余州国々切絵図」をはじめとする大小の絵図類も含む。

一方で秋田藩関係の文書のうち、「梅津政景日記」のように個人の所蔵となり、のちに秋田図書館に寄贈もしくは購入されたものがある。いずれもA記号が付され、図書館制定の郷土資料分類基準に基づいて分類配架された。これらは「郷土資料(A)」とされ、「落穂文庫」(出所、伝来不明)などとともに「混架資料」と呼ばれた。

平成五年、秋田県公文書館の設立にともない、秋田図書館から移管された。その後、郷土資料(A)と落穂文庫は混架資料から分離され、個別の資料群となった。

二 郷土資料の特色

以上のような伝来の経緯から、郷土資料は秋田藩の文書、秋田県の文書、その他の文書によって構成される資料群となった。このため、次のような特色があげられる。

- ・内容が多岐にわたる

郷土資料は、家蔵文書など藩による編纂資料、藩士の日記、県の作成文書といった公的性格の強いものから、系図、説話集や思想書(写しを含む)、刊本、個人の草稿など、内容が多岐にわたる。点

数も六七四一点と、これまでの目録で最も分量があった「佐竹文庫」よりも多い。このため一度にすべての目録を刊行するのか、あるいは分割して刊行するのか、という問題があった。

- ・年代が長期に及ぶ

秋田藩の文書から戦後の寄贈・収集資料までが含まれるため、資料の年代が非常に長期に及んでいる。最も古いものは、記載内容が慶長元年(一五九六)に始まる「大山不尤覚書 上 慶長元年〜延宝八年」(A三二二―三八―一)、最も新しいものは昭和三五年(一九六〇)の「平田鉄胤書簡(写)」(A二八九―九〇―一五)である。

- ・系図類が三分の二を占める

郷土資料のうち四三三三点が系図、系譜、由緒書などの系図類である。これらの大半は「佐竹家譜」「国典類抄」などの編纂のため、藩が家中に提出させた系図や伝来文書の写しと思われる。元禄・宝永期のものが最も多く、これに文化期が続く。なお、当館所蔵の系図類については平成一三年に『系図目録Ⅰ』、次いで平成一四年に『系図目録Ⅱ』が刊行されている。

- ・多くの絵図を含む

郷土資料には六二一点の絵図が含まれている。明治以降の地籍図が多いが、県指定有形文化財である「日本六十余州国々切絵図」を

はじめ藩政期の絵図を含む。軸装された大型の絵図もある。

なお、当館所蔵の絵図については、平成十一年に『絵図目録』が刊行されている。

・電子複写物を含む

図書館の寄贈・収集資料には「小坂村抛人文書」「下延村肝煎文書」などの電子複写物（いわゆるコピー）がある。原本そのものではなく電子複写物が寄贈または収集されたものである。そのため、複写物であるにも関わらず原本として扱われている。

三 目録刊行へ向けた資料整理

平成二四年に郷土資料目録関連の業務を引き継いだ当初、目録作成のための資料整理リストからは系図・絵図が除かれていた。前任者が構想していた目録には、系図・絵図が含まれていなかったようである。前述のように、系図目録・絵図目録がすでに刊行されていたためであろう。

しかし郷土資料から系図・絵図を除いた場合、資料点数は一八八七点にまで減少する。全体の三分の一未満しか収録していない目録を「郷土資料目録」と呼んでいいのか、という懸念があった。また家蔵文書についても、平成九年に『秋田藩家蔵文書目録』が刊行済みである。仮に「先行して目録がある場合は郷土資料目録から除

く」とするのであれば、家蔵文書も除かなければ目録の収録対象に整合性がとれない。

以上の理由から、目録には系図・絵図も含めることとした。一方、電子複写物を原本とする史料は除外した。その結果、目録の収録対象となる史料は六六二点となった。一度の刊行で収録することは困難であり、分割での刊行とその基準が模索された。

結論として、郷土資料は伝来経緯の異なる資料が混在していることから、目録は伝来経緯ごとに作成することにした。他に考えられるのは資料の種類による分割だが、量のバランスで考えると「系図類」と「その他」となる。このように分割した場合、系図類の目録は系図目録の郷土資料限定版となってしまう、刊行の意味が薄れてしまう。系図目録Ⅰ・Ⅱのように年代で分割する方法もあるが、年代が特定できない資料も多い。系図の大半をはじめ、秋田県庁からの伝来資料は特定がほぼ可能であると考えられた。目録作成のための資料整理を通して、「秋田県庁伝来資料」（以下「県庁伝来史料」と秋田図書館の寄贈・購入による「その他の伝来資料」に分類する方針をとった。

・寄贈番号による伝来経緯の特定

郷土資料には「寄〇〇〇〇〇」という五〜六桁の番号が付されたものがある。これらは秋田図書館が寄贈された資料に付した番号と考えられる。この番号の有無により秋田図書館伝来の資料を特定で

きると考えたが、実際に調査してみると、番号が付された資料は七四四点のみであった。

寄贈番号がなくても、秋田図書館伝来と推定される資料もある。逆に番号があるものの、明らかに秋田県庁伝来とみられる資料もある。整理の過程で「寄贈番号Ⅱ秋田図書館の伝来資料」と位置づけるのは難しい状況が明らかになり、寄贈番号は伝来経緯特定の手段から外した。

・「旧書籍目録」との照合による特定

明治三年の貸出しに際し、県は既存の書籍目録を貸付台帳代わりにしたとみられる。該当する目録は現在、公文書資料として当館が所蔵している（「書籍目録」九三〇一〇三一―二二五五）。他にも同名の目録があるため「旧書籍目録」と呼ばれるこの台帳の記載と、現在の郷土資料（A）のリストを照合することで県庁伝来資料を特定した。

文献資料に関しては『県庁旧蔵古文書目録』刊行時の先行調査があり、その結果を確認する形で照合をすすめた。絵図資料は旧書籍目録中の「旧藩引送諸記録之内絵図之部」と照合し、資料名が異なっている場合も年代、部数などを手がかりに割り出した。

県庁伝来資料とみられるものは、文献資料四六六九点（うち系図類四一八二点）、絵図資料一五八点であった。これらは「その他の資料」に先行して館蔵資料となっていることから、まず県庁伝来資

料の目録を刊行することとした。



「書籍目録」930103-12255

・文献資料の分類

県庁伝来資料の大半は、前述のように系図類である。他の文献資料は家蔵文書のように編纂されたもの、日記、書籍の写しなどが多い。一方で、書状の類がほとんどみられないという特徴がある。また、年代による分類が難しいものが多い。例えば藩政期の書簡を明治以降に写した書簡集などは、年代で分類した場合、藩政期でも明治以降でも違和感がある。

分類に際し、編纂された「家蔵文書」「町触」はそれぞれ独立さ

せた。「日記」は作成者ごとにまとめ、書出しの年代順に配列した。系図、由緒書、家伝、系図提出に伴う伝来文書の写しなどは「系図・系譜」としてまとめた。系図を目録化する場合は家ごとの分類が一般的であり、先行の系図目録ではⅠで文化期以前の、Ⅱで文化提出系図とそれ以降の系図をすでに家ごとに分類し収録している。このため、郷土資料目録では系図の提出年代によって元禄・宝永期、明和期、文化期、文政以降、年末詳に分類し、それぞれ年代順に配列した。由緒書、伝来文書も同様に分類、配列した。

その他の文献資料は、藩政期のものは「領地・境関係」「幕府・法令」「藩政」「その他」に分類した。作成が明治以降とわかる藩・県関係の資料は「明治以降」とした。

・ 絵図資料の分類

先行する絵図目録では、絵図を「秋田県全域」「(秋田県)各地域」「日本全域」など描かれている地域ごとに分類した上で、それぞれ藩政期と明治以降の時代ごとに分類している。郷土資料目録では地域による分類は行わず、藩政期と明治以降に分類し、年代順に配列した。また、絵図目録での項目「分類」(地域・地籍・鉱山・山林など)をそのまま使用した。

おわりに

現在は目録刊行に向けて、文献資料を中心に資料名の再検討を行っている。基本的に図書館から移管された際の資料名をそのまま使用していたが、内容からみて変更が望ましい場合もある。

これから本格的な整理が行われる「その他の伝来資料」には、伝来の経緯は定かではないが、家老足田家の所蔵と考えられる一二五点の文書など、原資料所蔵者が特定できる場合がある。こうした資料が一定数あることは県庁伝来資料と異なる点であり、分類には違った視点が求められるであろう。

最後に、郷土資料の今後の活用について述べておく。郷土資料は一部を除いて複製本を閲覧室に配架しており、特に需要が高い系図類の複製本はすべて揃っている。これらは図書館時代に作られたコピー本で、原本同様当館の開館とともに移管された。つまり作成から二〇年以上が経過している。通常の経年劣化に加え、複写の利用頻度が高いことから、傷みが目立つ冊が多い。補修を加えつつ提供しているが、リニューアルを検討しなければならぬ時期が来ている。このため平成二七年度から系図類の撮影事業を行っており、郷土資料分に関しては平成二九年度までに終了する予定である。いずれ複製本をリニューアルする際の原版として使用が可能だ。

系図の画像を現行の「デジタルアーカイブ秋田県公文書館」で提供できれば、遠方の利用者にとって利便性が向上する。実際に利用者からそうした希望もあるが、データ作成の費用に加え、サーバーの容量の問題もある。また、デジタルアーカイブの拡大は来館利用

者の減少につながるという危惧もあり、単純には進められない。

目録作成の準備作業を通して、郷土資料には魅力ある資料が多いと感じている。「梅津政景日記」のように全国的な知名度が高い資料はもちろん、くずし字の初心者にも比較的読みやすい系図類、絵図、ユニークな挿絵の入った文書など、非常にバラエティに富んだ資料群である。複雑な伝来経緯ゆえの多様性であろう。研究者から一般の歴史愛好家まで、幅広い層の興味の対象となりえるのが郷土資料である。予算が限られる中、資料保護と利便性向上のバランスを保ちながら、これまでに蓄積したデータを有効に活用していく工夫が求められる。

(古文書班 なべしま まこと)

参考文献

- 菊池保男「館蔵史料の伝来と再整理についての覚書」(『秋田県公文書館研究紀要』創刊号、一九九五年)
- 加藤昌宏「『元禄家伝文書』に関する一考察」(『秋田県公文書館研究紀要』第六号、二〇〇〇年)
- 佐藤 隆「秋田藩の系図史料について ―系図史料の整理と系図目録の編集―」(『秋田県公文書館研究紀要』第七号、二〇〇一年)
- 佐藤 隆「『秋田県庁旧蔵古文書』について」(『秋田県公文書館研究紀要』第一六号、二〇一〇年)

〈史料紹介〉

「文化系図」所収文書 ―付『秋田藩家蔵文書目録』原本等データ増訂―

鈴木 満

はじめに

小論は、「文化系図」のみにみえる文書を紹介し、その考察を行うものである⁽¹⁾。ここでいう「文化系図」とは、文化二年（一八〇五）の秋田藩による系図提出令にもとづいて佐竹家中が提出した系図をさす。「文化系図」は、廃藩置県時、秋田藩から秋田県庁に引き継がれ、そのほとんどは秋田県立図書館に貸し出された。「文化系図」は、郷土資料（A記号）のなかにあり、当館開館にともない移管された⁽²⁾。まずはこれまでの研究成果⁽³⁾に従って「文化系図」提出にいたる経緯を述べておこう。

明和三年（一七六六）五月、秋田藩は家中に文書と系図の提出を命じた。ところが安永元年（一七七二）閏七月一〇日の本丸焼失で、提出した文書と系図の一部が被害を蒙った。その後も文書改は継続され、寛政五年（一七九三）三月日付で、文書を提出した者には文書改の結果を記した秋田藩記録所被仰渡が、新たに家蔵を認定され

た文書がある者には秋田藩記録所青印書を加えて発給された。一方系図は、本丸焼失後、新たな提出を求めなかったようである。文書改と同じ寛政五年（一七九三）三月、焼失した系図はその旨を家中に伝え、焼失をまぬがれた系図は家中に返却することにした。その後、文化二年（一八〇五）正月、系図の提出を命じた。明和の系図提出が安永の本丸焼失で断念したので、改めて行うことにしたのである。それを受けて家中が系図を提出したのである。

文化時に藩が提出を求めたのは系図だが、文書を提出した家中がいた。そのため秋田藩記録所は、文書改も行っている。家蔵と認定した文書の多くは、A二八〇―六九―三八に収録されている⁽⁴⁾。

この他に「文化系図」に文書を写した場合がある。このなかに「佐竹家中家蔵文書」⁽⁵⁾に収録されていないものもある。それらを小論で紹介したい。もつともすでに知られている史料が多い。しかし「文化系図」という史料群としてとりあげ、その史料的价值を検討し、そのうえで改めて紹介する意義はあると考える。紹介の対象とする

時期は、文書改との関係を明瞭にする目的があるから、佐竹義宣期までとする。

一 「文化系図」所収文書の紹介

本章で紹介するのは「文化系図」所収文書と、それを理解するうえで参考となる文書である。前者の紹介は、資料番号順に、ついで収録順に行った。後者は、前者に関連する順に掲げた。以下、凡例を簡単に述べておく。

①～⑯は、全部の文書の通し番号である。これは見やすくするためにもうけたもので、この番号を小論では使用しない。「文化」一〇一は、「文化系図」所収文書の通し番号である。「参考」一〇六は、参考文書の通し番号である。小論では、「文化」一〇一と「参考」一〇六を使用する。ついで文書名を記した。ここまではゴシックで表記した。

ついで文書をあげたが、文字は常用漢字使用を原則とした。変体仮名は現行仮名に改め、真仮名は残した。また「〆」は、原字体を用いた。花押を見取り写をしている場合、「(花押影)」とした。

末尾に括弧書きで、「文化系図」を出典とするものは資料番号・所属(久保田旗本か、誰の組下でどの給人か)・系図提出者の姓名を記した。「文化系図」以外を出典とする場合、当館所蔵史料は

資料番号のみ、それ以外は収録史料名を記した。

1 「文化系図」所収文書

① 「文化」一 佐竹氏奉行人奉書写

一五拾石也愛川内八石六斗老升
遠田内四拾老石三斗九升

文祿四年乙未八月十八日

人見主膳(藤道)
(花押影)

伊藤左京亮との

(A二八八・二一六九—三、向政申組下横手給人伊藤久清)

② 「文化」二 佐竹義重書状写

京都方到来候分者、(徳川)家康・治部少輔御間六ヶ鋪之由申越候、就之、

其元境目たとえ如何様儀申越候共、其かもしなく自分之仕置被申

候而專一候、明日小貫大蔵(頼久)ヲ其元江可差越候、其時分委可申越候、

内々修理殿江も一書ヲ以可申候得共、明日大蔵ヲ以可申越候間、

無其儀候、委細ハ重而恐々謹言、

(慶長四年)
壬三月十五日

義重

(A二八八・二一七八—二、久保田旗本岩間久平)

③ 「文化」三 芦名盛滋加判伊藤忠景売券写

(芦名盛滋)
(花押影)

売渡申永代地之事、

右彼所者、奥州会津大郡上柳田之村之内手代木分年貢伍貫文之所、
依用要、御屋形様御判形申請、次当守護人松本又太郎宗輔相添
判形寄得共、永代現錢五拾貫文壳渡申所実也、仍為後日証文如件、

守護人松本又太郎
宗輔
壳主伊藤孫次郎
忠景

永正十五年 戊寅 八月二十五日

瓜生勘解由左衛門尉殿

(A二八八・二一九〇、佐竹義文組下角館給人瓜生秀毘)

④「文化」四 芦名盛滋加判三平光実壳券写

(花押影) 壳渡す永代地之事、

右、奥州会津西十二村上荒田之村之内二平在家年貢一貫五百文・
同下荒田之内塚原将監在家年貢一貫文合式貫五百文所也、公事ハ
両所共以段錢計候、依有要用当 御屋形様之御判形如斯申請、次
守護人富田美作守相添判形寄得共、永代現錢式拾五貫文壳渡申所
実也、依為後日之証状如件、

守護人
前美作守盛実
壳主
三平右京進光実
無判

永正十五年 戊寅 八月二十五日

瓜生勘解由殿

(A二八八・二一九〇、佐竹義文組下角館給人瓜生秀毘)

⑤「文化」五 芦名盛舜・盛氏加判針生某壳券写

(花押影) (花押影)

依有用々、御屋形様・同四郎殿御父子共之申請御判形、又見者
自民部太輔所永代買申候、当八角之内東条屋敷年貢式貫文之所、
十六貫仁永代壳渡申候、因茲見候者手形も相添壳渡候、為後日一
筆如件、

壳主

針生七郎

天文二年 癸巳 十二月廿九日

瓜生式部少輔殿

(A二八八・二一九〇、佐竹義文組下角館給人瓜生秀毘)

⑥「文化」六 芦名義広書状写

如來意年頭之吉事珍重候、然者去年以來河原田方無二之忠信、更
以不及是非候、畢竟馳走故候、当春自京都数度被仰下候、春夏之
間、会津本意之義、是非可被仰付由、今度之分其理迄候、殊更北
条為御退治御出張之由申候、如此之上者、会津乱入之義不可有程
候、從影勝重疊之懇切之理共二候、每事於様体者可心安候、漸消
雪之時分候間、定而政宗可被及調義候、無油断其心懸專要二候、
諸每其口之義旁二任置候、恐々謹言、

(天正一七年)
二月廿七日

義広判

小塩弾正忠殿

河原田大膳亮殿

青柳掃部丞殿

白沢大学助殿

(A二八八、二一九一—二、

佐竹義文組下角館給人河原田次須)

⑦「文化」七 仙台伊達家中平林某書状写

好便候間申入候、仍先年此方御下之時分者鉄砲二丁被懸御意候、
其後御無音仕可仕合無心元候、此口御用之儀其可被仰付候、然者
吉成右馬之允殿去年春其元江可被罷通由候処、路錢無之故滞留被
申候、今度被參候間、不相替御懇意御尤候、猶重而可申入候、恐
々謹言、

(慶長九年)

三月廿三日

(道義方)
今宮殿 御宿所

(A二八八、二一五七七—四、

塩谷保綱組下角館給人吉成助広)

平林

居判

可有披露、其本田さハリニなり其御無用ニ候、以上、

元和三年
四月二日

向右近
印判

(A二八八、二一五七七—四、

塩谷保綱組下角館給人吉成助広)

⑨「文化」九 佐竹義宣青印状写

五拾石 四拾石 同所ノ内
拾石開 横沢ノ内
寛永六年巳
十月廿五日

吉成五郎右衛門

御青印

(A二八八、二一五七八—三、

塩谷保綱組下角館給人吉成助広)

⑩「文化」一〇 南義種一字状写

一字之儀承候、雖思慮候、しきりに承候間、進之候、恐々謹言、
二月十六日

義種居判
種秀、

上遠野刑部大輔殿江

(A二八八、二一六六二、向政申組下横手給人上遠野秀奉)

⑧「文化」八 向宣政黒印状写

小神成村々之内新開之事、先繩荒とも心得申候、開出来次第急度

⑪「文化」一一 戸村義国一字状写

一字之事承候間、任其儀、進之候、万吉重而恐々謹言、

十月六日

義国居判

国、

上遠野源五郎殿(光秀)参

(A二八八・二一六六二、向政申組下横手給人上遠野秀奉)

2 参考文書

⑫ 「参考」一 芦名盛高加判桂林寺売券写

うりはたす屋しきの事、

(花押影)

右、彼さい所ハみなミ屋すミみなミこりのうち六間地の所、当寺さうゑいのため用要あるに御判形を申請、永代六貫文にうりわたす所実也、仍為後日之状如件、

文龜三年癸亥十一月三日

時代官佐瀬平左衛門尉

久常(花押影)

桂林寺住持

瓜生勘解由殿

(「家」三一二四)

⑬ 「参考」二 芦名盛高加判伊藤忠景売券写

(花押影)

売渡申永代地之事、

右彼所者、奥州会津大郡上柳田之村之内手代木分年貢伍貫文之所、

依用要、(芦名盛徳)御屋形様御判形申請、次当守護人松本又太郎宗輔相添判

形寄得共、永代現錢五拾貫文売渡申所実也、仍為後日証文如件、

守護人松本文太郎宗輔(花押影)

永正八年辛未卯月十九日

売主伊藤伊次郎忠景(花押影)

瓜生勘解由左衛門尉殿

(「家」三一二五)

⑭ 「参考」三 芦名盛高盛滋連判深沢盛春売券写

(花押影)

売渡申永代地之事、

右、奥州会津西十二村之内下荒田之村之内宮下在家年貢三貫文之所依有用要、御屋形様御判形申請、次守護人富田左近将監滋実相副判形永代参拾貫文売渡申所実也、仍為後日証状如件、

守護人富田

左近将監滋実(花押影)

売主

深沢小次郎盛春(花押影)

永正十四年丁丑六月一日

瓜生勘解由左衛門尉殿

(「家」三一二六)

⑮ 「参考」四 芦名盛舜・盛氏加判針生某売券

(花押影)

依有用々、御^(筆名盛輝)屋形様・同四郎殿御父子共之申請御判形、又見者
自民部太輔所永代賈申候、当八角之内東条屋敷年貢式賈文之所、
十六貫仁永代売渡申候、因茲見候者手形も相添売渡候、為後日一
筆如件、

代官 長沼土佐宗行 (花押影)

平田小次郎

売主

針生七郎友■ (花押影)

天文二年^巳癸十二月廿九日

須江弾正殿

(東京大学史料編纂所影写本「岡文書」)⁽⁶⁾

⑩「参考」五 佐竹義昭書状写

和田安房守所江之飛脚、今朝卯刻到来、令披見候、昨十八日味方
数多被討捕之由、笑止千万二候、則為仕置明朝義宗可遣候、其間
皆々堅固可被相守候、謹言、

八月十九日

義昭公御居判

阿野丹波守殿

根田伊予守殿

田崎相模守殿

上遠野隱岐守殿

(A二八八・二一六六二、)

「文化系図」向政申組下横手給人上遠野秀奉)

⑪「参考」六 佐竹義重書状写

合戦之様子和田安房守所迄言上聞届候、一昨廿三日已刻敵令出張
之処、何茂粉骨之働故、早速得勝利大悦候、毎度辛勞感入候、高
名之者書付、各誓紙共披見、神妙之至候、委曲安房守令下知候旨、
可致沙汰候、恐々謹言、

三月廿五日

義重公御居判

田崎相模守殿

上遠野隱岐守殿

根田伊予守殿

阿野丹波守殿

(A二八八・二一六六二、)

「文化系図」向政申組下横手給人上遠野秀奉)

二 「文化系図」所収文書の諸類型

前章で紹介した文書を諸家ごとみると、まず第一期⁽⁷⁾において河原
田氏以外は文書改を受けており、家蔵の認定を受けた文書は「佐竹
家中家蔵文書」に収録されている。また同時期、上遠野氏を除いて、
秋田藩文書所での検討結果を記した「諸士系図」に系図が掲載され
ている。こうしたことを念頭に置きながら、収録史料の性格を明ら
かにしたい。

1 系譜証明のために収集した史料

河原田次須提出「文化系図」によれば、河原田氏は芦名氏に仕えたとし、「家系并感状書物等、右伊南城退去之砌紛失仕候由申伝候」とある。「文化」六は、河原田氏伝来文書でない。この文書は「会津四家合考」巻之五にみえるが、後に述べるように次須が同書を参照したようであることから、同書からの引用であろう。今引用した「文化系図」に続く部分に「此度宗家明白仕候書を得候二付、取調指上申候」とあるが、それが「文化」六にあたるのだろうか。ともあれ「文化」六は家伝の文書ではないから、「佐竹家中家蔵文書」に収録されないのである。

第一期に河原田氏が提出した系図は現存しない。「諸士系図」は、芦名義広とともに秋田に移った河原田次信の祖父から記している（A二八八・二一五九〇―七）。次信の祖父は実名不詳、通称治部、「芦名氏二仕フ」とあり、その子は実名不詳、通称肥後とある。

第二期で河原田氏が系図を提出した形跡はない。⁽⁸⁾「文化系図」の多くは系図提出令が出された文化二年（一八〇五）だが、次須提出「文化系図」の日付は文化四年（一八〇七）十一月と遅い。次須提出「文化系図」は藤原秀郷からはじまる系図を記し、次信の父は次友、通称肥後、その父は盛次で「治部大輔」とする。つまり「文化系図」は「諸士系図」の治部某を盛次、肥後某を次友とし、それ以前の系譜も記している。

次須提出「文化系図」の秀郷から盛次までは、「会津四家合考」巻之一〇河原田家譜とほぼ同じである。次須は「会津四家合考」によつて、「文化系図」を作成したのであろう。それは自らを芦名家中の有力者河原田盛次の子孫としたいからだろう。このような次須の主張が通つたのかは明らかでないが、「宗家明白仕候書」は「会津四家合考」であろう。

「文化」六は周知の史料だから、改めてとりあげるほどでもないという見方があるろう。しかし諸本の異同をあげると、国史叢書本（一九一五、国史研究会）は「河原田大膳亮殿」を「河原田大炊亮殿」とし、『福島県史』第七巻古代中世資料も同様である。『福島県史』は平仮名交じりの文章だから、片仮名を平仮名に改めた国史叢書本によつたのであろうか。しかし「文化」六はもちろん東京大学史料編纂所写本・秋田県立図書館本は、⁽⁹⁾「河原田大膳亮殿」である。このように本文校訂上無意味ではないので、あえてあげた。

2 偽文書

文書改では提出文書の真偽を審査し、偽文書は「佐竹家中家蔵文書」に写さなかった。しかしその網をくぐり抜けて「佐竹家中家蔵文書」に写されるケースもある。⁽¹¹⁾また第一期のはじめに所持している文書を写して秋田藩文書所に提出した場合、偽文書が残ることがある。⁽¹²⁾「文化系図」所引文書にも偽文書はあり、「文化」二・一〇・一一は内容や様式が異様で、明白な事例である。

まず「文化」二を記した岩間氏の場合、「文化」二を収録する岩間久平提出「文化系図」に「義重公御書老通」は「元禄年中差上不申候」とあるので、確認しておく。第一期では秋田藩文書所より元禄一三年（一七〇〇）九月に「常陸介義重公老通」・「佐竹中務大輔義久書老通」の家蔵認定を通告され、これらの文書に関する青印書を宝永四年（一七〇七）に発給されている（AS二八八、二一六八―二二、A二八八、二一七八―二）。第一期で家蔵認定された文書は、「佐竹家中家蔵文書」に写されている（「家」四〇―八二・八三）。第二期では秋田藩記録所から「東中務大輔義久書二通、明和年中指出候内、老通者先年被返付、老通于今被返付段、此度申出候得共、明和年中指出候文書目録ニ老通指出候趣申出候、尚手元吟味之上、可申出候」と通告されている（AS二八八、二一八―二）。これらから岩間氏は、第一期だけでなく、第二期でも「文化」二を提出しなかったようである。⁽¹³⁾

「文化」二は、「宛所無御座候、上包ニ有之候哉、上包紙紛失仕候」とあるように、充書を欠く。そうしたこともあつてか、久平提出「文化系図」は岩間氏の歴史と「文化」二との関係を語らない。自家の歴史よりも、関ヶ原の戦い前後の情勢を語る史料があることを伝えるのが目的だからだろうか。

次に「文化」一〇・一一は、「南義種一字秀宗ニ贈ルノ書、元禄明和兩年共ニ上載セス、今般初載之」、「嘗テ戸村十太夫義国、源五郎光秀ニ一字ヲ贈ル書、元禄明和兩年トモ上載セス、今般初載之、

年号不知」とあつて、文書改をうけていない文書と述べる。このことを確認すると、上遠野氏は、第一期の元禄一年（一六九八）一月に「証文拾四通」の家蔵を認定されている（AS二八〇―三一一）。宝永七年（一七一〇）六月日の青印書（AS二八〇―三一九）で認定された数も一四通でその内訳が記されている。かつて述べたように宝永七年（一七一〇）の青印書は証文として所持させるために発給されているから、元禄で認定された文書も同じ内訳であろう。⁽¹⁴⁾ この一四通は、「佐竹家中家蔵文書」に写されている（「家」二二―三二―四四）。上遠野氏は元禄一〇年（一六九七）に系図も提出したが、⁽¹⁵⁾ 「文化」一〇・一一が利用された形跡はない。そして「諸士系図」には上遠野氏が記されていない。下つて第二期に上遠野氏は、文書を提出していない（AS二八〇―三一―二）。

上遠野氏には信頼できる文書があり、それらを上遠野秀泰は「文化系図」でも利用している。「文化」一〇・一一は南義種が上遠野秀宗に「種秀」、戸村義国が秀宗の子光秀に「国」の一字を与えたとする。しかし秀宗が「種秀」、光秀が「国」の一字を持つ名となつたとする史料は見あたらない。「文化」一〇・一一は、信頼できる文書で明らかにできない佐竹義種や戸村義国との関係を強調するための偽作であろう。しかしそれがどのような意味を持つのかはわからない。

さて「参考」五・六は秀泰が提出した「文化系図」にみえる文書だが、「右御正筆根田伊与与之」、「右御正筆根田伊予ニ与之」とあ

る。そのように記したのは、「根田家文書」に「参考」五・六の「正文」が伝えられているからだろう。⁽¹⁶⁾

「参考」五・六は、先に述べた上遠野氏が元禄一〇年（一六九七）に提出した系図でも利用されている（「羽生文書」）。「参考」五・六は向組下横手給人阿野信名が元禄一〇年（一六九七）七月四日付で提出した書上にもみられ、秀奉同様に、正文は根田伊予守が預かっているとする（A二八二・二七七九）。このように根田氏の文書は、他氏にも利用されている。「参考」五・六は、信頼できる文書なのだろうか。

元禄一二年（一六九九）、文書所は根田俊明に所持している文書の提出を命じた。⁽¹⁷⁾「参考」五・六の写が秋田藩から秋田県に引き継がれた史料群のなかにあることから（A二八二・二一七六八・一七七〇）、俊明は当初写を提出したようである。俊明は所持している文書を提出したが、文書所は今川義元書と称する最上義光書以外に偽文書であると断じている。⁽¹⁸⁾信名は「参考」五・六の「阿野丹後守」の子孫と主張した（A二八二・二七七九）が、偽文書と判断されたためか、「諸士系図」では認められていない（A二八二・二一五九〇―一八）。

第一期において偽文書は焼却処分とする方針（根岸茂夫氏「元禄期秋田藩の修史事業」）だから、その旨を俊明にも伝えている。⁽¹⁹⁾それに対して俊明は藩の命に従って家にあったものをそのまま提出しただけで、返却を申し出たため、返されたようである。⁽²⁰⁾

その後、俊明の末裔俊重提出「文化系図」（A二八二・二二五六一―二）は、経俊からはじまる系図となっている。第一期における文書所の検討結果である「諸士系図」では、俊明が提出した系図が否定され、秋田での初代である広俊からはじまる記載である（A二八二・二二五九〇―一七）。俊重提出「文化系図」の経俊には「滑津ノ軍功感状アリ」とあるが、第一期で偽文書と断じられた天正一八年（一五九〇）二月八日佐竹義重感状のことであろう（根田一七―三及びAH二八〇―五）。

根田氏は偽文書を守り伝えた結果、かつて否定された文書を系図編纂の材料としている。秀奉の「参考」五・六の利用も同様であろうか。

3 文書改の方針と家中の対応

「文化」八は開墾許可状で、「指紙」や「差紙」とよばれている。佐竹家中の伝来文書にみられるが、「佐竹家中家蔵文書」にはまったくない。たとえば第一期に多くの偽文書を提出した根田俊明も元和二年（一六一六）の「指紙」（根田一九）を提出しないし、「文化」八の所持者である吉成助広も、後に述べるように「文化」七を第二期で提出したと述べるが、「文化」八は「右御指紙所持仕罷在申候」と記すにとどまっている。

「文化系図」でも「指紙」を全文掲げるのは、「文化」八のみである。「指紙」は文書改ばかりでなく、系図にも掲載するものと考え

えられていなかったようである。

今述べたように、助広は「文化系図」に「文化」七を掲載している。吉成氏は第一期に系図を提出しているが、第一期の「佐竹家中家蔵文書」には文書の写がない。第二期は塩谷久綱組下角館給人に開かるまとまった「被仰渡控」は残っていないため、状況がわからない。⁽²³⁾ 助広提出「文化系図」は「文化」七について「本書明和年中差上申候様ニ被仰付、差上申候所に今御返付不被下置候、何分御序を以被返付被下置被奉願候」とあって、助広の祖父助包もしくは父助布は「文化」七を提出したが、返却されなかった。

かつて述べたように、第二期には提出した文書が返却されないケースがみられる。その後「文化系図」提出に際して行われた文書改で改めて検討されて家蔵認定のうえで返却、あるいは召し上げ文書の措置された場合もあるが、そのまま留め置かれたこともあった(拙稿『佐竹家中家蔵文書』と文書改関係文書)。

助広は、「文化系図」提出を第二期提出文書返付の機会ととらえて願い出たのであろう。そして対象となる文書を特定するために、文書の写を記したのであろう。こうした経緯は特異である。しかし「文化」七は理由不明ではあるが、「佐竹家中家蔵文書」に写されていないから、写す対象ではなかったという点で、これまでとりあげた文書と共通する面がある。

さてこれまでとりあげた文書と異なり、文書改の方針では「佐竹家中家蔵文書」に写されると考えられるのに、所持している文書を

提出せず、「文化系図」に写したケースがある。「文化」一・九がそうである。

まず「文化」一だが、奉者である人見藤道の花押は問題がない。また「文化」一の同じ日付で藤道を奉者とする文書を「佐竹家中家蔵文書」等からも見いだせる。⁽²⁴⁾ これらから「文化」一は信頼できる文書で、文書改で家蔵認定の対象でもある。

伊藤氏は、第一期に文書と系図を提出している。⁽²⁵⁾ 文書に関しては元禄十一年(一六九八)一月日秋田藩文書所被仰渡控によれば、「証文壱通」の家蔵を文書所から認定されている(AS二八〇―三一)。⁽²⁶⁾ ついで伊藤久清提出「文化系図」所引宝永七年(一七一〇)六月日秋田藩文書所青印書写によれば、「東中務大輔義久書壱通」の家蔵が認定されている。元禄十一年(一六九八)に認定された「証文壱通」は、青印書で認定した文書と同じであろう。この一通は、「佐竹家中家蔵文書」に写されている(「家」二二―四五)。そして第二期では文書の提出がなかったらしく、「新調系図壱冊」だけが返却されている(AS二八〇―三一)。

伊藤氏が文書改に際して「文化」一を提出しなかった理由はわからない。「文化」一の「伊藤左京亮」に該当する人物は、伊藤氏が藩に提出した系図に見当たらない。家の歴史に直接関係ないからであるろうか。あるいは文書改で充書の子孫の家蔵とする方針により没収されるのを恐れたからだろうか。

次に「文化」九は信頼できる文書だが、それを所持している吉成

氏は、第一期で文禄四年（一五九五）八月二八日佐竹氏奉行人連署奉書を提出するにとどまったようである（「家」三一九三、吉成助伯提出「文化系図」）。しかし第一期に「文化」九と同日の佐竹義宣青印状を提出した家中がおり、それは「佐竹家中家蔵文書」に写されている（「家」六一七五）。この事例から「文化」九は文書改で提出すれば、「佐竹家中家蔵文書」に写される対象であった。

文書改を行うに際して発せられた元禄一〇年（一六九七）八月の文書提出令には「御当家御先祖方鑑照院様迄被下御感状・御書・御証文等」（A〇二八八―四―一）とあって、佐竹義隆期までの文書を対象としている。しかし「佐竹家中家蔵文書」を通覧すると、どの家中も義隆期までの文書を提出しているわけではない。たとえば、文書改を主宰した岡本元朝の家蔵文書には秋田入封後の文書が一点もない（A二八〇―六九―一〇）。同様に一〇〇点以上の文書を提出している十二所所預茂木氏、そして白河氏も一点もない（A二八〇―六九―一四・二六）。提出する文書を何にするかは家中の裁量に委ねられているから、「文化」九を所持する吉成氏も自身の判断で提出しなかったのであろう。

4 瓜生氏伝来文書をめぐって

瓜生氏が写した「文化」三〇五は、「佐竹家中家蔵文書」にみえない。しかし瓜生氏は、文書改を受けなかったわけではない。

第一期では、元禄一一年（一六九八）一二月の秋田藩文書所被仰

渡では「為差証文にあらずといえども、又其所以なきにあらず」として「売券状三通」の家蔵が認定されている（AS二八八・二一六八一―一八）。認定されたのは、瓜生秀毘提出「文化系図」所引宝永七年（一七一〇）六月日秋田藩文書所青印書写の「芦名修理大夫盛高書式通」と「同盛高同出羽判官盛滋連署一通」、すなわち「参考」一〇三であろう。これらは「佐竹家中家蔵文書」に写されている（「家」三一二四〇―二六）。「諸士系図」に瓜生氏の系図がある（A二八八・二一五九〇―一二）から、文書所に系図を提出し、検討されたようである。

秀毘提出「文化系図」には、「明和年中伝来之文書七通指上候処、内四通寛政五年三月中 御青印頂戴仕候」とある。この七通のなかには「文化」三〇五が含まれる。しかし秀毘提出「文化系図」所引寛政五年（一七九三）三月日秋田藩記録所青印書写には、「文化」三〇五が含まれていない。第二期で記録所が瓜生氏に返却した文書は、家蔵が認定され、「佐竹家中家蔵文書」に写された四通のみである（AS二八〇―三一七、AK二八〇―一〇、「家」三三三―三七）。瓜生氏は第二期に系図も提出しているが、記録所は「安永年中御本丸焼失致候や、当時無之」と通告している（AS二八〇―三一七）。

文書改で提出しなかった「文化」三〇五は、芦名氏が袖に花押を加えた売券である。これらと第一期に瓜生氏の家蔵を認めて写した「参考」一〇三と比較すると、「文化」三〇五には売券の差出人等

の花押がない。しかし「文化」三に「当守護人松本又太郎宗輔相添判形」、「文化」四に「守護人富田美作守相添判形」とあるから、松本宗輔や富田盛実の花押があったと解さなければならぬ。また「文化」三の伊藤孫次郎や「文化」五の針生七郎も「参考」一〜三を参照すれば、花押があったであろう。なぜ花押は写されなかったのだろうか。

秀毘提出「文化系図」所引文書をみると、まず第一期で家蔵認定された「参考」二〜四も写されているが、花押の見取り写はない。かわりに芦名氏の花押のあった位置に「御据判」、それ以外の者にも「判」とあり、もろさず花押があった旨を記している。次に第二期に家蔵が認定された、一〇月一六日佐竹某黒印状⁽²⁶⁾（「家」三三二）・六月二五日松田憲秀書状・正月二七日松田憲秀書状（「家」三三二）・季秋吉日某書状（「家」三三二）は、花押や印判を見取り写しており、写し忘れない。この他に宝永七年（一七一〇）六月日と寛政五年（一七九三）三月日の青印書が写されているが、青印があった箇所には「御印」とあり、青印がある旨を記している。このように秀毘は「文化系図」で花押や印判を見取り写すか、これらがある旨を記している。「文化」三〜五は、差出人等の花押がない文書を写したといわざるを得ない。

以上のことから秀毘が「文化系図」に写した文書は、次の三つに分類できる。①第一期で家蔵認定されたもの、すべて瓜生氏充文書である。②第二期で家蔵認定されたもの、某覚書と某書状は充書が

なく、二つの憲秀書状が土岐治綱充、つまり誰に充てたかわからないものと、瓜生氏以外に充てたものである。したがって①と②の違いは、瓜生氏の歴史に直接関わる内容か否かである。③「文化系図」ではじめて提出したもので、瓜生氏充だが写しか残っていないもの、である。④を「文化系図」ではじめて秋田藩に提出したのは、正文でないからだろうか。

①と②の史料は、芦名氏の領国支配を語る史料として利用されている。その史料の価値を検討したい。

まず「文化」三は「参考」二と比較すると、日付、そして「会津大郡」と「会津大沼郡」以外の違いはない。「文化」三は、「参考」二の日付をかきかえただけであるかのようなものである。このように「文化」三は、検討の余地がある文書である。

次に「文化」四だが、「守護人富田美作守相添判形」とあるから、正文には富田盛実の花押があったのだろう。しかし売主である三平光実が「無判」であるから、花押がなかったわけだが、売主の花押がないのは不審である。「文化」四は、後にもとりあげるが、疑問のある文書である。

次に「文化」五について、本文が同じ文書が「参考」四である。「参考」四には、差出人等に花押がある。「参考」四が正しい文書ならば、「文化」五は充書を書きかえた文書となる。

しかし「参考」四は平岡小次郎の花押がないが、影写本で確認すると、差出書三名の行間が狭く、平岡の花押を記すスペースがまっ

たかない。また平岡だけ実名を記さないのも不自然である。さらに中世芦名氏関係文書⁽³⁰⁾をみると、「長沼土佐」・「須江弾正」は「長沼土佐守」・「須江弾正忠」ではないかと思われる。



「文化」五も「参考」四も袖の二つの花押が同じである。「文化」五から撮影したものを上に掲げる。上部の花押は芦名盛舜、下部の花押らしきものは「四郎殿」、すなわち盛舜の子盛

氏といわれている。しかし盛氏の花押は花押と異がたい。盛氏がまだ成年に達しておらず花押を持っていなかったとする説（『会津若松史』8史料編I一六八頁）があるが、そのような例を知らない。「文化」五も「参考」四も疑わしい文書である。

このように「文化系図」にしかみえない瓜生氏の文書は、検討の余地があるものばかりである。だから文書改を受けなかったのであるまいか。

それでは秋田藩文書所（記録所）から家蔵の認定を受けた文書は、信頼できるのだろうか。第一期と第二期とは史料の性格が異なり、第二期認定分は瓜生氏に直接充てられていないから、その伝来が特殊である。それゆえ瓜生氏充のみである第一期家蔵認定分にしばってとりあげる。

まず「参考」一は、売券の事書と本文の間に芦名盛高の花押があるが、この花押は、売買の承認と解される。このことを念頭に置くと、「参考」一は売主である桂林寺住持が代官佐瀬久常の合意を得たうえで連署での売券を作成し、それを盛高に提出し、盛高が花押を署するという手順を経ているのだろう。盛高の花押は、「文化」三〇五と「参考」二〇四のように文書の袖、あるいは奥、要するに文書の余白に署されるものだろう。予め事書と本文の間に花押が署せるように余白をつくるのは、文書として異様である。また売主の花押がないのも不審である。これらから文書作成の手順を知らない者が作成した偽文書とも解せる。

しかし「参考」一を正しい文書として生かすとすれば、盛高の花押の位置の異例さは、花押を署した後売券が作成されたからだとして説明せざるを得ないだろう。そして売主の花押がないこと、「会津旧事雑考」巻之六文龜二年（一五〇二）二月五日条の「当寺守護西枝海駿河」（『会津若松史』8）から久常を桂林寺の「代官」と考へることができ、これらから久常は桂林寺から造営用途のための屋敷売買を一任されている、あるいは造営を担当する立場にあり、予め盛高から白紙に花押を署してもらい、買主が決定した後文書を作成したとだろう。

右が正しいとすれば、「文化」四で売主の花押がないのは、守護人富田盛実が売買が一任されていたからとも解せる。「公事ハ両所共段銭計候」とあって、段銭が賦課されていたが、その徴収が守

護人の職権の一つで、売人の段銭未納が背後にあったのだろうか。

次に「参考」三にみえる守護人富田滋実だが、『会津若松史』8にもとづき富田氏関係の史料をまとめると次のようになる。

- ㉑ 永正三年（一五〇六）十一月一日の文書に「富田美作守盛実」（『会津旧記雑考』）。
- ㉒ 永正一四年（一五一七）六月一日の文書に「富田左近将監滋実」（『参考』三）。
- ㉓ 永正一五年（一五一八）八月二五日の文書に「富田前美作守盛実」（『文化』四）。
- ㉔ 大永三年（一五二三）四月二三日の文書に「富田左近将監実持」（『松藩搜古』）。
- ㉕ 大永五年（一五二五）五月三日の文書に「富田左近将監実持」（『会津旧記雑考』）。
- ㉖ 大永五年（一五二五）二月六日の文書に「富田左近将監実持」（『新編会津風土記』）。
- ㉗ 天文九年（一五四〇）二月一七日の棟札に「富田左近将監滋実」（『新編会津風土記』）。
- ㉘ 天文二四年（一五五五）と推定される六月二九日の文書に「左近将監滋実」（『白川文書』）。
- ㉙ 永禄九年（一五六六）正月一〇日の文書に「富田滋実」（『伊達文書』）。
- ㉚ 元龜三年（一五七二）七月一三日の文書に「富田氏実」（『新

編会津風土記』）。

この他に、㉔天文二四年（一五五五）九月二九日付の宮下八幡宮棟札に「富田美作守藤原滋実」とある（『北会津村史』第二巻資料編）のを加えておく。

㉑の花押は、㉑・㉒・㉓のそれと明らかに異なる。この点、㉑・㉒・㉓は㉔の約四〇年ほど後だからと擁護できないわけではない。しかし㉑すなわち「参考」三を生かすと、富田氏は左近将監が滋実と実持の二人だったとなり、不自然である。滋実は実持の後継者で、天文から永禄頃の人物とする、つまり一六世紀の富田氏は、盛実から実持、そして滋実を経て氏実に至るとするのが自然であろう。「参考」三は、疑問のある文書といえる。

残る「参考」二は、疑わしい点を見いだせない。以上述べたことが正しいとすれば、瓜生氏に伝来する芦名氏加判売券の多くは検討の余地があるといえる。疑点ばかりでなく、正しい文書とした場合の私案もあわせて述べた。しかし代官もしくは守護人と売主が連署する形式の売券は瓜生氏伝来文書以外見えず（『会津若松市史』8・『福島県史』第七巻等の史料集）、再考の余地がある。

おわりに

「文化系図」所収文書の紹介は終える。当館の中世史料はすべて

紹介済みであるといっても過言ではないから、新しさがないとする見方がある。しかし従来の紹介は自治体史が行っているから、当該自治体に関わりのない文書は省略される。「文化系図」所収文書としてまとめて紹介したこと、文書改との関係からとりあげたこと、これらに小論の新しさがある。

秋田藩では、家中全部に向けて二度の文書改があった。文書改で提出しなかった文書を系図に写して提出するのは何らかの理由があると想定される。それゆえ「佐竹家中家蔵文書」未収録文書は、立ち入った検討が必要である。小論はそうした試みの一つであるが、冗漫な記述になってしまった。

最後に史料の解説にあたって当館職員嵯峨稔雄・金森正也両氏から御教示いただいた。厚く御礼申し上げたい。

付 論 『秋田藩家蔵文書目録』原本等データ増訂

拙稿「佐竹北家伝来文書覚書」（『秋田県公文書館研究紀要』二二）において、『秋田藩家蔵文書目録』刊行後に見いだした原本、原本がない場合は東京大学史料編纂所が原本を忠実に敷き写した影写本のような原本に準じてよいものをまとめて公にすることとした。投稿後に東京大学史料編纂所で史料調査をしたところ、データの追加が必要とあることが判明し、取り急ぎ三校で追記した。

さらに調査を行ったところ、追加や訂正をしなければならぬないことが明らかになった。そこで「佐竹北家伝来文書覚書」の表2を全面的に改めた表を末尾に掲げた。データに関してコメントをしておく。

まず表の15は、今年度、十二所忍氏の末裔忍等氏より当館に寄贈されたものである。

次に34と43と79・80は、『秋田藩家蔵文書目録』の情報と異なる。34と43は、東京大学史料編纂所影写本「渋江文書」にも収録されている。しかし同所影写本「竹内文平所収文書」にもあることがわかった。これが何を意味するのだが、「渋江文書」は明治三二年（一八九九）に編纂所が採訪したもので、家蔵を認定された渋江氏の末裔渋江睦光氏が所蔵していた。下って昭和九年（一九三四）、編纂所が実業家で初代三重県桑名町長をつとめた収集家竹内文平氏の所蔵文書を採訪した。その成果が影写本「竹内文平氏所蔵文書」であるが、そのなかに「渋江文書」の一部が収録されている。所蔵者が移動したわけだが、こうした場合、原本等の所在データは、確認できる最後の所蔵者にした方がよいと考え、データを改めた。79・80は「佐竹北家伝来文書覚書」で述べたように当館に寄託されていたが、所蔵者より寄贈されたので、データを修正した。

表は、先学の調査結果に追うところが大きい。参考にした文献をいくつかあげてみる。

まず表の9と13の真壁氏関係史料は、『真壁町史』中世編一（改

訂版、二〇〇五）ですでに調査されている。『真壁町史』は、一点の写真を掲載しており有益である。

次に表の16、33は、金子拓氏「秋田藩家老小場宣忠関係文書について」、『秋大史学』六〇、二〇一四）を参照した。金子論文には、当該の史料の考察と翻刻がある。

次にそれ以外の当館佐竹文庫所蔵史料は、『佐竹文庫目録』（秋田県公文書館所蔵文書古文書目録第七集資料群目録二、二〇一一）が調査の手がかりになった。

次に表の34、43の渋江氏関係史料は、新川武紀氏「『新調渋江氏系譜』と渋江文書」（『県史だより』五一、栃木県、一九八一）がデータ修正の手がかりとなった。

（古文書班 すずき みつる）

注

- (1) 小論で当館所蔵及び寄託史料を引用する場合、原則として資料番号のみを記すにとどめた。また「秋田藩家蔵文書」一〇六一（A二八〇—六九一—六二）収録の文書は、『秋田藩家蔵文書目録』（所蔵古文書目録第二集、秋田県公文書館、一九九七）の整理番号を「家〇—〇〇〇のように記した。

(2) 秋田藩から秋田県庁に引き継がれ、そのまま県庁に残った史料、すなわち「秋田県庁旧蔵文書」にも「文化系図」はある。それは、県A—一—である。これも小論の対象となる。当館所蔵「文化系図」は「系図目録Ⅱ」（所蔵古文書目録第五集、二〇〇二）にまとめられているが、わずかだが秋田藩から引き継がれないものが含まれている。

(3) 伊藤勝美氏「『秋田藩家蔵文書』の成立の過程」（『秋田県公文書館研究紀要』三、一九九七）・「秋田藩の諸士系図について」（『秋田県公文書館研究紀要』四、一九九八）、拙稿「『佐竹家中家蔵文書』と文書改関係文書」（『秋田県公文書館研究紀要』二二、二〇一五）等。

(4) 伊藤勝美氏「『秋田藩家蔵文書』の成立の過程」、拙稿「『佐竹家中家蔵文書』と文書改関係文書」。

(5) 「佐竹家中家蔵文書」という名称とその意味は、拙稿「『佐竹家中家蔵文書』と文書改関係文書」で述べた。「佐竹家中家蔵文書」の各冊は「御文書」もしくは「〇〇家蔵文書」と命名されているが、江戸期にはこれらを総称して「御記録」とよばれていた。

(6) 請求記号三〇七一・二四一〇。

(7) 文書改に関する第一期及び第二期については、拙稿「『佐竹家中家蔵文書』と文書改関係文書」で述べた。

(8) 河原田氏の組下支配である佐竹義躬の角館給人関係の「被仰渡控」であるAS二八〇—三一三・一七、そしてこれらに収録されている被仰渡の原本で、義躬に発給されたAK二八〇—一七・一〇、いずれにも河原田氏に系図を返却する、もしくは提出した系図が焼失してしまったという記述は見当たらない。

(9) 請求記号四一七五—二九四。

(10) 合同四〇五一。この本は「秋田県蔵書印」があるから、秋田藩から秋田県に引き継がれたものである。秋田県立図書館合同文庫のなかには、秋田藩引継史料が残されている。

(11) たとえば「家」一三—二四。

- (12) 第一期のはじめに佐竹家中が提出した文書の写は、たとえば当館郷土資料(A記号)で、旧蔵機関秋田県立図書館が「元禄家伝文書」と命名した史料群のなかにある。このなかには「佐竹家中家蔵文書」に収録されない、偽文書とみられる文書がある。具体的には根岸茂夫氏「元禄期秋田藩の修史事業」(『栃木史学』五、一九九一)があげる、佐竹義敵家人引田種重は、国文学研究資料館「佐竹南家文書」元禄一年(一六九八)一月二日秋田藩文書所被仰渡(秋田県公文書館写真帳、請求記号AY二二K一三五)によれば、「感状老通」と「大条薩摩守書状老通」について、「感状ハ本書ニあらず、仍而可被焼却候、薩摩守書状為差証文といふにあらず、仍不被載置被返置候」と通告している。種重は所持している文書提出に先立って、写したものを提出したようで、被仰渡が対象とする二つの文書の写が残っている(A二八八・二二五五六・二五五七)。このうち卯月二六日某判物写(A二八八・二二五五六)が偽文書と認定された文書である。焼却処分されたものはもちろん、写す価値なしと判断されて返却された文書は発見されていない限りわからないが、写が残っていれば、どのような文書かがわかる。
- (13) 第一期において、岩間氏ははじめ所持している文書ではなく、文書を写したものを提出したようである。いわゆる「元禄家伝文書」に残っている、家蔵の認定を受けた佐竹義重書状と東義久一字状の写である(A二八八・二二一五五・一一五六)。第二期は本文で引用したAS二八八・二二一八―二から、文書を新たに提出した形跡はない。
- (14) 拙稿「『佐竹家中家蔵文書』と文書改関係文書」。拙稿では文書家蔵認定の秋田藩文書所青印書の発生を宝永四年(一七〇七)としたが、青印書の初見は前年一月日付の写までさかのぼれる(A〇二八八・三一―)。この文書の控を記すAS二八八・二二六八―二二五は、一月を一〇月とする。さらにさかのぼると、「岡本元朝日記」宝永三年(一七〇六)九月二七日条(混架七―三八〇―三八)の「御文書所御判始テ用候」により文書所青印の使用時期が判明する。この年の「被仰渡控」(AS二八八・二二六八―二二・二五)によれば、同年九月日付に発給された文書所文書がある。しかしこれは、家蔵認定の文書ではない。そして同年一〇月二八日条に「中村又左衛門・羽生惣右衛門来ル、御家中陪臣証文持候者御記録ニ被留置候よし、其主人申渡書付へ彼文書所御青印為押」とある。それに該当する文書の日付は、「被仰渡控」によれば、宝永三年(一七〇六)一〇月日である。これが文書認定の青印書発給の初見と解される。
- (15) 「羽生文書」(東京大学史料編纂所影写本、請求記号三〇七・二四一六)丑(元禄一〇年、一六九七)七月一日上遠野系図之写。
- (16) 「根田」一五―三・一七―四。遠藤巖氏『遙かなる流れ 上遠野家系図』(一九八六)四五頁は、「参考」五を佐竹義重書状とみられるとするが、「正文」である「根田」一五―三は佐竹義昭の花押をすえた折紙である。
- (17) 『岡本元朝日記』第一卷(秋田県公文書館編、二〇一五)元禄二二年(一六九九)二月九日条。
- (18) 『岡本元朝日記』第一卷元禄二二年(一六九九)二月一三日条及びAH二八〇―一五。最上義光書は現存の「佐竹家中家蔵文書」に収録されておらず、根田俊明の末裔の伝来文書である当館寄託「根田家文書」にもみえない。本文で述べたように、俊明ははじめ所持している文書の写を提出しているから、俊明に発給された秋田藩文書所被仰渡控(AH二八〇―一五)に「山形出羽守義光之書」は「根田土佐守に授之書也」で、「今川義元と書付差上之、義元之書にあらず」という記述を手がかりに、「元禄家伝文書」に義光書がないかを探ってみると、三月晦日根田土佐守充義元書状写(A二八八・二二一七六七)ではないかと考えられる。俊明は「義光」を「義元」と誤読したのでらうから、義元書状の差出書である「義元」を「義光」に改めれば最上義光書状として利用できる。

- (19) 『岡本元朝日記』第一卷元禄二年(一六九九)二月一七日条及びA H二八〇―一五。
- (20) 『岡本元朝日記』第一卷元禄二年(一六九九)一〇月一九日条。根田俊明が提出した系図の写は、A二八八・二一七六九。文書所の判断はA H二八〇―一五。
- (22) 吉成氏が提出した系図は、A二八八・二一三〇六四・三〇七三。文書所の検討結果がA二八八・二一五九〇―一八。
- (23) 拙稿「『佐竹家中家蔵文書』と文書改関係文書」で、第二期の「被仰渡控」には松山給人分がないと述べたが、塩谷組下角館給人の分はわずか一通であるから、本文のように記した。松山給人といい、塩谷組下角館給人といい、第二期の文書改の成果は「佐竹家中家蔵文書」にみえない。しかし「文化」七から塩谷組下角館給人が第二期で文書を提出したことが確認できるが、この時に系図を提出しなかったと想定するのは困難であろう。それゆえ系図返却とそれに関する塩谷組下角館給人への秋田藩文書所被仰渡発給はあったと推測される。
- (24) たとえば「佐竹家中家蔵文書」では、「家」五―二七・四四・一〇〇・一〇一・一〇二、「家」三三―四四・四六、「家」四八―八、がある。「佐竹家中家蔵文書」以外では、「水府志料所収文書」一三五・一三七・一四一・一四二がある(『茨城県史料』中世II)。
- (25) 伊藤氏をはじめ所持している文書を写して提出した(A二八八・二一〇八一)。伊藤氏提出の系図は、A二八八・二一〇六八・一〇七六・一〇七七。
- (26) この文書を秋田藩記録所では「閻信公御黒印書」とする(「家」三三―三三、A二八〇―三三―一七、A K二八〇―一〇、瓜生秀毘提出「文化系図」)。しかしたとえば『茨城県史料』中世編IVのように佐竹義宣とする説があり、それに『秋田藩家蔵文書目録』も従っている。しかし佐藤圭氏「佐竹義宣の発給文書について―審判形式の変遷を中心にして―」(『秋大史学』五八、二〇二二)は、佐竹義重の黒印

- 状とする。
- (27) 第二期に瓜生氏の家蔵を認めた文書の写は、A二八〇―一六九―三三に収録されている。そこには六月二五日松田憲秀書状が二つ写されている(「家」三三―一五・六)。「家」三三―一六では行替えの箇所に朱点があるから、憲秀書状は原本通りの字配りにならなかったと考えられるが、そうした措置が「家」三三―一五にはなく、もとの字配りがわからない状態になっている。
- (28) 瓜生秀毘提出「文化系図」によれば、瓜生氏は秀清の時に芦名義広とともに豊臣秀吉に滅ぼされた土岐治綱が拠点とした常陸国江戸崎と移ったとある。こうした瓜生氏の動向が治綱充文書の伝来と関係するのだろうか。
- (29) 『会津若松史』1ひらかれた会津一七五頁以下等。
- (30) 芦名氏発給文書は、『会津若松史』8史料編Iや『福島県史』第七巻古代中世資料を参照。

表. 「秋田藩家蔵文書目録」原本等所在データ増訂分

No.	史料名	家蔵	所蔵者・所蔵機関等
1	豊臣秀吉朱印状	3- 1	佐竹敬久氏所蔵仙北市立角館樺細工伝承館寄託
2	豊臣秀吉朱印状	3- 2	佐竹敬久氏所蔵仙北市立角館樺細工伝承館寄託
3	足利義昭御内書	3- 3	佐竹敬久氏所蔵仙北市立角館樺細工伝承館寄託
4	足利義昭御内書	3- 4	佐竹敬久氏所蔵仙北市立角館樺細工伝承館寄託
5	上杉謙信書状	3- 5	佐竹敬久氏所蔵仙北市立角館樺細工伝承館寄託
6	笠間綱家書状	3- 7	佐竹敬久氏所蔵仙北市立角館樺細工伝承館寄託
7	佐竹義昭判物	5- 1	国文学研究資料館出羽国雄勝郡湯沢佐竹南家文書
8	佐竹義篤讓状	7- 21	東京大学史料編纂所影写本所三男氏持参文書
9	足利高基書状	12- 27	東京大学史料編纂所影写本真壁文書
10	足利高基書状	12- 29	東京大学史料編纂所影写本真壁文書
11	佐竹義宣書状	12- 70	東京大学史料編纂所影写本真壁文書
12	常州田教目録案	12-111	東京大学史料編纂所影写本所三男氏持参文書
13	足利晴氏書状断簡	12-116	東京大学史料編纂所影写本真壁文書
14	斯波詮持書下	13- 24	秋田県公文書館佐竹文庫
15	某連署書状	15- 45	秋田県公文書館忍家文書
16	梅津憲忠書状	19- 4	秋田県公文書館佐竹文庫
17	梅津憲忠書状	19- 5	秋田県公文書館佐竹文庫
18	梅津憲忠書状	19- 6	東京大学史料編纂所影写本佐竹文書
19	梅津憲忠書状	19- 7	秋田県公文書館佐竹文庫
20	梅津憲忠書状	19- 9	秋田県公文書館佐竹文庫
21	梅津憲忠書状	19- 10	秋田県公文書館佐竹文庫
22	梅津憲忠書状	19- 11	秋田県公文書館佐竹文庫
23	梅津憲忠書状	19- 12	秋田県公文書館佐竹文庫
24	梅津憲忠書状	19- 13	秋田県公文書館佐竹文庫
25	梅津憲忠書状	19- 14	秋田県公文書館佐竹文庫
26	梅津憲忠書状	19- 15	秋田県公文書館佐竹文庫
27	梅津憲忠書状	19- 16	秋田県公文書館佐竹文庫
28	梅津憲忠書状	19- 17	秋田県公文書館佐竹文庫
29	梅津憲忠書状	19- 18	秋田県公文書館佐竹文庫
30	梅津憲忠書状	19- 19	秋田県公文書館佐竹文庫
31	梅津憲忠書状	19- 20	秋田県公文書館佐竹文庫
32	梅津廉忠書状	19- 24	東京大学史料編纂所影写本佐竹文書
33	梅津政景書状	19- 25	東京大学史料編纂所影写本佐竹文書
34	足利晴氏書状	23- 1	東京大学史料編纂所影写本竹内文平氏所蔵文書
35	足利義氏朱印状	23- 2	東京大学史料編纂所影写本竹内文平氏所蔵文書
36	足利藤氏官途状	23- 3	東京大学史料編纂所影写本竹内文平氏所蔵文書
37	上杉輝虎書状	23- 4	東京大学史料編纂所影写本竹内文平氏所蔵文書
38	小山高朝書状	23- 5	東京大学史料編纂所影写本竹内文平氏所蔵文書
39	小山氏朝書状	23- 6	東京大学史料編纂所影写本竹内文平氏所蔵文書
40	小山秀綱書状	23- 7	東京大学史料編纂所影写本竹内文平氏所蔵文書
41	小山秀綱書状	23- 8	東京大学史料編纂所影写本竹内文平氏所蔵文書
42	小山政種書状	23- 9	東京大学史料編纂所影写本竹内文平氏所蔵文書
43	休安齋能書状	23- 10	東京大学史料編纂所影写本竹内文平氏所蔵文書
44	佐竹義宣書状	31- 1	秋田県公文書館吉成文庫
45	佐竹義隆書状	31- 2	秋田県公文書館吉成文庫
46	光聚院書状	31- 38	国文学研究資料館出羽国雄勝郡湯沢佐竹南家文書
47	光聚院書状	31- 40	国文学研究資料館出羽国雄勝郡湯沢佐竹南家文書
48	光聚院書状	31- 41	国文学研究資料館出羽国雄勝郡湯沢佐竹南家文書
49	光聚院書状	31- 42	国文学研究資料館出羽国雄勝郡湯沢佐竹南家文書
50	松平長矩書状	31- 43	国文学研究資料館出羽国雄勝郡湯沢佐竹南家文書
51	酒井忠勝書状	31- 45	国文学研究資料館出羽国雄勝郡湯沢佐竹南家文書
52	佐竹義重書状	34- 3	東京大学史料編纂所影写本洪江文書
53	佐竹義宣書状	34- 6	東京大学史料編纂所影写本洪江文書
54	佐竹義宣書状	34- 7	東京大学史料編纂所影写本洪江文書
55	佐竹義宣書状	34- 8	東京大学史料編纂所影写本洪江文書
56	佐竹義宣書状	34- 9	東京大学史料編纂所影写本洪江文書

57	明智光秀朱印状	34- 56	男鹿市歴史資料収蔵庫
58	佐竹義宣書状	37- 8	秋田県公文書館佐竹文庫
59	佐竹義処書状	37- 15	秋田県公文書館佐竹文庫
60	佐竹義長書状	37- 20	秋田県公文書館佐竹文庫
61	某覚書写	42- 77	秋田県公文書館東山文庫
62	佐竹義重官途状	43- 61	秋田県公文書館佐竹文庫
63	蘆雪齋意汲判物	43- 62	秋田県公文書館佐竹文庫
64	小野寺義道書状	46- 44	鍋倉道彦氏所蔵
65	笠間(?)家朝判物	48- 38	東京大学史料編纂所影写本福田文書
66	笠間(?)家朝議状	48- 39	東京大学史料編纂所影写本福田文書
67	笠間(?)家朝判物	48- 40	東京大学史料編纂所影写本福田文書
68	笠間(?)家朝官途状	48- 41	東京大学史料編纂所影写本福田文書
69	宇都宮(?)網広書状	48- 43	東京大学史料編纂所影写本福田文書
70	宇都宮(?)網広書状	48- 44	東京大学史料編纂所影写本福田文書
71	芳賀(?)高広官途状	48- 45	東京大学史料編纂所影写本福田文書
72	宇都宮成綱判物	48- 46	東京大学史料編纂所影写本福田文書
73	笠間綱家官途状	48- 47	東京大学史料編纂所影写本福田文書
74	笠間綱家名字書出	48- 48	東京大学史料編纂所影写本福田文書
75	笠間綱家判物	48- 49	東京大学史料編纂所影写本福田文書
76	笠間綱家官途状	48- 50	東京大学史料編纂所影写本福田文書
77	小野寺義道書状	49- 51	東京大学史料編纂所影写本金文書
78	小野寺義道書状	49- 52	東京大学史料編纂所影写本金文書
79	佐竹義重起請文	52- 8	秋田県公文書館平沢家文書
80	佐竹義重判物	52- 9	秋田県公文書館平沢家文書
81	佐竹義宣知行充行状	52- 10	秋田県公文書館平沢家文書
82	小野寺保道名字書出	53- 42	秋田県公文書館東山文庫
83	小野寺保道名字書出	53- 43	秋田県公文書館東山文庫
84	佐竹義宣書状	59- 7	秋田市誓願寺
85	佐竹義宣書状	59- 8	秋田市誓願寺
86	佐竹義宣青印状	59- 9	秋田市誓願寺
87	佐竹義宣寄進状	59- 10	秋田市誓願寺
88	知恩院尊空判物	59- 11	秋田市誓願寺
89	知恩院役者常称院九達 先求院行保連署状	59- 12	秋田市誓願寺
90	増上寺役者連的良我連 署状	59- 13	秋田市誓願寺
91	増上寺役者寿光院休波 書状	59- 14	秋田市誓願寺

※「家蔵」の数字は、『秋田藩家蔵文書目録』の整理番号。
史料名は『秋田藩家蔵文書目録』を採用した。

表の追記(3校に際して)

整理番号48-34・35、53-28・29…岩屋朝徳氏所蔵

〈史料紹介〉

湊九一「郡方見回役加勢勤中日記」

文政十年丁亥正月同六月迄

国季

はじめに

【日記本文】

当研究紀要一九号から、当館寄託「湊文書」より湊国季（曾兵衛）の御用日記を史料として紹介している。

「湊文書」及び湊国季の概要は、研究紀要一九号に述べているので参考にしていただきたい。本号では「郡方見回役加勢勤中日記」

（湊九一）を紹介する。

なお、未説の箇所は□で示しており、紀要本文の体裁に合わせて翻刻してあるため、行替えや行頭の位置が原本とは一致しない場合がある。その他、不明な点は原本で確認していただきたい。

大正月元日

一 此節同役忠藏同然、湯沢町御役屋詰合、年札客对致候、旧臘関純五郎より申来り候通、御足輕内藏允、旧年迄惣御奉公五拾ヶ年相勤候段、伴間より申上候処、御当用より調銭老貫五百文拝領被仰付候義申来り候故、右之趣当人江申渡候、

同二日、三日

一 今日久府役頭始、組合同役中江年始状差遣候、

同五日

一 齋殿御判紙添を以、片岡矢右衛門より先頃申遣候岩井川村龍泉寺檀中江参内金割合申付候義二付、右村々より御苦柄二相至り候件々尋問書共二仕送差遣候処、右件々申上候趣左之通申来候、上略、岩井川村龍泉寺且中割合金之事二付御苦柄二相成候一件、委細向々御尋問之上御答書御仕送被下候間、役頭江可申上候処、旧年御用仕舞之節、御用初以前御沙汰二不相及候へハ不相成事等は、御用始之上被仰聞候様被仰含も有之候得共、清涼寺内々取入之筋も有之否御伺之上申上候様被仰下候間、大凡右一件申上候処、逆も御沙汰之上御取扱柄も有之趣被仰含候間、此段御含被下、久保田江申遣候処、何レ難被相任趣を以、清涼寺江御挨拶被成候様被仰含候、

殊二坊主ハ乱心坊と相見得、御百姓共御答書なれハ中々是切二而穩ニハ參り申間敷被存候故、是等も差含申上候、且ツ各様江書面之文言柄、椿彦村江□々遣候回状并書状模様共、更ニ本心之致方ニハ無之候、中略、以来江も相拘候訳柄篤と申上候処、御承知ニ御座候間、此段左ニ御承知被下度奉存候、

○前句ニ不相限ものハ附たり共相催候者有之候へハ、嚴ニ被処置候段、東西村々江申渡候様ニ申来り候、

○龍泉寺より被相頼岩井川村之四人催促ニ罷越候、役頭江ハ不申上候得共、当人ニハ深き罪も有之間敷候故、時分柄於親郷も迷惑ニ可有之候間、申合之上帰村為致置候趣申来り候得共、忠藏篤と申会之上、矢張親郷猿半内村江預置候事ニ申会致候、

一 旧臘御取立御藏元共江本書帳を以村々より取立ニ相成候分、左之通、

金ノ百三拾五両、永拾九匁三分五厘

銀ノ四貫七百四拾七匁分六厘

錢ノ貳千九百四拾貳貫百文

右銀之内、三貫九百五拾六匁三分五厘

右ハ七親郷出高御郷役銀上納分、

同式百六拾貳匁九分四厘

右ハ御金藏差函ニ而、去酉年御役屋納ニ相当候御郷役銀、

兩西馬音内・山田・横堀、右村々并寄郷より上納分、

同式百六拾五匁分八厘

右ハ東西七親郷并寄郷村々より御撫育高御郷役銀上納分

〔但旧年より此分初て御取調ニ相成、追々別御勘定ニ相

成候よし〕

金四兩也

錢貳百五拾四貫九百四拾貳文

右ハ久保田上納分、

金五拾八兩、永八匁五分七厘

一 銀老費九百貳匁四分六厘

錢六百四拾老費四百九文
右ハ藤屋多三郎江相納、
銀貳拾八匁也

錢六百六拾六貫四百六拾文

右ハ石川平兵衛江相納、

銀老費貳拾老匁貳分五厘

銀百拾六貫四百六拾四文

右ハ内藤吉兵衛江相納、

金拾貳兩三步、永拾匁七分五厘

金百五拾四貫百六拾六文

右ハ内藤久兵衛江相納、

金拾兩老歩、永七厘

錢貳百五拾貳貫貳百八文

右ハ佐藤治右衛門江相納、

金五拾兩也

銀五百五拾七兩老分

錢九貫六百八拾八文

右ハ佐藤久右衛門江相納、

銀老費貳百三拾八匁三分五厘

錢百三拾老費貳百文

右ハ小川長左衛門江相納、

錢貳百七拾老費七百五拾五文

右ハ小野屋伊八江相納、

外ニ内御備之分左之通 ※

五貫九百三拾貳文

右ハ久保田收納之分、

一 三拾八貫九拾三文

右ハ長沢屋源八江相納、

※〔張紙〕錢貳百四拾三貫八百八文

右ハ本御備之内ニ而、御藏元加賀屋仁右衛門江相

納候分、

一 今日左衛門殿始忠藏同然御藏元共江も年礼ニ罷越、昼九ツ頃御

一 役屋江相戻ル、

一 今日清涼寺江年礼ニ忠藏同然罷越候故、岩井川村龍泉寺老件ニ付、貴寺御取扱之旨御内談之筋も有之、右相含久府江申遣候得共、御取扱之義ハ御返却ニ可相及候義申来り候故、此段差置候趣申断候、

一 同十一日

一 跡部惣兵衛より役頭被仰含候よし二而、左之通り申来、

一 松岡村長助家内、長太郎女房懐妊なし、十二月廿六日夜半産致候段申出候趣被仰遣候付、関より御伺ニ相及候処、長助也長多郎也、主頭之もの老人乍御苦勞口書御取扱成候而被仰遣候様ニ御座候間、此段左ニ御承知、

一

横堀村正入寺ニ而前句寄セ有之、莫太之寄り銭、既二百五拾兩位も寄候段相聞得、其外上下院内杯ニ而五両三兩之少会度々有之様相聞得候間、寄り〳〵御聞立、慥之義有之候ハ、可被仰遣、右三ヶ村肝煎共御招被成候て密々御吟味被成候ハ、相分り可申、万一包置き追々相頭候ニおゐてハ、肝煎共も嚴重之御沙汰ニ被相及候趣ニ御座候、此節有体申聞候ハ、深ク御吟味も被成置間敷と申事ニ被仰含候間、左様御承知御吟味可被成置候、

但シ、平鹿江も前句等之吟味厳ニ可致候段申来り候故、浅舞御役屋詰田処主鈴江十二日ニ申遣候、

一 同十二日

一 松岡村長太郎催促御用状差出候処、今朝肝煎同道罷越候間、口書相極、今日四郎右衛門・惣兵衛・純五郎連名ニ致候て、直々仕送り差遣候、

但シ右長太郎口書大旨ハ、当人女房懐妊之事ハ実以当人共ニ相心得不申候故、猶予居候へ共、若シ懐妊も難斗候故、十二月郷中江懐妊之段申出候よし、右取調ハ正月纏ニ相加ひ候ニ付、未夕御役屋江差出不申候内ニ流産致候事ニ有之候、

一 横堀村・上下院内村肝煎共罷越候ニ付、惣兵衛より申来り候義

篤と申含候間、吟味仕候上可申上候趣ニ有之候、

一 同十四日

一 跡部惣兵衛より十一日酉ノ中刻出シ、又七郎殿御判紙添書状、今暮六ツ前相達候、左之通り、

又七郎殿御判紙添刻付を以申上候、当八日前句老件之義、具サ申上候筈、定て相達候わんと奉存候、然ル処只今御役頭より又々被仰含候ハ、湯沢当養院ニおゐて五六百貫文ほど之前句大会有之よふ御聞取り被遊候付、早々御吟味被成候様、各様迄可申上候段被仰含候間、刻付如此申上候、愈左様之事ニ有之候や、何レ百姓也町人也、御支配処之もの共ニ御座候ハ、御呼出御吟味可被成と之事ニ御座候、横堀正入寺も如何ニ御座候や、是も決而沙汰之通り相違も有之間敷や、御役頭御書状ニ相見得候通り、御吟味被仰下度、先月廿日頃当養院開は勝負五六百貫文ニ而句付致候ものハゆ沢給人・同処町人、増田・浅舞近辺之もの数多之よし、点は高橋十内と申もの御座候、西来院免料之よしニ而相始候よし、扱々つまらぬ御苦柄ニ御座候、御役頭より之御状も差添申上候、夜中ニ相成、御用而已申上候、己上、

一 正月十一日

一 役頭より惣兵衛江之御書状左之通り、

先頃御談ニ相及候前句、村々心得違、諸方寺院ニ而寄セ致候段、御役屋詰合御同役江吟味形之義被仰達候筈、又候湯沢町当養院ニおゐて先月廿九日頃句寄セ致、寄り銭五六百貫文と申事、慥ニ相聞得申候、先頃被仰達候横堀村正入寺、此度被仰達候湯沢当養院弥以句寄セ致候哉、慥之義決て相分り可申、早々吟味被仰達候様、湯沢御詰合江今日申御申達可被成候、右御吟味形ハ、町方之内又ハ百姓ともなり支配之ものゝ内罷越候もの御聞立之上、御呼出御吟味可被成可被仰遣候、

一 正月十一日

同十五日

昨日惣兵衛より相達候又七郎殿御判紙添二而、今日申達候ハ、先頃横堀村正入寺ニおゐて寄句沓件吟味可仕候段被仰含候趣被仰下候付、右村并上下院内村共ニ吟味中ニ御座候、其節申合之上小事共心得を以東西村々共へ前句寄セ等致候哉之段吟味居掛り候趣、猶更右吟味なから今日より兩人共ニ回村致候段共ニ申遣候、

同十六日

今朝上至米村出立、軽井沢村ニ而昼食、田代村泊り、今年ハ格別ニ雪不足之よしニ候得共、軽井沢村杯は五尺余、其場処ニ寄り六尺より七尺位も有之候、

同十七日

田代村出立、堀回村昼食、外ニ御用も候故前郷村ニ而泊り、堀回村昼食処江豊田五右衛門より百十四日附之書状相達候、上至米村・軽井沢村ニ而去年中越シ米沓件之者帰村御免之段申来候故、直々堀回村肝煎儀兵衛江右御免之段申渡候、

同十八日

西馬音内前郷村出立、昼食なし、御役屋江罷帰り申候、忠蔵ハ院内より御用明ニ而、昨日御役屋江御帰り候よし、四郎左右衛門より松岡村長太郎一村私、肝煎・長百姓共不吟味ニ付御用農事之外御呵之段申来り候故、則右御催促之書状差遣候、

同十九日

昨晩片岡矢右衛門より当十四日御会出之書状、左之通り申来候故、今卯之上刻附ニ而猿半内村肝煎江岩井川・椿彦両村肝煎・長百姓同道致候而、早々御役屋江可罷越候段申達候、

上略、扱又岩井川村龍泉寺割合金ニ付御苦柄ニ相成候沓件、今日役頭被仰含候ハ、此間山田村最禪寺、憐勝院江移転致候付和尚を相招、段々之訳柄為掛合候処、和尚も於湯沢申分承り候筋も有之、猶龍泉寺江も逢候ニ付、心得違ひ形篤と申論候ハ、村方江重ク訴訟ニ而も致内済を得候ハ、可宜申含候処、彼は申聞も有之候得共、漸々あしき義ニ承服致候処、百姓共江訴訟致候義ハ心外之事ニ申聞候由故、何卒拙僧江途皆被任下度和尚被申聞候間、此度ハ任セ置候ハ、如何ニ可有之哉、御相談致度趣被仰候、尤来正月ニ相成候ハハ龍泉寺江移転後三ケ年も相立候こと故、外江移候事ニも相成候間、其間被仰下度和尚被申候故、為相任候ハ、可然被仰含候故、於各様も右ニ御承知被下度候、尤参代も憐勝院取扱ニ相成候上ハ延引致候筈故、割合金等不差出御百姓共此節出金ニ不相及候事ニ被仰含候、乍去右有りよふニ御百姓共江申含内済ニ致候てハ如何ニ可有之候間、憐勝院取扱ニ付、此度ハ上之御苦柄ニ不相成内済ニ御取扱被成置候事ニ被仰含被下度候、併割合金出残差出ニ不相及趣ハ被仰渡被下度候、下略、

松岡村肝煎・長百姓共并長多郎同道罷越候故、昨日四郎右衛門より申来候通被仰渡候、

同廿日

御用済ニ相成、一ト先明廿一日忠蔵同然罷帰り候ニ付、湯沢町江左之通手形差出申候、米六斗四升五合請取申候、右は郡方見回役加勢ニ而、雄勝郡湯沢町御役屋詰、去戌十二月四日より当亥正月廿日迄四拾六日之内三日回在日引、残四拾三分、但シ卷日五合三人御扶持、都合右米於当処被渡下候時、以上、

昨日片岡より申来候、岩井川村龍泉寺沓件内済之義同村椿彦村・猿半内村右肝煎・長百姓とも罷越候故、篤と申論候処、何

レ畏入候趣ニ有之候、

同廿一日

湯沢御役屋出立、岩崎村ニ御用有之、同村ニ而昼食、横手町泊、

同廿二日

横手町出立、六郷村ニ而昼食、花立村泊、

同廿三日

花立村出立、刈和野村ニ而昼食、上淀川村泊、

同廿四日

上淀川村出立、和田村ニ而昼食、在処江着、

同廿五日

今日ハ御祥月ニ而御休日故、年寄衆并処々年礼相勤申候、

同廿六日

今日御評定処并役処江も出候て、昨日罷帰候段御届申上候て役
処御暇拝領致候而、年礼相勤申候、

同廿七日

吉沢助左衛門江申遣候ハ、先頃罷帰之節御伺之義役頭江申上候
処、去十月中博奕致候人数一郡御追放ニ相成候ものゝ外、御呵
ニ而居り候者共御免被仰渡候趣申遣候、

三月十一日

明日より回在仕候ニ付、御評定処江御届申上候、

同十二日

今日より回在、戸嶋村ニ而昼食、刈和野村老宿、
但シ此節同役惣兵衛・純五郎・西野源多〔小栗忠蔵先頃山川

役被仰付右代り〕・我等四人共ニ同宿、純五郎ハ湯沢御役屋
詰、外三人共ニ浅舞御役屋詰、

同十三日

刈和野出立、大曲村ニ而昼食、角間川村江着、
但シ純五郎ハ直々横手通り致候、

同十四日

角間川村より川筋見分、昨年御普請被附置候坂井田村・松田新
田村御普請処破損之分、惣兵衛・源多・我等同様罷越差込致候、
但シ惣兵衛・源多ハ右御用相済、直々浅舞御役屋江罷越候、
我等事角間川村御開田方之御用有之候故、両三日同処ニ居り
候、

同十五日

門目村地形之内木内村家西畑野形之分江御開発堰より堰筋立置
候故、右見分ニ罷越候、其外ニも処々破損之分見分致候而、右
拵方共ニ篤と差込申含候、

同十六日

角間川村出立、田村ニ而昼食、浅舞村御役屋江引移候〔但シ惣
兵衛・源多兩人共ニ詰合居候〕、
木内家西江堰筋今日より取拵候付、人足共出候事故御役屋江
引移之節同処江罷越候て、猶又市左衛門・甚七・吉多郎右三
人之共江拵方之義申諭候、

同十八日

田処主鈴より十六日、御会処より差出候書状相達候、右は新屋
舟頭惣吉舟江此度御吟味之筋有之、雄平両郡之分賄分并売荷と
もニ右当人相頼積下ヶ候義被差問候趣役頭被仰含之段申来り候
故、則回状を以親郷共江寄郷村々江も早々可申渡候段篤と相認
候て申渡候、

同十九日

湯沢御役屋詰純五郎江態夫書状を以、昨日主鈴より申来り候義相伝ひ候、猶平鹿之分ハ親郷江回状を以寄郷村々江も早々可申渡候義申渡候段共ニ、純五郎江申遣候、

今日より回村、前郷村ニ而昼食、堀回村ニ而老泊、但シ惣兵衛・源多も同様今日より回村、平鹿西山通之方江兩人同然ニ罷越候、

一 前郷村川端江材木沢山相見得候故、右誰材木ニ可有之承り候処、近間清治入附ケ之よしニ候間、右世話人之義取尋候処、同村孫右衛門之よしニ候故、右材木ハ郡山舟場江差出候上此方より沙汰致候迄久保田表江積下ケ申間敷候趣申渡置候、

右ハ近間清治郡方より拝借之分不納候故、当春中役頭御演説之次第も有之候故、右之通ニ申渡差置候故、早々御伺之上御指揮形被仰下候様ニ右御用状相認、田処主鈴迄今日前郷村より申遣候、

同廿日

一 堀回村出立、飯井沢村ニ而昼食、中仙道村ニ而泊、

同廿一日

一 中仙道村出立、田代村ニ而昼食、輕井沢村老泊、

同廿二日

一 輕井沢村出立、上至米村ニ而昼食、新町村老泊、

同廿三日

一 新町村出立、西馬音内前郷村ニ而昼食、御役屋江着、
一 田処主鈴より又七郎殿御判紙添ニ而、西石塚村清吉・今宿村善之助・阿氣村久藏右三人御撫育拝領之役頭御割判之差図書式枚ニ而相達候、
一 根田彈之助より当廿一日書状相達候、去年より病氣ニ而居り候

処、再応御役御訴訟申上候処御役御免之段申来候〔但シ平鹿郡西山通吟味役〕、

同廿四日

一 惣兵衛・源多回村先き江以書状彈之助御役御免之段為知申候、

同廿五日

一 先頃田処主鈴より先頃申遣候近間清治材木之義役頭江御伺申上候処、当人親類石田忠助を以、於久府願申上候て役頭御聞濟被遊候故、清治方ニ而勝手ニ可致候段被仰含之趣昨晚申来候故、則御用状を以西馬音内前郷村肝煎江世話方孫右衛門江勝手ニ積下ケ可申上段申遣候、

一 惣兵衛急御用有之よしニ而、今日御帰宅被成候、源多回村濟之趣ニ而、今日御役屋江御帰リ被申候、
一 我等事浅舞并前郷村々田面吟味致候付、昨日より日帰りニ御役屋より回村致候、

同廿六日

一 今宿村善之助・西石塚村清吉・阿氣村久藏右三人江為御撫育料定式之通拝領被仰付、今日相渡候、
一 作今共ニ浅舞村寄郷回村致候て直々角間川村江罷越候、右は御開田方御用ニ付罷越候、

同廿七日

一 御開田御普請処見分致候て、角間川村甚七・十日町村市左衛門右兩人江御普請之義篤と申合候、

同廿八日

一 角間川村御開田処御手入御普請之義、昨日実地江甚七・市左衛門召連候て、右篤と差図致候故、外ニ同村ニて御用も無之、大森村ニ而昼食、仁井山村江罷越候、右は御役屋御備山江杉植立片付被仰付居候故、直々仁井山村ニ而泊、

一 十日町村肝煎今日途中江罷越申候候は、当村開堰去秋中之洪水二而欠込二相成、当春中御普請之義書載を以奉願候得共御沙汰無之、依て先頃急御檢使之義奉願候得共、是以未夕被仰付無之、然ハ農事最中之時節田江水引取兼如何共可致様候故見分候て、何分只今より農事江取掛候義二致呉候よふ願出候故、右肝煎先立為致候て、右堰欠込場処見分致候処、大凡百六拾間斗堰筋欠込二相成り候、右字并地形之義取尋候処、牛中嶋と申候て大森村地形之趣二候故、大森村ニおみて肝煎召寄牛中嶋之内大森村新開江十日町村堰筋立置候義申談候処不苦趣挨拶二有之候、右堰下夕二相成可申候分ハ六七斗位二可有之、依て右見分堰筋取立可申候段、十日町村江差凶致候段、惣兵衛・主鈴江御用状を以右之趣役頭江申上差置候義申遣候、

同廿九日・晦日

一 昨今共二仁井山村之内御役屋御備山江杉植立二付附添致候、字持立長根ノ沢杉数四千本植立申候、人足四拾八人遣立候内八人ハ夕木払為致候、

大四月朔日

一 仁井山村御用済ニ相成候故同村出立、雄勝郡村々江田面吟味之為大沢村江罷越、嶋田新田村ニ而昼食、西馬音内前郷村ニ而泊り、

同二日

一 前郷村出立、御役屋江罷帰候、源多も回村相濟候由二而今日御役屋江被帰申候、

一 上略、然者船頭惣吉処持之小船三艘ほと有之、右分を以横手川通用致、是迄荷品積下候処外ニ右よふ之小船処持之もの無之迷惑ニ御座候間、当人船を借受候て外船頭ニ為乗申度願申出候よし、依之船頭誰江借置候て為乗候と申事浅舞詰之方江申出候て、右横手川通用之小船は不苦候事二被仰

一 含候間、此段左ニ御承知御取扱可被成置候、乍去惣吉水主共ニ為乗候事ハ曾て不相成候間、此旨御差心得被仰渡被下度奉存候、右之義角間川・横手江被仰渡被下度候、此段昨日役頭より被仰含貴兄迄申上候様ニ御座候、下略、純五郎今昼立ニ而久府江急度罷帰り候段湯沢より為知之書状相達候、右は役頭より御用有之、早々可被罷帰候よし申来候趣二有之候、

同三日

一 昨日跡部より申来候義、横手江ハ吉沢、角間川村江ハ肝煎当処江申遣候、

同七日

一 跡部、今日御役屋江着、藤田又兵衛、跡部代同役組合被仰付候よしニ而、跡部同様今日御役屋江着、

同八日

一 植田村之内二つ橋村伝右衛門女房、当四日朝死体出産之趣書状を以申出候故、懐妊書上吟味致候処、右当人女房懐妊書上不申候付、同村肝煎催促吟味ニ相及申候、

同九日

一 伝右衛門女房懐妊届方村方江申出候義甚不埒形より御苦柄相至候、依て口書主申候、其節罷越候医者より容体書等為差出申候、

同十日

一 植田村肝煎并伝右衛門催促致候て、伝右衛門義農事之外御呵申渡差遣候、
一 源多・又兵衛兩人共二今日より回村ニ御越被申候、
一 我等事今日夕後より浅舞村寄郷之内江田面吟味ニ罷越候て又々御役屋江罷帰り申候、
一 雄勝・平鹿両郡本御備銀之内より七拾貫目余、右は両郡御撫育

高御開筵被成置候付、右御用係湊曾兵衛江可被相渡候趣二而、
以來別御勘定二相成申候、

但シ実ハ郡方御勘定ハ是迄山川役二而取纏ひ見濟御勘定之處、
以來ハ御勘定出候義被仰渡候處、何角とも之不自由ニ
相成候事故、七拾貫目余之分御汲揚ニ相成申候、古來之為ニ
も可相成哉と心附候俣爰ニ相記置、

一 田処今十日附ニて稻庭村之書状相達申候、

先頃小子回在以前役頭御老統御揃之席ニて、於御会處同役
加勢老統御催促ニ而被仰渡候は、御鷹屋江村々より御鷹餌
鶏上納之節、以來藤田喜内同様ニ立会上納可為致、右吟味
之次第ハ藤田喜内江聞合可申、尤喜内江も上納方之義能々
見回役加勢共江可申伝旨被仰合候段被仰渡候、右之御趣意
ハ往々鶏上納之節村々迷惑不致候よふニ郡方江御取纏ひ被
仰付候趣ニ御座候、仮令藤田回在御用等之節ニ而も鶏上納
有之節ハ、同人ニ代り相願候様被仰合候、猶藤田回在以前
ニ右江替候功者之仁御翁鳥役より同役江出候御模よふニ御
座候、尚藤田又兵衛殿被仰付候節役頭より被仰合候は、又
兵衛殿事も鶏上納方立会見分可被致候得共、喜内殿と御親
子之事故喜内殿御勤中御立会見分ニ不相及候段被仰合候、
回在以前右御伝可申上候處、久府同役申会ニ而小子共回在
之上御回在之御同役江御伝仕候事ニ相談仕候故如此申上候、
委曲ハ得拜眉可申上候、以上、

十日

同十一日

昨日純五郎より申来り候ハ、雄平両郡遠在之村々共是迄病死半
産死体之分ハ、仮令夜中ニ而も親郷添翰ニ而御役屋江差出候上、
御式ニ随ひ取片付候處、遠在之村々ハ迷惑ニ可有之候故、以來
式ツ子以上之分病死之節ハ取片付候上御届可申上、半産死体等
之分ハ是迄之通取片付方ハ御伺申出候上御指揮を得候て葬候よ
ふニ役頭江純五郎御申上候處、被仰合候段申来り候故、東西
之親郷江今日回状を以右之趣申渡候、

一 今日明沢村堤見分、大屋寺内村ニ而昼食、新口・柳田・大屋寺
内・大屋新町、右三ヶ村組合往還橋見分、又々御役屋江罷歸り
申候、

一 同十三日

源多・又兵衛兩人共回村御用濟之由ニ而、今昼御役屋江罷歸り
候、

一 田子内村御百姓之内似せ山吹銀を拵候者有之候段相聞得候付、
右吟味為致候處、長五郎と申ものゝよしニ而昨日召捕御役屋江
罷越候故、今日より右当人御吟味ニ相成候處、全ク長五郎拵候
筋ニハ無之、同村銀山ニ居候多左衛門と申者取拵候段申上候得
共、御不審之処も有之候故、今日ハ先ツ其形ニ致差置候、

一 同十四日

今日より三人立会致候て長五郎御詮義被成置候處、御不審之処
も有之候得共、多右衛門取拵候趣ニ申上候間、一昨晩御足輕田
子内村銀山江差遣、多右衛門同道致罷越候事ニ為致候處、今日
多右衛門罷越候間当人御吟味ニ相成候處、少シも左よふ体之事
ハ致候覺無之候よし申上候、右ニ付掛合之者有之、是非御吟味
不被成置候へハ不相分義有之候ニ付、右手配御足輕共江も申附
差置候、

一 同十五日

院内銀山詰吟味役小野崎作兵衛江田子内村銀山山師多左衛門と
申者御引合、御用有之催促致、御用濟迄留置候段以手紙此方三
人連名ニて申遣候、

但シ鯨岡江右多左衛門御引合御用有之候て、右御用濟迄留置
候段銅山方江御掛合被差置被下度候、作兵衛久府ニ罷有候事
ニ有之候へハ、院内江申遣候事ハ無用ニも可相成候故、久府
と院内兩処江今日申遣候、

一 右掛り有之者、田子内村田兵衛・田治・文五郎右三人之者今日
罷越申候、

同十六日

一 田子内村似せ銀拵掛合之者共今日白状ニ相及候、山師多右衛門
と申者元山本郡藤琴村出生ニ而式拾ヶ年以前より処々金銀山江
稼ニ罷越、三ヶ年以前より田子内村江罷越候者ニ有之候、
役頭今晚御役屋江御引移、

同十七日

一 今日御呵ニ相成候者共左之通、

一 大沢御境口御追放

一 右は去十月中於浅舞村ニ吉之助吉と申もの同様忍入盗品
之内引受配分致候ニ付、

一 郷払

一 右は右嘉太郎留置候付、

一 農事之外御呵

一 右は勘四郎地主、猶嘉太郎留置候不存候付、

一 農事之外御呵

一 右は於勘四郎処ニ盜賊留置候義不存候付、

一 家業之外御呵

一 右は出生不慥成嘉太郎を人元ニ相成奉公ニ差置候ニ付、

一 農事之外御呵

一 右は女房懐妊之義既ニ臨月ニ相成候迄不信心得罷有、猶
死体出産之節俄ニ申届候義ニ付、

一 御用之外御呵

一 右ハ伝右衛門女房懐妊届無之、其上臨月ニ相至候迄吟味
をも不致、兼て被仰渡柄常々心を不用不埒付、

一 農事之外御呵

一 右ハ伝左衛門女房懐妊届之節、酒ニ酔居候得共臨月ニ相
至り候迄相心得不申義ハ、畢竟常々吟味不行届ニ付、

一 同十八日

一 上龜田村多作と申者材木買置候処、右盜難之次第相聞得候付吟

味為致候処、下龜田村重兵衛子供平助・利助子供松藏・同村松
之助・明沢村吉右衛門より右掛合之者共昨日御引附御吟味ニ相
成候処、吉右衛門斗ハ根元より相組シ盜取候ものニ而、外三人
ハ材木流シ候節手伝ひ致候迄之者ニ有之候、
戸嶋駅より御宿割・歩伝馬割両冊、御判紙添を以同役信太東右
衛門より相達候故、則湯沢御役ニ詰合之吟味五右衛門・矢右衛
門、同役純五郎・主鈴名前前ニ致仕送遣候、
横手より吉沢助左衛門・石川八左衛門兩人御役屋江參候、助左
衛門ハ泊り、八左衛門ハ罷帰り候、
同役主鈴江昨日役頭より御用有之候趣被仰渡候ニ付、態夫ニ而
申遣候処、今日湯沢御役屋より參申候、

同十九日

一 上龜田村多作材木盜難之義、今日口書相極候処、明沢村吉右衛
門ハ繩下ニ而郷中江御預、其外三人之者ハ繩なしニ而同断、両
村肝煎催促引渡候、

一 右老件ニ付十太夫殿家人森察庵と申ものハ下龜田村ニ居、根元
ハ当人取進メより相生シ候事も有之ニ付、今日助左衛門横手江
罷帰候ニ付、役頭より被仰含候ニ付、左之通相認助左衛門江態
ニ別紙ニ而差遣候積ニ致相渡申候、

一 上龜田村多作買入候材木、当十三日夜明沢村之もの共盜取、
十太夫殿御家人森察庵土蔵江入置候段、此度郷人共御吟味
之上白状ニ相及候、右材木引受候初より察庵申聞候次第も
有之、猶材木土蔵江入置候砌手伝ひ致候者共江察庵申聞ニ
ハ、右一件苦柄相生候共自分共江掛置不申間、年数相立候
而も口外致問敷候段申談候、甚如何敷次第ニ候、郷人共口
書ニ十太夫殿御名目も相頭候間、右之段被仰談、察庵義ハ
夫々御吟味御手当早々有之様仕度候、木品ハ明沢村肝煎江
引渡候様是又被仰談、早々可被仰上候、以上、

四月

一 右之通役頭御加筆之上相認候、

一 又兵衛今日より回村ニ出申候、

同廿日

昨夜吉沢助左衛門より左之通申来候二付、御足輕勘六申附、明沢村江今朝御伺之上差遣候、

上略、盗木一件之義御家来浅田及右衛門江申段候処、察庵義元八家人二候得共訊柄有之、永々暇被差出候へ八家人二無之段申条二御座候、下略、

吉沢より態夫を以左之通申来候、

先日被処置候横手山内村之内南郷村寅松と申者博奕宿致一郡被払置、此者御答形二椎名治部殿御下人丑と申者博奕致候よし申口二付、其形治部殿江申断致候処、同人何方江参候哉居処不相知、追々吟味致可申趣挨拶二御座候、然者今日治部殿御越、右丑と申者罷歸り候二付御同人尋問被致候処、其節博奕候二相違無之趣白状二相及、急度取しめ指置候段申出二御座候、かよふ之義小生初て之事故差心得形も無御座候間、何分程二取扱候て可然哉御伺之上被仰渡候、下略、

右御伺之上左之通申遣候、

先頃横手山内於南郷村博奕致候者共被召捕御吟味被成候処、椎名治部下人丑と申者も加り候二付、其節御同人江御断被成候処、其砌居合不申、此度治部方二而吟味致候処、博奕致候段白状二相及、同人方二而夫々取扱候段申来候二付被仰越、役頭江伺候処、先頃御吟味被成候て口書を以被仰聞候二付御伺二相及、夫々罪科申渡候義二御座候処、御法度を相犯候丑と申者治部手内之取扱と申義承知難相成、治部方二而上江申立御指揮無之候而ハ難相濟義二御座候間、其段御挨拶可被成候、下略、

同廿一日

勘六明沢村察庵召捕候よふ被仰付差遣候処、当人いつ方江参候哉居り不申候由故、右近村共二追々吟味致候得共居合不申候趣故其段役頭江申上候、

明沢村多郎右衛門と申者、先年肝煎勤中博奕致候付御追放被仰付、其後帰村御免二相成候処二不相変博奕を好、其上郷法度二致候飲酒売弘、扱ハ郷中江難對等申掛候義有之、今日御足輕勘六差向召捕候、又兵衛回村向より御役屋江罷歸候、

同廿二日

先頃御詮義二相成候田子内村円治・文五郎・長五郎右三人共二雄勝老郡御追放被仰付候、

主鈴今日湯沢御役屋江罷歸申候、今日左之通被処置候、

仙北三郡御追放 明沢村 吉右衛門

材木盗取候者江同意致候上手伝申候二付、 同村 多郎右衛門

大沢御追放 同村 多郎右衛門

先年博奕致候為御追放、其後帰村御免二相成候処、又々博奕致シ、且少郷法度之引酒隠売致候付、 下龜田村 松之助

老村払 盗木を引取候二付、 同村 重兵衛子供平助

農事之外御呵 同村 利助子供松蔵

右ハ明沢村察庵土蔵江材木入置候義被相頼手伝〇致候付、 田子内村山師 多左衛門

生保内御追放 右ハ同村円治・文五郎・長五郎右三人二被相頼、贗山吹銀相掬候付、 同村 円治

雄勝一郡払 同村 長五郎

右ハ同村山師多左衛門相頼、贗山吹銀掬候付、 彦兵衛子供文五郎

上龜田村作右衛門・仁井山村惣吉・常野村市五郎・松田新田村 六右衛門・田村彦三郎、右五人御撫育願申上候処、定式之通初

年御取扱通米九斗・銭式貫文宛拝領被仰付候段被仰含候、 浅舞村長右衛門・上鍋倉村弥之助、右兩人御撫育願御伺申上候

一 処、前半之通拝領相濟候、
但シ此分ハ浅舞村ニおゐて取扱之分、

同廿三日

一 山師多左衛門山証掘御引上、役頭江御伺申上候処、帰宅之上其
向江掛合可申よしニ而我等預置申候、
一 多左衛門家内之者、銀山より引取可申段被仰含候ニ付、田子内
村肝煎江御用状を以催促致候得共、未夕罷越不申、然は今夕よ
り回村致候付、右之段惣兵衛江相頼申候、
一 役頭今日湯沢御役屋江御引移、
一 角間川・門目両村川御普請処見分致候付、又兵衛・我等今日よ
り罷越、角間川村ニ而一宿、
一 源多回村、惣兵衛も今日より馬調御用ニ而回在、

同廿四日

一 今朝角間川・門目両村川御普請処見分致候て、田村ニ而昼食、
浅舞村江寄り、又兵衛ハ同村御役屋江残、我等事湯沢御役屋江
罷越候而見分形之義御伺申上候通御承知之趣ニ有之候、
一 今晚役頭より為心得被相渡候御書付左之通、
一 太守様此方様御領分御通行之節夜分ニ相成候而ハ駅々人馬
甚差支候義有之、御通行之道筋多分向寄村々より助人馬為
差出候ニ付、其場処ニ寄り五里十里遠方より相詰居候ニ付、
一 夜陰迄駅々ニ御通行御待受申上居候而ハ人馬共ニ殊之外相
疲レ、品ニ寄り意外之御指支到来仕間敷共難申、其筋御役
一 人共甚心痛罷有候、依てハ向後 御通行之砌 御発駕之御
刻限ハ何程御早ク御座候而も不苦候間、御止宿之御刻限ハ
何卒日暮以前迄ニ被成下度奉存候、各様之義申上段甚以御
一 氣毒奉存候得共、夜分ニ相及方一不慮之御差支到来仕候而
ハ深く恐入候御事故、此段御手前様迄能々御内談仕候様、
御国許より申越候、

三月

右は江戸詰御留主居より申来り候趣ニ御座候、

一 此節湯沢御役屋ニ五右衛門・矢右衛門・純五郎・主鈴詰合居り
申候、横手より助左衛門も御用候よしニ而罷越候、

同廿五日

一 役頭江願申上候て、米八拾俵当暮上納錢百貫文、五ヶ年割米錢
共ニ無利足を以拝借相濟候、右ハ新町村取扱致候付直々右之分
一 右村江被相渡候、
一 右御用相濟昼食後浅舞御役屋江罷帰候処、源多・又兵衛をも居
合申候、
一 明日より拝借米并春農引継御助成之分被相渡候ニ付、村々江回
状を以申遣候、
一 同廿七日・廿八日・廿九日
御米之分三人立会ニ而村々江相渡候、

同晦日

一 又兵衛同様今日より御普請処見分ニ罷越、新町村ニ而一宿、

小五月初日

一 新町・堀内・林崎右三ヶ村堤見分堀内村ニ而昼食、湯沢御役屋
ニ而一宿、
一 但此節開田処右御役屋ニ詰合居り候、

同二日

一 湯沢御役屋ニ而昼食、直々院内村江又兵衛同然罷越候、右ハ
御下国御用同駅片付被仰付候付、純五郎事ハ御役屋ニ而外有之、
一 明日より院内江罷越候筈、
一 今年 御下国之節三駅片付、院内ハ純五郎・又兵衛・我等、
湯沢ハ四郎左衛門・源多、横手ハ主鈴・助左衛門、

同三日

一 湯沢御役屋より純五郎今日当駅江御下国御用ニ而罷越、今日よ

り同様右取調致候、

同七日

一 横堀村より今晚書状を以、今日湯沢御役屋江着候段申来候、右ハ右御用ニ而回在、

同十一日

一 屋形様益御機嫌能、今卯ノ上刻院内御休江被為入候、詰合吟味役・同役三人共ニ御目見被仰付候、

但シ、院内江御入之節上院内村御番処向少シ下モ之方江罷出候、

同十二日

一 屋形様益御機嫌能、今卯ノ上刻院内御休御発駕被為遊候、依て湯沢より戸嶋詰吟味役并同役江昨夜今朝之御刻限被仰出候上、同晩中ニ右恐悦之書状差出候、

同十三日

一 院内村御用明ニ相成、五右衛門・純五郎・又兵衛・我等共ニ昼食なしニ而湯沢御役屋江着、同処ニ矢右衛門・四郎右衛門・源多詰合居候、
一 今晩右御役屋ニ而老宿、

同十四日

一 大沢村ニ而去冬郡方江御売上米見分并十日町村川筋共純五郎立会之上御伺申上候場処有之候、同様今朝御役屋出立、純五郎同然前郷村ニ而昼食、大沢村江罷越、米見分致候、直々大沢村ニ而泊、

但シ源多・又兵衛兩人共ニ今日浅舞御役屋江罷帰候よし、

同十五日

一 昨日見分致候米三百俵、大沢村郷藏之内ニ備有之段、今朝久府

役頭江書状差出候、

一 大沢村出立、大森村川御普請処純五郎立会見分致候処、如何共新川御堀立ニ無之候而ハ川欠相除可申見詰無之候故、兎角久府江罷帰之上御伺御指揮を得候事ニ相談致候、十日町村御普請も右同断故、其趣郷共江申含候、

一 大森村ニ而昼食、浅舞御役屋江兩人共罷越候、但此節源多・又兵衛も詰合ニ有之候、

同十六日

一 純五郎事大戸村ニ御用有之、今日回村致候て直々湯沢御役屋江引移之筈、

但四郎右衛門・純五郎・主鈴右三人共ニ湯沢御役屋詰、源多・又兵衛・我等三人ハ浅舞御役屋詰也、

同廿一日

一 四郎右衛門事我等同然御普請処見分致候付、今日湯沢御役屋より当御役屋〔浅舞村〕江罷越申候、

同廿二日

一 兩人共ニ門目・角間川兩村川筋御普請処、松田新田・板井田兩村御普請処共見分致候て、直々角間川村ニ而泊り、

同廿三日

一 昨日御普請処立会見分之上相認候て、以書状久府役頭江御伺ニ相及申候、

一 四郎右衛門事上溝・天神兩処御普請処見分ニ罷越候而、直々湯沢御役屋罷越候筈ニ而角間川出立致候、我等事は御開田方御用候故今晚も泊ニ相成候、

同廿四日

一 角間川村出立、昼食なしニ而浅舞御役屋江罷越候、
一 四郎右衛門も今日天神村より同断、

源多・又兵衛同御役屋ニ詰合居候、

同廿五日

浅舞御役屋四郎右衛門同然出立、湯沢御役屋ニ而昼食、我等ハ西馬音内堀回村ニ而一泊、

同廿六日

堀回村立、明沢・三仙道右四ヶ村田植見分、田代村ニ而昼食、輕井沢見分、上至米村ニ而一泊、

同廿七日

上至米村出立、払体・水沢・林崎・堀内見分、新町村ニ而昼食、鹿内・田沢・床舞見分、夜中湯沢御役屋江罷越候処、純五郎罷有候、四郎右衛門ハ今朝より回村江出候よし、

同廿八日

湯沢御役屋より昼食後浅舞村御役屋江罷越候、源多・又兵衛ハ昨日より回村ニ出候よし、

同廿九日

浅舞村并寄郷植付見分ニ回村、与作村ニ而昼食、

大六月朔日

今日ハ中吉田・砂子田・東石塚江回村致候て田面見分、不尺取候村々江ハ都て植附取鬧候義厳重ニ申渡候、

但今日四郎右衛門・源多・又兵衛回村済ニ而御役屋江參候、

同二日

浅舞御役屋出立、大沢・新町・高尾田・嶋田新田・上下郡山・足田・糠塚・西馬音内前郷共植附見分、但シ新町村ニ而昼食、前郷村ニ而泊、

同三日

此間役頭より門目村新川堀替料可致候段申来り、右料認、今日跡部惣兵衛江仕送差遣候、

今年ハ苗起不宜、苗薄手故植立も少々後レ候、悪田在処、十五野新田・中下吉田・上下鍋倉既ニ半通位江行足可申哉之趣ニ而植立兼居り候処、諸村地形之宜敷在処江苗着為致申候、我等も

五千刈斗之苗才覚致候、

前郷村出立、大戸・二条通・野中・杉宮・大久保右村々田面植立吟味致候処、植仕舞ニ相濟候村も有之、植後ニ相成候村方ハ五日迄ニハ無残植揃可申候段厳重申渡候、直々昼食なしニ而浅舞御役屋江罷帰候て、肝煎催促致候て、苗不足之為未夕植兼候

村々符人取尋可申候、苗ハ手遠之村ニハ候得共、三・四千刈分を才覚致候故、右可差遣候段申渡候、

同五日

又兵衛今昼食後より御役屋より横手江他領出馬調御用ニ付相詰候、

但同役吉沢助左衛門出仕(今年初て御前出仕ニ成)被成候付出府、石川八左衛門御日市馬杯ニ付出府故、申会之上又兵衛參り候、

湯沢御役屋詰同役より書状、態夫を以別紙之通申来候故、御役屋江張出差置候、

「張紙①」

組下給人之下人又ハ長屋之ものとも在町江罷出博奕・盜等いたし、其向吟味相当、其主人へ申断預置、罪状之義ハ追々吟味ニ相当候向より被仰渡候間、申達次第引渡可申、

右之振合十太夫殿并家老支配へ被仰渡候間、右心得ニ而己来御取扱可被成候、

「張紙②」

如此此度被仰渡候間、いさし心得之為別ニ御書取、御役処江御張出し可被差置候、外御同役様へも御伝可被下候、己上、

六月二日

同六日

一 此度輕井沢村より御備錢無利足拾ヶ年割を以七拾貫文拝借之願差出候よし、右二付片岡矢右衛門より役頭被仰含之趣二而、当春農拝領之節、我等取扱二而三拾六石拝領之節、格段之變事等無之候ハ、御苦柄筋申立間敷之処、余り不取合義故取尋可申候、猶又雄勝之風と致シ余人を以今度手を替願申立候故吟味可致候事申来、親郷之儀兵衛差合有之無抛前郷村二而泊り、輕井沢肝煎催促致候、浅舞より昼食前二出立、前郷村二而昼食、

同七日

一 片岡矢右衛門江今日書状を以輕井沢村肝煎尋問之上右書載共二仕送差遣候、右肝煎昨今之事故取逃シ之筋二も有之候得共、不都合之訳故右よふ之義をも相合申遣候、併シ格別之御呵等無之候よふ二仕度候段、委曲申遣候、
一 昼食後西馬音内前郷村出立、御役屋江罷帰り候、

同八日

一 昼食後御役屋出立、門目村より角間川村迄川筋見分二罷越候、

同九日

一 角間川村之内板井田舟場欠込之処、眊跡部惣兵衛江御伺之上被仰上候よふ二申遣候、明日筆取東助出府致候よし故、当人為持差遣候、

一 同役源多、今日久府江罷帰り候、

一 角間川村より昼食後横手町江罷越候、右ハ同町組合堰根先頃之洪水二而破損、此節水引取兼候段申出候故、右同役又兵衛見分致候付、

同十日

一 壺ノ堰破損処又兵衛同様立会見分致候付、右水掛之村々肝煎共

二破損処召連候、

同十一日

一 昨日又兵衛立会見分致候御普請処今日御用状を以役頭江御伺候様純五郎迄申遣候、猶又此節水引兼候故早々普請可致候段申含候義をも直々純五郎江申遣候、
一 今日御用済之上御嶽山江又兵衛同然参詣、日暮罷帰り候、

同十二日

一 横手町出立、浅舞御役屋江罷帰り、昼食直々御役屋二而、又兵衛ハ同町二居候、右他領出馬調御用二而、助左衛門・八左衛門兩人之内久保田より罷帰候迄又兵衛居り候、

同十六日

一 当十一日御伺二差遣候壺ノ堰御普請料、御積を以四拾五貫文拝領可然候哉申上候処、右伺之通被仰含候段申来候、角間川村之内板井田村渡之処欠込二相成候分、右眊三拾三貫弍百七拾文、右ハ諸品代斗二而相掛候段眊書を以御伺申上候処、是其通二可致候段申来候、且ツ門目村新川御堀替被成置候故、右眊可差出候義被仰含候故、先頃眊跡部迄仕送、右御普請料いつ方より被差出候哉、且ツ御定御日用壺日老人二付四分五毛宛二而ハ村方二而ハ御受之程無心元被考候間、右被仰合不申渡候て一ト通り御伺之上二而も不遲義、久府江右之段申遣候処、先ツ今年ハ御見合被成置候趣申来候、右件々共当十四日御会処出シ書状二而関より申来候、

同十七日

一 鯨岡、古米積直シ被致候よし、御役屋江〔浅舞〕御出候、
一 元津輕出生三之助と申者、当十五日夜今宿村辰喜と申者より諸品盗取、右被召捕候、

同十八日

昨日召捕候三之助御詮義致候処、七ヶ年前国元出奔、本庄江参り、五ヶ年前より横手ニ居り、去四月より処々驅巡、十五日晩盜候事白状ニ相及候、横手ニ居候節人主之義大町之内茂吉と申者之よしニ付、右催促、三之助女房ハ四日町之内嘉助と申者ハ先腹之兄、当人処ニ父親當時候よし、右催促致候、猶今宿村ニ先月廿七日より同処之和寿院ニ三之助女房共居候趣、右をも催促致候、

同十九日

三之助女房実父并兄嘉助罷越候故、右女より答書取り候上相渡預ケ置申候、和寿院病氣之よしニ而名代罷越候故三之助留置候義并当人口書江名前出候段相断差遣候、又兵衛御用濟ニ而横手より御役屋江歸り候、

暮角間川村甚七・十日町村市左衛門罷越申聞候ハ、角間川村舟場欠御普請被仰付候通、肝煎・長共出会段々評義仕候処、先頃御見分被下候節と違ひ、元出シ先き口格別ニ深ク相成、三居輪具居可申よふ無之候故、何卒見分差図呉候よふ申出ニ付、直々今晚角間川村江参候、囚人三之助口書をも相極候故久府江申遣候義、猶又右当人義ニ付向々掛合等之事又兵衛江申置候、

同廿日

今朝川並江肝煎・長召連見分致候処、先頃見候節より川並相変、如何共當時普請致舟場欠込相凌候見直り無之候故、右委曲相認候て、跡部・関兩名ニ而書状相認候処江、袴形村肝煎只今出府致候よしニ而罷越候故、右書状相頼候て猶口上ニ而も委敷申遣候、何レ御伺之上御返答候様ニ申遣候、右御用濟ニ相成昼食後淺舞御役屋江罷帰候、

同廿一日

三之助口書仕送候様昨日又兵衛申置候処、右盜賊横手町ニ去四月迄居候節人主ニ相成候大町之内茂吉と申者より右書附不差出

候由、右今日吉沢より相達候故、三之助義ニ付掛合之筋取調之上御判紙を以今日跡部惣兵衛迄仕送差遣候、今年疱瘡流行ニ付、平鹿郡人数取調左之通り、

- 八百式拾九人 浅舞村
- 八百式拾六人 横手町
- 五百八拾老人 増田村
- 五百五拾式人 醍醐村
- 五百老人 植田村
- 五百式拾八人 沼館村
- 四百五拾八人 八沢木村
- 四百九拾四人 阿気村
- 五百式拾老人 田村
- 五百拾老人 角間川村

右惣人数合七千式百式拾老人
右之通一ト親郷切寄郷共之調人数

同廿五日

御備古米積直シ相濟、今日四郎右衛門湯沢御役屋江罷帰候、

同廿六日

当廿四日御会処出シ書状跡部より相達候、先頃今宿村ニ而盜致候元津輕生三之助、大沢御境御追放、当人女房ハ御構なし、今宿村肝煎并長百姓ハ是迄右よふ之者吟味不致差置候付、農事之外御呵、右宿義兵衛一夜泊置候付同断、右之通今日直々申渡候、大沢口江ハ御足輕利右衛門差遣候、横手之方江ハ吉沢江書状を以可申渡候段申遣候、明日一ト先御用濟ニ相成帰宅致候故、左之通り之御扶持手形差出候、

米九斗三升受取申候、右は郡方見回役加勢ニ而平鹿郡淺舞村御役屋詰当亥三月十三日、同六月廿六日迄百三日之内四拾壹日他村回在日引残日数六拾二日分、但壹日五合三人御扶持、都合右米於当処被渡下候時、以上、

文政十年亥六月廿六日

浅舞村肝煎殿

名前

同廿七日

一 浅舞村御役屋出立、川筋御普請処出来跡見分、松田新田村二而
昼食、角間川村泊、

同廿八日

一 角間川村出立、刈和野村昼食、上淀川村泊、

同廿九日

一 上淀川村出立、昼食なし、在処江着、夕仕度後役頭江罷越候而
御用之趣申上候、

同晦日

一 御評定処江罷出候て、昨日御用済ニ相成一ト先帰宅仕候段御届
申上候〔御添役信太慶〔兵衛〕〕、

閏六月二日

一 田子内銀山之山師多右衛門より当四月中御引上ニ相成候山御証
拠、役頭江御伺之上今日銅山方吟味役綿引考蔵・根元四郎右衛
門揃ひ居り候処江、右之多右衛門贗山吹銀取扱御吟味之上御追
放ニ相成、其節其節御引上之山御証拠之趣申断相渡申候、

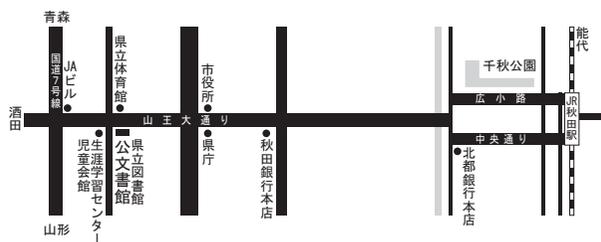
(以上)

開館時間

- 平日……………午前9時～午後7時
- 土曜・日曜日・祝日……午前10時～午後6時

休館日

- 毎月第1水曜日（その日が休日のときは第2水曜日）
- 年末年始（12月28日～1月3日）
- 特別整理期間



秋田県公文書館研究紀要 第二三号

平成二九年三月二四日発行

編集
発行

秋田県公文書館

〒〇一〇〇九五二

秋田市山王新町一四一三一

電話 〇一八（八六六）八三〇一

（題字 寿松木 毅）

この印刷物は六五〇部作成し、

その経費は一部あたり二八四円です